



---

令和2年 第1回  
本別町議会定例会会議録

---

自 令和2年 3月 3日  
至 令和2年 3月 19日

本別町議会

# 令和2年本別町議会第1回定例会会議録（第1号）

令和2年3月 3日（火曜日） 午前10時00分開会

---

## ○議事日程

|       |        |                                   |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                        |
| 日程第 2 |        | 議会運営委員長報告                         |
| 日程第 3 |        | 会期決定の件                            |
| 日程第 4 |        | 諸般の報告                             |
| 日程第 5 |        | 行政報告                              |
| 日程第 6 | 議案第 2号 | 令和元年度本別町一般会計補正予算（第15回）について        |
| 日程第 7 | 議案第 3号 | 令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）について   |
| 日程第 8 | 議案第 4号 | 令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回）について  |
| 日程第 9 | 議案第 5号 | 令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）について   |
| 日程第10 | 議案第 6号 | 令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第6回）について |
| 日程第11 | 議案第 7号 | 令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）について     |
| 日程第12 | 議案第 8号 | 令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第5回）について    |
| 日程第13 | 議案第 9号 | 令和元年度本別町水道事業会計補正予算（第4回）について       |
| 日程第14 | 議案第10号 | 令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7回）について |
| 日程第15 |        | 令和2年度町政執行方針・教育行政執行方針              |

---

## ○会議に付した事件

|       |        |                            |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                 |
| 日程第 2 |        | 議会運営委員長報告                  |
| 日程第 3 |        | 会期決定の件                     |
| 日程第 4 |        | 諸般の報告                      |
| 日程第 5 |        | 行政報告                       |
| 日程第 6 | 議案第 2号 | 令和元年度本別町一般会計補正予算（第15回）について |

|        |          |                                     |
|--------|----------|-------------------------------------|
| 日程第 7  | 議案第 3 号  | 令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 回）について   |
| 日程第 8  | 議案第 4 号  | 令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 回）について  |
| 日程第 9  | 議案第 5 号  | 令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 回）について   |
| 日程第 10 | 議案第 6 号  | 令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 6 回）について |
| 日程第 11 | 議案第 7 号  | 令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第 4 回）について     |
| 日程第 12 | 議案第 8 号  | 令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 5 回）について    |
| 日程第 13 | 議案第 9 号  | 令和元年度本別町水道事業会計補正予算（第 4 回）について       |
| 日程第 14 | 議案第 10 号 | 令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 7 回）について |
| 日程第 15 |          | 令和 2 年度町政執行方針・教育行政執行方針              |

---

○出席議員（12名）

|     |       |         |     |       |         |
|-----|-------|---------|-----|-------|---------|
| 議 長 | 1 2 番 | 高 橋 利 勝 | 副議長 | 1 1 番 | 藤 田 直 美 |
|     | 1 番   | 水 谷 令 子 |     | 2 番   | 柏 崎 秀 行 |
|     | 3 番   | 梅 村 智 秀 |     | 4 番   | 石 山 憲 司 |
|     | 5 番   | 篠 原 義 彦 |     | 6 番   | 大 住 啓 一 |
|     | 7 番   | 山 西 二三夫 |     | 8 番   | 黒 山 久 男 |
|     | 9 番   | 方 川 一 郎 |     | 10 番  | 阿 保 静 夫 |

---

○欠席議員（0名）

---

○説明のため出席した者の職氏名

|               |           |               |         |
|---------------|-----------|---------------|---------|
| 町 長           | 高 橋 正 夫   | 副 町 長         | 大和田 収   |
| 会 計 管 理 者     | 花 房 永 実   | 総 務 課 長       | 村 本 信 幸 |
| 農 林 課 長       | 菊 地 敦     | 保 健 福 祉 課 長   | 飯 山 明 美 |
| 住 民 課 長       | 田 西 敏 重   | 子 ども 未 来 課 長  | 大 橋 堅 次 |
| 建 設 水 道 課 長   | 大 槻 康 有   | 企 画 振 興 課 長   | 高 橋 哲 也 |
| 老 人 ホ ー ム 所 長 | 井 戸 川 一 美 | 国 保 病 院 事 務 長 | 藤 野 和 幸 |
| 総 務 課 主 幹     | 上 原 章 司   | 住 民 課 主 幹     | 小 坂 祐 司 |
| 住 民 課 主 幹     | 久 司 広 志   | 総 務 課 長 補 佐   | 三 品 正 哉 |

建設水道課長補佐 小 出 勝 栄  
教 育 次 長 阿 部 秀 幸  
学校給食共同調理場所長 高 橋 優  
代 表 監 査 委 員 畑 山 一 洋

教 育 長 佐々木 基 裕  
社 会 教 育 課 長 坪 忠 男  
農 委 事 務 局 長 倉 崎 景 一  
選 管 事 務 局 長 村 本 信 幸

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 鷺 巢 正 樹

総務担当主査 越 後 忠

開会宣告（午前10時00分）

---

◎開会宣告

○議長（高橋利勝） ただいまから、令和2年第1回本別町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫議員、山西二三夫議員、及び大住啓一議員を指名します。

---

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長方川一郎議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（方川一郎）〔登壇〕 おはようございます。

報告いたします。

令和元年12月11日第4回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日3月3日から3月23日までの21日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、3月5日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、議会の運営に関する事項、陳情文書の取扱いについて申し上げます。

本日までに8件の提出がありました。

商工会に対する令和2年度市町村補助金についての要望。

日本の医療を守る道民協議会第15回総会、決議内容実現に向けた取り組みの陳情。

厚生労働省による地域医療構想推進のための公立公的病院の再編統合に抗議し、地域医療の拡充を求める陳情。

子どもの医療費無料化制度の拡充を求める道への意見書提出を求める陳情書。

新中間処理施設の建設について住民の声を聞くことを求める陳情。

日本国憲法の尊重、養護に関する陳情。

厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書採択の陳情。

以上7件については、議会運営基準138運用例5によることとし、後刻議員の回覧に供することといたします。

次に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し、民族共生の未来を切り開く決議採択の陳情。

以上1件については、議会運営基準138運用例6によることとし、議会運営委員会発議にて最終日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

次に、提出議案の取り扱いについて申し上げます。

提出議案中、議案第20号令和2年度本別町一般会計予算について、ないし議案第28号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件の議案については議長を除く11名の委員で構成する令和2年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査する取り扱いを予定しました。

以上報告いたします。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

---

### ◎日程第3 会期決定の件

○議長（高橋利勝） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、3月3日から3月23日までの21日間とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日、3月3日から3月23日までの21日間とすることに決定いたしました。

---

### ◎休会の議決

○議長（高橋利勝） お諮りします。

議事の都合により、3月4日から9日、13日から18日、20日から22日までの計15日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、3月4日から9日、13日から18日、20日から22日までの計15日間は休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時06分 休憩

午前10時08分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋利勝） 日程第4 諸般の報告を行いません。

報告第2号専決処分報告、令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）について報告を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美） 報告第2号令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

それでは予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,809万6,000円とするものでございます。

それでは事項別明細書により御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

上段の歳入でございますけれども1歳入、3款1項1目寄付金、1節指定寄付金の5万円の補正は、匿名の方から5万円の寄付をいただいております。

下段の歳出でございますが、2歳出、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費のうち、寄付者の意向によりまして18節備品購入費、施設等備品といたしまして、利用者のベッドからストレッチャー、ストレッチャーからベッドに臥位移乗がスムーズに行なえる移乗用スライドボード1台の購入5万円に充てるものでございます。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

監査委員から令和2年1月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、令和元年度学校林現況報告が町長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の令和元年第4回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、とちかち広域消防事務組合議会の令和元年第4回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、議長の動静について、令和元年第4回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

## ◎日程第5 行政報告

○議長（高橋利勝） 日程第5 行政報告を行ないます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 本町における新型コロナウイルス感染症対策について報告いたします。

新型コロナウイルスの感染につきましては、1月16日に神奈川県において国内で初めて確認され、北海道においても1月28日に1例目を確認されて以降、感染者が増加する中、2月27日に十勝で初めて感染が確認されました。

この感染の確認に伴い、本町においても、2月27日同日、午後5時に本別町の新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大の抑制に向けた取り組みを行なってきました。

この間の取り組みといたしましては、2月25日に国から示されました、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づき、課長等会議を招集し、情報共有と当面の対応について協議をし、26日の会議では、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた本別町の当面の対応を定め、職員としての日常の対応、イベント、会議の対応について徹底を図り、予防及び感染拡大の防止に努めることを徹底してきたところであります。

北海道の発表では、道内が全国で最も感染者数が多い状況となり、更に集団感染が疑われる例も確認されましたことから、北海道知事は、状況は深刻さを増しており、感染拡大のスピードを抑える対策が必要となっているとして、2月28日に緊急事態宣言が発表され、これを受け、本町本部会議においても2月28日、3月2日にそれぞれ、各種施設の対応や各種啓発方法などについて協議してきたところであります。

新型コロナウイルス感染症に関する、町民の皆さまへの情報提供につきましては、2月29日に新型コロナウイルス感染症のお知らせを新聞折込をし、町民の皆さまには落ち着いて行動いただくとともに、外出される際には人混みを避けるなど、手洗い、咳エチケットなどの徹底をお願いしますとともに、発熱などの症状のある方の対応についてお知らせを行ない、さらに広報ほんべつ3月号に感染予防と相談窓口についてのチラシを折り込むなど啓発を行なっております。

また、同報無線におきまして各種啓発を行なうとともに、町ホームページにおいても、緊急のお知らせとして新型コロナウイルスに関する情報を掲載をし、行事の中止、延期についてのお知らせ、各施設、保育所などの対応や、感染予防、相談窓口等の情報を随時更新しております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、現在において終息の方向は見えない中ではありますが、本町といたしましても、国や北海道の方針や要請を踏まえ、引き続き、町民の皆さまの安全、安心の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、御理解と御協力をよろしくお願いを申し上げます。

次に、令和元年度の各会計の予算執行状況について報告いたします。

1月末現在の一般会計の執行状況につきましては、歳入が予算額75億9,037万7,000円に対し、収入済額55億3,414万1,000円で72.9パーセントの執行率となっております。歳出は、支出済額51億6,067万1,000円で68.0



パーセントの執行率となっております。

次に、地方交付税の状況であります。普通交付税は前年度比0.8パーセント、額にいたしまして1,918万円増の25億6,190万2,000円になる見込みであります。

交付税財源の不足分を地方が直接借入れをしております臨時財政対策債は、前年度比24.1パーセント、3,951万8,000円減の1億2,423万9,000円で、普通交付税を加えました総額では前年度を0.8パーセント下回る結果となっております。

特別交付税につきましては、現時点では未確定であります。現予算では18.3パーセント減の2億6,543万6,000円を見込んでいます。

次に、国民健康保険特別会計であります。歳入が予算額11億8,956万5,000円に対し、収入済額8億7,217万7,000円で73.3パーセントの執行率で、国保税の収納率は現年度が85.5パーセント、滞納繰越金分が17.1パーセントとなっております。歳出は、支出済額8億8,963万5,000円で74.8パーセントの執行率となっております。

歳出総額の92.1パーセントを占めます保険給付費と国民健康保険事業納付金はそれぞれ72.1パーセントと90.0パーセントの執行率となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入が予算額1億3,163万3,000円に対しまして、収入済額1億1,686万1,000円で88.8パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額1億1,725万2,000円で89.1パーセントの執行率となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入が予算額10億1,863万6,000円に対しまして、収入済額は7億4,097万4,000円で72.7パーセントの執行率となっております。

このうち、介護保険料につきましては、調定額1億9,685万5,000円に対しまして、収納済が1億6,303万8,000円で82.8パーセントの収納率となっております。

歳出は、支出済額7億4,425万8,000円で73.1パーセントの執行率となっております。このうち保険給付費につきましては6億6,239万2,000円で、支出済額の89.0パーセントとなっております。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入が予算額2億9,804万6,000円に対し、収入済額1億8,778万9,000円で63.0パーセントの執行率で、サービス収入の収納率は99.9パーセントとなっております。

歳出は、支出済額2億4,287万8,000円で81.5パーセントの執行率となっております。

次に、簡易水道特別会計であります。歳入が予算額1億2,596万3,000円に対し、収入済額は6,629万1,000円で52.6パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額7,296万9,000円で、57.9パーセントの執行率となっております。

次に、公共下水道特別会計であります。歳入が予算額5億1,149万3,000円に対し、収入済額2億1,256万7,000円で41.6パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額2億6,197万7,000円で51.2パーセントの執行率となっております。

次に、水道事業会計の決算見込みについて報告いたします。

収益的収入及び支出につきましては、収入見込額は1億5,726万2,000円で、支出見込額は1億5,726万2,000円となる見込みであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込額が4,018万9,000円、支出見込額は1億299万5,000円で、不足額6,280万6,000円は過年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定にしております。

次に、病院事業会計決算見込みについて報告いたします。

まず、患者数の動向であります。令和2年1月末現在の延べの患者数は、入院患者が1万4,346人、前年同期比は1,650人、13.0パーセントの増、外来患者数が3万3,562人、前年同期比では1,111人、3.2パーセントの減となっております。

次に、収益的収入及び支出につきましては、収入見込額は13億5,794万6,000円、支出見込額は12億6,756万9,000円となる見込みで、収益から費用を差し引きました9,037万7,000円が純利益となる見込みであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込額が6,252万円、支出見込額が9,950万3,000円で、不足額3,698万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定にしております。

以上、令和元年度各会計の予算執行状況及び企業会計決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、本別町養護老人ホーム悠翠荘の閉所について報告をいたします。

本別町養護老人ホーム悠翠荘は、昭和48年10月1日から当初入所定員50人で開設をし、本別町民を中心として、近隣の養護老人ホームがない市町村の委託も受けながら、65歳以上で環境上及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方に入所いただき、家庭的な雰囲気、快適な生活環境が保持をされ、入所者が健康的で文化的な生活が営め、可能な限り自立した日常生活ができ、入所者やご家族が安心、安全、満足していただけるような施設運営に努めてまいりました。

しかし、施設建築後46年が経過し老朽化が激しいことや、時代とともに求められるサービスの変貌、更には介護保険法が改正された平成18年以降入所申込者が減少するとともに、入所者の中で介護認定を受ける方が増えましたことから、養護老人ホームの定員を平成18年4月に50人から45人に変更、併せて45人のうち定員29人の特定施設入居者生活介護居宅事業所を開設し、介護サービスを提供してきましたが、亡く

なられた方や介護施設に転居等退所者が増加する一方で、入所者が年間数人、または、なしという年もあり、平成30年3月に策定いたしました第7期の銀河福祉タウン計画において、高齢者向け住宅の整備に併せて終期の検討をしてきたところであります。

これまで入所しておりました入所者やご家族にその旨を説明しながら御理解をいただき、できる限り精神的な負担の軽減を図りながら、現施設に近いサービスを受けることができる施設への移行支援を実施してきました。その結果、最後のお一人が昨年12月に高齢者住宅への住み替えが終了いたしましたことから、令和元年度末をもって閉所することとし、事務的には、老人福祉法に基づき北海道に対して本別町養護老人ホーム悠翠荘の廃止届を提出するとともに、町民には町広報紙により閉所の周知を図ってまいりたいと考えております。職員につきましては、施設内の諸設備や備品、消耗品の整理等、残務処理とともに、重介護度化の進行や医療依存度が高くなっております特別養護老人ホームとの兼務発令により、本年度末まで業務を行なっていただき、次年度以降の職員配置につきましては、その状況を鑑みながら職員の持っている資格を十分に生かすことができる職場への配置転換を見据え、取り組みを進めてまいりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いするところであります。

なお、関連条例の廃止、改正を本定例会に提案させていただいておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思っております。

次に、平成30年3月に策定いたしました、第7期銀河福祉タウン計画における特別養護老人ホームの整備について報告いたします。

第7期計画における特別養護老人ホームの整備につきましては、平成27年6月に策定いたしました、本別町特別養護老人ホーム、養護老人ホームのあり方に関する基本構想に基づき、1カ所目を本別地区清流の里に併設して社会福祉協議会の運営による定員20人の地域密着型の養護老人ホームを整備する方向で、令和2年度の工事着手、令和3年度の開設に向けた協議を進めてまいりました。

しかし、この間の特養入所基準の見直しや医療との連携が評価対象になるなど介護保険制度を含めた社会環境、情勢は大きく変化し、現在の計画のままでは、安定的かつ効率的な運営が大変厳しい状況となっており、特別養護老人ホームの待機者数の減少や介護老人保健施設の稼働率減少など、町内における施設入所の状況についても変化してきております。

このことから、基本構想及び第7期の計画に基づき進めておりました清流の里に併設する地域密着型特別養護老人ホームの整備につきましては、一旦立ち止まり、社会環境、情勢や介護保険制度の変化、また、町内の施設間における機能分化や連携等あらゆる動向を踏まえながら、特別養護老人ホームのあり方を検討していくことといたしました。

令和2年度は第8期銀河福祉タウン計画の策定に着手することとなりますが、介護サービス基盤の整備に関しましては、町民の皆さまや本別町健康長寿のまちづくり会議をはじめ関係団体の御意見もいただきながら、引き続き慎重に検討を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも、議員各位の特段の御理解、御支援を賜りますようお願いいたします。

次に、児童館の再編及び開館時間の変更について報告いたします。

はじめに、児童館の再編について報告いたします。

本町には栄町児童館、東児童館及び北地区交流センターにおいて、それぞれ児童館活動が行なわれておりまして、地域における子どもの余暇活動の拠点として、自由に来館する子どもたちに対し、健全な遊びと学びを提供してきているところです。

近年、子どもの数が大幅に減少しますとともに、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。

学校基本調査によりますと、平成20年5月の本別中央小学校の児童数が328人であるのに対し、平成30年5月の児童数は192人となっており比較しますと41パーセント、136人の減少となっております。

児童数の減少は、児童館の利用者数にも大きく影響し、平成20年度の3館での利用者数が8,821人であるのに対し、平成30年度の利用者数は4,508人で、比較いたしますと48パーセント、4,313人の減少となっております。

この間、子ども子育て支援事業計画に基づきまして、子どもの育ちに応じた切れ目のない支援策を行なっており、児童館活動の他、各小学校区に学童保育所を設置し、利用時間の延長や保育料の減免制度を設けるなど、幅広く子育て支援を進めているところであります。

さらに、こども園に併設し整備いたしました子育て支援センターにおいては、子ども、子育てに関わる各種施策を展開しているところです。

こうしたことから、児童館の利活用、再編について一昨年から、子ども、子育て会議を中心に、児童館活動の今後のあり方について協議を行ない、自由来館による児童館の活動については、栄町児童館、東児童館の2館において引き続き行ない、北地区交流センターにおける児童館活動は、令和2年3月31日をもって終了することといたします。

次に、児童館の開館時間の変更について報告いたします。

現在の児童館の開館時間は、平日が午後1時から午後5時、毎週土曜日が午前10時から午後5時、小学校の長期休業期間が午前10時から午後5時となっており、自由来館により児童館を開放しております。

少子化が進み、少ない子ども達の中で、少年団活動、習い事、さらには、各種団体が行ないますイベントや行事への参加もあり、近年、土曜日午前中の利用者数が極端に少ないことから、利活用、再編の協議と併せて、一昨年から子ども子育て会議、さらには各種団体からご意見をいただき、児童館の土曜日午前中の開館につきましては、令和2年度から小学校の春休みのみといたします。

これからも、子どもの育ちに応じた切れ目のない支援、長期的な視野に立った子ども達の健全育成のための取り組み、子どもの成長に応じた安全で安心して過ごすことができる遊び場や居場所の確保について、引き続き取り組んでまいります。

次に、北地区交流センターの管理運営方法の変更について報告いたします。

北地区交流センターは、子ども未来課が所管し児童館活動に必要な指導員、さらには、センターの管理を担う管理人を配置し業務を行なってきたところであります。

先ほど報告しましたとおり、北地区交流センターにつきましては、4月から指導員を配置せず、地域の集会場として御活用いただくこととしております。

各地区集会場につきましては、御承知のとおり、町内には現在、市街地において3会館、農村部において8会館の計11会館を設置し、地域において活用いただいておりますが、管理運営につきましては、協働の観点から地域の自治会が中心となる運営委員会を設置していただき、自ら管理運営をいただいているところであります。

これに習い、北地区交流センターの管理につきましても、これまでも組織されております北地区交流センター運営委員会の組織を再編し、北7丁目、北8丁目自治会が主体となります、新たな運営委員会を設置していただき、管理運営を行なっていただくこととしており、時期につきましては両自治会の令和2年度定期総会が終了する5月から管理運営委託をすることといたします。

これにより、北地区交流センターの運営が大きく変わることになりますが、令和2年度の所管につきましては、引き続き子ども未来課が担うこととしています。

なお、管理運営方法の変更により、専属の管理人につきましては4月から配置しないこととしておりますが、地域への管理委託が5月からとなることから、4月から1カ月間につきましては、子ども未来課において従来通りの管理を行なうこととしました。

次に、元職員を相手方とした民事訴訟の判決について報告いたします。

元職員を相手方とした民事訴訟につきましては、令和2年2月19日に本別簡易裁判所において第1回の口頭弁論が行なわれ、被告の出廷はありませんでしたが、請求原因について全て認めた答弁書の提出がありましたことから、口頭弁論が即日終結され、判決の言い渡しがされました。

判決は、本別町の請求が全面的に認められたもので、内容につきましては、損害賠償額56万1,000円および、これに係る遅延損害金の支払い並びに訴訟費用は被告の負担とするもので、判決の確定につきましては、控訴期間が判決原本の送達日の翌日から14日以内となっていますことから、3月上旬になるものと思われま。

今回、元職員から支払いの意思が示されたことにより、今後は支払い方法の交渉を含め請求を行なっていくこととなりますが、現在、昨年6月からの訪問調査等により確認した本件以外の被害について監査委員に損害賠償責任等の決定を求めており、その結果を踏まえ、今後、弁護士と協議しながら対応していきたいと考えております。

以上、本別町議会第1回定例会行政報告とさせていただきます。議員各位におかれましては、今後とも御支援をいただきますようお願い申し上げて報告を終わりたいと思っております。以上です。

○議長（高橋利勝） これで行政報告を終わります。

---

#### ◎日程第6 議案第2号

○議長（高橋利勝） 日程第6 議案第2号令和元年度本別町一般会計補正予算（第15回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第2号令和元年度本別町一般会計補正予算（第15回）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定に伴う道営美蘭別地区営農用水事業、橋梁長寿命化事業の調整など、令和元年度事業の完了に伴う係数整理が主な内容であります。その他補正の主なものとしたしましては、歳入では、町税の増額、歳出では、小中学校校内通信ネットワーク整備事業、農業振興基金及び財政調整等基金への積立金の増額などがございます。

それでは予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,039万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億2,512万1,000円とする内容であります。

それでは、歳出から御説明いたしますが、先程申し上げましたとおり今回の補正の大部分が、事業確定による執行残等の係数整理でございます。

26ページ、27ページをお開き下さい。

2、歳出でございますが各科目にわたります2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費につきましては、82ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

それでは、2段目の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、7節賃金、臨時雇賃金478万1,000円の減額補正は、執行見込みによる調整であります。

次の8節報償費、記念品代ふるさと納税500万円の増額補正は、個性あるふるさとづくり基金指定寄付金の収納見込みによる調整であります。

28ページ、29ページをお開きください。

一番下段にあります、6目財産造成費、13節委託料中、町有林造林事業393万円の減額補正は、事業費の確定による調整であります。

30ページ、31ページをお願いいたします。

一番下段にあります、8目企画費、7節賃金、嘱託賃金443万5,000円の減額補正は、地域おこし協力隊賃金の執行見込みによる調整であります。

32ページ、33ページをお開きください。

13節委託料、業務委託料中、プレミアム付商品券業務505万円の減額補正は、消費税引き上げによる影響の緩和、地域の消費を喚起することを目的に昨年7月より実施してまいりましたが、事業の完了に伴い調整するものであります。

34ページ、35ページをお開きください。

4段目の13目情報通信費、11節需用費、光ケーブル支障移転610万1,000円の増額補正は、電柱移設に伴う光ケーブルの支障移転件数の増加に伴う増額であります。

下段にあります、14目基金費、25節積立金中、36ページ、37ページをお願いいたします。

基金積立金ですが、今回、財政調整基金に1億1,768万5,000円、減債基金に3,000万円、農業振興基金に1,000万円、個性あるふるさとづくり基金に1,000万円を積み立てるものであります。

なお、財政調整基金は、これまでに7億円を取り崩しておりますが、前回までの計上分と合わせて、2億5,763万1,000円を積み戻すこととなり、現時点での基金残高は8億1,282万8,000円となる見込みであります。

また、農業振興基金につきましては、令和元年度末で1億3,013万1,000円となる見込みであります。

今回の積み立てにより、土地開発基金を除く全基金の現時点での現在高は、前年度より4億6,061万7,000円減の27億5,892万5,000円程度となる見込みであります。

なお、3月末に特別交付税及び消費税等の各種交付金が確定しますので、令和元年度末の最終現在高は変更になる予定となっております。

38ページ、39ページをお願いいたします。

一番下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、次のページをお願いいたします。

20節扶助費中、介護給付・訓練等給付1,008万7,000円の減額及び、障害児1,237万5,000円の減額補正は、給付見込みによる調整であります。

44ページ、45ページをお開きください。

下段にあります、3目介護保険費、28節繰出金中、次のページをお願いいたします。

上段の一番下にあります、介護老人福祉施設事業919万2,000円の増額補正は、特別養護老人ホームにおける施設介護サービス給付費収入等の減額及び人事異動に伴う人件費の調整であります。

飛びまして50ページ、51ページをお開きください。

2段目の4款衛生費、1項保健衛生費、5目医療給付費、52ページ、53ページをお願いします。

上段にあります、20節扶助費705万3,000円の減額補正は、重度心身障害者等に係る医療扶助費の実績見込みによる調整であります。

56ページ、57ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金中、上から4つ目の環境保全型農業直接支払事業381万5,000円の減額は、補助対象経費の確定によるもの、農地中間管理機構集積協力事業220万円の減額は、補助対象者がなかったことによるもの、てん菜収穫原料ストックポイント整備事業210万6,000円の減額は事業実績による調整、農業次世代人材投資事業交付金600万円の減額は、補助対象経費の確定見込みによる調整であります。

58ページ、59ページをお願いします。

6目営農用水管理費、19節負担金補助及び交付金中、道営美蘭別地区営農用水事業1,383万7,000円の減額補正は、事業の決算見込みによる調整であります。

60ページ、61ページをお開きください。

中段でございます、7款1項商工費、2目商工業振興費、19節負担金補助及び交付金中、一番下段にあります起業家支援奨励事業990万円の減額補正は、今年度の認定件数がなかったことにより減額するものであります。

飛びまして64ページ、65ページをお開きください。

上段の8款土木費、2項道路橋りょう費、4目橋りょう維持費、13節委託料、橋りょう長寿命化事業1,887万9,000円の減額及び15節工事請負費、橋りょう長寿命化事業2,878万7,000円の減額補正は、交付金事業の執行見込みにより調整するものであります。

66ページ、67ページをお願いします。

中段でございます、5項住宅費、1目住宅管理費、19節負担金補助及び交付金中、住宅改修費410万円の減額補正は、利用件数が見込みより減となったことによる調整であります。

次の3目空き家等対策費、19節負担金補助及び交付金、空き家住宅等除却支援事業211万8,000円の減額補正は、対象経費の確定による調整であります。

飛びまして70ページ、71ページをお開きください。

中段でございます、10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、15節工事請負費677万4,000円の増額補正は、全国一律にコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えることが急務とされ、1人1台の端末及び高速容量の通信ネットワークを一体的に整備する、GIGAスクール構想に基づき、国の補正予算により各小学校の校内通信ネットワークの整備を行なうものであります。

なお、本別中央小学校458万6,000円、仙美里小学校218万8,000円の事業費はそれぞれ翌年度へ繰り越すものであります。

72ページ、73ページをお願いいたします。

3項中学校費、2目教育振興費、15節工事請負費576万8,000円の増額補正は、小学校費で説明いたしました、GIGAスクール構想に基づき、各中学校の校内通信ネットワークの整備を行なうものであります。

なお、本別中学校378万6,000円、勇足中学校198万2,000円の事業費は、それぞれ翌年度へ繰り越すものであります。

以上で歳出を終わりました、8ページ、9ページへお戻りください。

1、歳入であります、1款町税、1項町民税、1目個人、1節現年課税分、個人所得割1,700万円の増額補正は、給与所得、農業所得及び譲渡所得が当初見込額より増額となったことによるものであります。

2目法人、1節現年課税分、法人税割1,119万円の増額補正は、本支店法人農業関連法人等の確定申告額の増によるものであります。

下段の2項1目固定資産税、1節現年課税分中、家屋332万3,000円の増額、償却資産922万1,000円の増額補正は、課税標準額が当初見込額より増額となったこ



とによるものであります。

10ページ、11ページをお開きください。

9款地方特例交付金、2項1目1節子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、幼児教育保育の無償化に係る地方負担分について、令和元年度に限り全額国費により補填されることから、9月補正で北海道及び町負担見込額を計上しておりましたが、新たに北海道が負担する分につきましては、子どものための教育・保育給付費負担金として交付されることとなったことから調整するものであります。

中段の12款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、1節老人福祉費負担金57万5,000円の減額、次の2節養護老人保護措置費負担金194万7,000円の減額補正は、養護老人ホーム入所者の退所によるものであります。

飛びまして14ページ、15ページをお開きください。

中段にごさいます、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金中、プレミアム付商品券事業費補助金505万円の減額補正は、歳出で説明いたしましたが事業の完了により調整するものであります。

3段下にごさいます、4目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金3,264万円の減額補正は、交付金事業の地方道路整備事業及び橋梁長寿命化事業の執行見込により調整するものであります。

下段の5目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金中、へき地児童生徒援助費補助金16ページ、17ページをお願いします。

上段にごさいます、スクールバス購入121万円の増額補正は、補助金額の確定によるものであります。

その下の学校教育施設整備費等補助金338万5,000円の増、次の2節中学校費補助金中、一番下段にあります、学校教育施設整備費等補助金288万2,000円の増額補正は、歳出で説明いたしましたGIGAスクール構想に基づく各小中学校の校内通信ネットワーク整備事業に対する補助金であります。

下段の15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、6節児童福祉費負担金中、子どものための教育保育給付費負担金575万2,000円の増額補正は、施設型給付費、地域型保育給付費の交付見込により調整するものであります。

飛びまして22ページ、23ページをお開きください。

17款1項1目寄付金、1節総務費寄付金1,000万円の増額補正は、個性あるふるさとづくり基金指定寄付金の見込みによる調整であります。

なお、これまでの計上分と合わせて1億1,000万円を見込んでおります。

一番下段にあります、20款諸収入、4項1目雑入、3節障害者自立支援給付中、児童発達支援給付収入622万1,000円の減額補正は、児童発達支援事業、放課後デイサービス事業、保育所等訪問事業の利用者数の減によるものであります。

24ページ、25ページをお願いします。

下段の21款、1項町債、1目1節総務債中、過疎地域自立促進特別事業債2,540万円の増額及び6目1節臨時財政対策債955万円の減額補正は額の確定によるもの、

その他の町債は事業費の確定によるものでございます。

以上で歳入を終わらせていただき、5ページをお開きください。

第2表繰越明許費でございます。

10款教育費、2項小学校費、校内通信ネットワーク整備事業（本別中央・仙美里）677万4,000円、3項中学校費、校内通信ネットワーク整備事業（本別・勇足）576万8,000円は、国の補正予算により事業を実施するため、翌年度に繰り越すものであります。

6ページをお開きください。

第3表地方債補正であります。1、追加。これは国の補正予算により町内小中学校の校内通信ネットワーク整備事業を実施するもので、起債の目的、学校教育施設等整備事業、限度額590万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

2、変更。これは、事業量、事業費の変更及び確定に伴い限度額を変更するものです。

起債の目的、公共事業等、限度額8,150万円を7,220万円に。

一般補助施設整備等事業、限度額880万円を840万円に。

7ページ、辺地対策事業、限度額4,030万円を3,990万円に。

過疎対策事業、限度額3億3,600万円を3億4,050万円に。

臨時財政対策債、限度額1億3,378万9,000円を1億2,423万9,000円にそれぞれ変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和元年度本別町一般会計補正予算（第15回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（高橋利勝） ここで暫時休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行ないます。

まず、歳出からとし一括とします。

26ページから81ページまでありませんか。

大住議員。

○6番（大住啓一） 1点だけ質問いたします。

61ページでございますが、商工費の19節補助金の一番下段になりますが、起業家支援奨励事業、これ企業を起こした方々に限度300万円ということで予算あると聞いてございます。

減額が990万円ということでございますから、普通に考えれば全額落としたということで、応募はなかったということの解釈でいいのでしょうか。それが1点目。

それで、ゼロだったとすれば、これから今定例会で当初予算の審議はさせていただきますけれども、ゼロというのは近年ないですね。それで、この事業のあり方とかさうい

うものについては、減額補正あげる段階でそこまで議論したのかしないのか、その辺の関係についてお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員の御質問にお答えいたします。

大住議員御質問の御見込みのとおり、今回の補正予算につきましては当初予算で組んでおりました990万円全額を減額するものでございまして、この中には例年の当初予算で組んでおります新規開業のほかに新製品開発の3件というの也被れておまして、これも御見込みのとおり、減額ということになってございます。

内容といたしましては、応募につきましては新製品開発のほうで1件応募があったのですが、審査結果該当しないということがありまして、結果的には今回については適応がなかったということになってございます。

それから、今後の考え方、あり方でございますけれども、大住議員おっしゃられるとおり、今回みたくゼロというのは初めてのケースでございます。ただ、こういった部分、私どもとしては商店街振興のために必要な施策だとは考えておりますが、新年度にあたってはこういった実績も踏まえ、予算査定段階で理事者とも協議いたしまして新年度においては減額と言いますが、規模を縮小した中での予算提案をさせていただく予定とされているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 先のことについては、そういう形でということで、私が余分な質問かもしれませんが、全額応募がなかったということで、今御答弁の中で1件あったように聞こえたのですが、それは審査するまでいったのでしょうか。それとも書類出してきた時点でだめだったのか。途中で出すも出さないもなく、頓挫したのか、その辺の見えない件数と言いますか、受理した部分でなくてもそういう話があったのかなかったのか。

何を言いたいかという、ほかの方々にも本別のこの事業についてはということの、噂話が出て困りますものですから、今まで何件もあって、補正までかけてきた時期があったと思いますね。それで今回に限りこういうことであれば、事業としての相当の方向転換もしなくてはならないのではと思ったものですから、質問しているので、そのゼロになって一つ来たのか来なかったのか、ある程度まで来たのか、書類審査まで来たのかどうなのかというこの額の確定の補正予算ですから、その部分わかっていると思いますので、その部分をお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員の御質問にお答えいたします。

内容でございますけれども、基本的には書類といたしまして申請という形では実際受理して、そして審査会、いつもこれも説明させていただいておりますけれども、審査会にお諮りいたしまして、その内容として該当しないというところでの今回の経過でございます。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは26ページ、27ページ。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費について、こちら先ほど総務課長より御説明もありまして、82ページ以降に説明が添付されているということでしたが、改めましてこちらについて事情と言いますか、背景と言いますか、いつどのような形での移動があったのか等、可能などころについて具体的にお答えを求めたいものでございます。

続きまして、9節旅費についてでございます。費用弁償普通旅費、特別旅費というふうにございまして93万6,000円計上がされてございますが、こちらについての内容についてお伺いをいたします。

続きまして28ページ、29ページ。

6目財産造成費、13節委託料のうち、町有林造林事業ということで、事業確定の調整ということでしたが、393万円の減額でございますが、当初予算が2,335万円というような計上がございましたので、こちらの事情とか背景について具体的にお答えを求めます。

続きまして30ページ、31ページ。

8目企画費、1節報酬についてでございます。まち・ひと・しごと創生推進委員会ということで10万9,000円減額がございます。当初は24万3,000円の計上がございまして、15人分ということでしたが、おおむね半分近い減額でございますが、こちらについて内容、事情や背景等についてお伺いをいたします。

また、11節需用費、消耗品費のうち各種事業用ということで42万6,000円の減額がございます。こちら96万円の当初予算でしたが、こちら半分近い減額でございますので、内容についてお伺いをいたします。

続きまして34ページから37ページにかかります。

14目基金費、25節積立金のうち基金積立金、財政調整基金で1億1,768万5,000円の計上がございます。こちら平成30年度においては、同時期において1億3,000万円程度の計上があったということで、12月定例会においても1億5,000万円程度を見込んでいたというような御答弁があったというふうに認識しているところでございます。こちらのこの1億1,700万円程度の見込みというところの評価について、どのように認識されていらっしゃるのかをお伺いいたします。

続きまして36ページ、37ページ。

2項町税費でございます。2目賦課徴収費のうち12節役務費、こちらインターネット公売2万1,000円の計上がございます。こちら当初予算も2万1,000円でございますが、70万円の3パーセントということで2万1,000円を見込んでいたというところの全額の減額でございますから、実績についてはゼロなのかなと承知するところでございますが、こちらの事情や背景等、内容についてお伺いをいたします。

続きまして50ページ、51ページ。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、19節負担金補助及び交付金、

補助金のうち帯広厚生病院運営費54万円の計上がございます。こちらについてでございますが、救急救命センター、小児救急医療、周産期医療、小児医療等の不採算の4部門について補助金を負担しているというふうに承知しているところでございますが、町村で負担する部分といたしまして、均等割が3割、患者数割が7割ということでございますので、患者数割の部分が影響しているのかなと認識しているところでございますが、この事情や背景、内容についてお伺いをいたします。

続きまして52ページ、53ページ。

2項清掃費のうち、2目塵芥処理費、12節役務費のうち手数料、廃棄物処理ということで130万円の計上がございます。こちら当初530万円程度の計上ございましたが、こちらの事情や背景、内容についてお伺いをいたします。

続きまして58ページ、59ページ。

6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、13節委託料、業務委託料のうち中型獣類捕獲対策事業ということで8万円の減額がございます。こちら当初、中型獣類ということで、タヌキやキツネ、アライグマということで一回あたり2,000円掛ける100回ということで20万円計上されているというふうに認識しているところでございますが、管内の町村においては、特にこれら中型獣類の出没、農産物の被害等が多くということで、特別に対策を打っているというふうなところもあるというふうに承知してございますが、本町においては減額ということで、この辺の実情とかその辺の内容についてお伺いをいたすところでございます。

続きまして62ページ、63ページ。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、7節賃金、作業員賃金、運転技術員ということで300万円の減額がございます。こちらの内容について具体的かつ詳細の内容について御説明を求めるものでございます。

続きまして2目道路維持費、13節委託料、業務委託料、公共施設等除雪ということで149万円の計上がございます。こちらについての内容をお伺いいたします。

続きまして15節工事請負費、町道維持事業、町道補修工事ということで2,000円の減額がございます。こちら当初予算2,000万円ということで計上されてございまして、おおむね予算どおりといたしますか、そういった執行になっているのかなと承知するところでございますが、これらについてこの予算で十分な効果、いわゆる町道の維持管理というものがなされていたのか、どのようなご認識をお持ちなのかの上でこの御提案、計上に至っているのかというところについて、お伺いをいたします。

続きまして68ページから71ページ。

10款教育費、2項小学校費でございます。70ページ、71ページに渡ります。18節備品購入費、車両スクールバスで287万1,000円の減額がございます。こちら当初、中型の41人を購入ということで2,400万円程度の計上ございました。こちらについて内容をお伺いいたすものでございます。

続きまして72ページ、75ページ。

4項社会教育費、1目社会教育総務費。74ページ、75ページにございます、19

節負担金補助及び交付金、補助金のうち駒踊り保存会ということで12万8,000円の計上がございます。こちら減額に至った事情ですとか背景、また理由等についてお伺いいたします。

また、いわゆる本町における伝統文化ということでございますので、これを減額する、されたということについて会の反応と言いますか、どのような町の認識をお持ちの上でこの計上に至っているのかについてお伺いいたします。

また、この計上によってこの伝統文化が本町から失われることがないというような対策等が十分なされた上での計上なのかについてお伺いをいたすものでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは私のほうからは2款総務費の2節給料、3節職員手当等、4節共済費の関係と14目基金の関係について答弁をさせていただきます。

まず27ページの2節給料から4節共済費までの関係でございますけれども、人件費につきましては当初予算で計上したものを人事異動等で、年度途中で補正等も対応しておりますが、今回の減額の理由といたしましては2節給料、3節ともに年度途中で退職した職員の方がおります。一般管理費で計上しております人件費、22名分ございますけれども、お二人退職されているのと、あと育児休業に入った職員の調整もありますので、そういった額になります。

3節につきましては、退職されたことによります調整等、あと扶養の増減もここにあります。4節は2節の給料が変動することによって4節も変動いたしますので、その関係での調整となります。

次に、37ページの財政調整基金の関係でございます。御質問にありましたけれども財政調整基金、今回1億1,768万5,000円を積み戻したところでございますけれども、前回も色々御質問いただきまして答弁してきました中では、今年度末の財政調整基金を8億円台は確保したいということで答弁をさせていただいております。その8億円台を積み戻すためには、3月で1億円を超える積戻しが必要だということでお話をさせていただきましたけれども、今回1億1,700万円積み戻すことによりまして、年度末の残高が今、8億1,300万円程度となる見込みでございますので、当初目標という言い方が適切かどうかわかりませんが、見込んでいた額をなんとか確保できたのかなということで捉えております。

旅費の関係でございます。費用弁償の4万円の減につきましては1節報酬の各委員会委員の開催回数の減であったり、出席者の調整等がありまして、それに伴いまして今回費用弁償も減額をしております。

普通旅費でございますけれども、ここで見ておりますのは総務課の分と企画振興課の分が合算されているのですが、これは当初予定をしておりました研修に参加できなかったことによる調整となります。

特別旅費の関係でございますが、ここでは職員の研修にかかる旅費を計上しております。大きなものとしましては、総務省の自治大学校に1名派遣をしておりますが、その

関係の特別旅費。それと町村会等で実施いたします新規採用職員の基礎研修、初級職員研修、そういったものもごさいます。あと市町村職員研修センターで実施をしております、税務事務の研修ですとか管理職を対象にする研修とかごさいますけども、年度当初はなるべく多くの研修に参加いただきたいということで予算を計上してございましたけども、最終的に日程ですとか、色々な部分で参加できなかった研修等もございましたので、今回81万5,000円を減額しております。以上です。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦） 梅村議員より質問のありました、28ページ、29ページ。

2款6目財産造成費の13節委託料の中の町有林造林事業の減額についての内容ですが、町有林の維持管理のために造林、植林等含めて内容の事業となっておりますが、当初保育間伐を予定しておりました。保育間伐を5カ所予定していたのですが、そのうちの3カ所が国有林を町としてお借りをして、植林をさせていただいている分収林の部分が保育間伐の予定でしたけれども、その国有林に申請するにあたり、国有林事業としてそういった分収林についても、保育間伐の事業ができるということで、お話をいただきまして、その分につきましては令和2年度国有林のほうで計画をして、3年4年と2年の事業で実証していただけるというお答えをいただきましたので、この減額の多くの部分はその事業費の減額というふうになっております。

続いて、6款の58ページ、59ページになりますが、林業振興費の委託料の中型獣類の捕獲対策事業の減額の内容ですが、先ほど梅村議員が言っていたとおり、100回の20万円、1回出動費2,000円という形で計上させていただきましたけども、結果的に出動費の減となりますが、捕獲については増えています。

ただ、内容といたしましては国の有害鳥獣の捕獲に関する法律の中で、道も含めて、そこに従事をする行政職員については罠に限り、罠の設置及び最後の仕留めについては申請により従事できるということになっておりますので、今農林課の職員、課の職員全員が登録をしてそういった形で従事できる形になっております。基本的には駆除員の方をお願いをして駆除していますけども、やはり仕事等を含めてありまして、そういった状況のときには職員が行なって駆除に当たっているということで、今回その分減額となっております。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 梅村議員の御質問であります30、31ページの企画費の報酬の部分についての御質問にお答えいたします。

まち・ひと・しごと創生推進委員会の報酬でございますけども、当初予算につきましては5回分の会議を見込んでおまして24万3,000円の予算計上させていただいたところがございます。この部分につきましては会議の開催、これまで3回開催してきてございまして、その報酬の支出額が8万5,000円、そして今後の開催見込みを鑑みた時にその執行額と当初予算の額を差引いた結果が今回10万9,000円を減額しまして、最終的な支出見込みとしては13万4,000円の支出見込みということで、今計上しているところがございます。先ほど言いましたように回数については、これまで3

回、3月に1回の開催を見込んでの補正ということで御理解いただければと思います。

それから11節需用費の中の消耗品費、各種事業用の42万6,000円の減額でございますけども、これにつきましては地域おこし協力隊の方4名がその関係に必要な活動費を補うということで、一人あたり24万円当初予算で計上しておりまして、4名分で96万円を計上していたところでございます。

これにつきましては、先ほど総務課長からの予算提案の説明の中にありましたとおり、1名の方が任期途中で退職された分、それからもう1名の方が、採用月が当初より遅れたというようなこともありまして、96万4名分の一人あたり24万円を減額させていただいたのと、それからさらにもう1名の方の24万円が、先ほどあった採用月が1月からということがありまして、これを18万6,000円調整させて減額させていただいて、24万円と18万6,000円を合わせまして42万6,000円を今回減額補正したのに至ったものでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 50ページ、51ページの帯広厚生病院への負担金の増額についての御質問にお答えをしたいと思います。

先ほど梅村議員のほうからは、増額になったのは患者割の影響もあるのかというような背景の部分の御質問があったかと思いますが、この増額になった背景につきましては、今年の補助要綱を見てもと帯広厚生病院の4つの不採算部門のうち、周産期医療の部分、それと小児医療の部分の不採算の額が前年度よりも大きくなっているということで、補助限度額がそこで引き上げられております。それを各市町村で割っているの、その分の増額というふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） お答えいたします。

36ページ、37ページの賦課徴収費の役務費、インターネット公売ですけども、梅村議員言ったとおり、インターネット公売は0件ということで検索する案件が至らなかったということで、インターネット公売するものがなかったという形になっております。

52ページ、53ページ、塵芥処理費の役務費、廃棄物処理の130万円の減額ですけども、この130万円減額した中身につきましては、足寄のほうの中継からくりりんセンターのほうに事業系のごみを運んでいるのです。くりりんセンターのほうに1キログラム掛ける17円でお支払いしているもので、その事業系のごみがかなり減少してまして、令和元年度と平成30年度の4月から1月までを比べますと、令和元年度では17,242キログラム。平成30年度のとときには26,830キログラムとかなりの減少をしたために、減額補正という形になっております。以上です。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） 71ページ、18節の備品購入費、車両スクールバス287万1,000円の減額についての内容というお話でございましたが、これにつきましては今回2者の見積もりによりまして実施を行っております。内容等については、スクールバス中型ということで乗車定員現在41名のものということで行っております。中



身についても仕様については、リアエンジン、6速オートマチック、寒冷地仕様ということで、あとうちについては車の外装にラッピングがありますのでその分の指定は行なっております。これの2者の見積もり合わせによりまして、純粹に落札残ということで287万1,000円の減額となっているところでございます。

○議長（高橋利勝） 坪社会教育課長。

○社会教育課長（坪忠男） それでは74ページ、75ページの負担金補助及び交付金、駒踊り保存会の減額に至った経過でございますけれども、一旦この12万8,000円交付させていただきました。そのうち12月の段階で何ら活動が見られないことから、役員会を開催していただきました。その中でこのままの状態ですと、次年度の予算計上も難しいですし、今年度についても補助金を返還していただかなくてはいけないことが生じてしまいますということで役員会を開催していただきました。

その中で、会といたしましても活動計画があつてそれに対しての補助金をいただいている以上、その活動ができないのであれば今年度については補助金の返還をやむなし、次年度につきましても計上されないのはやむを得ないということで、その会議の中で今後の会の方向性は見出せなかったのですけれども、その辺の会の理解を得られたため、補助金を全額返納いただき今回の減額に至りました。

今後でございますけれども、会といたしましては今活動再開のきっかけを見失っているような状況に見受けられましたので、活動が再開した場合においては、また補助金も復活したいと考えておりますし、それについては財政部局とも協議済みでございます。

会の活動の支援につきましては、今後とも私ども一緒になって支援していきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 8款の63ページ、作業員賃金、運転技術員の内容でございますけれども、この運転技術員の賃金につきましては通常のバス運転の道路維持の補助業務をやる作業でございます、前年度の正職員の退職者1名の補充職員として、臨時職員の運転技術員として計上しましたが4月以降臨時職員によるバス運転や維持、作業の補助業務は行なっておりましたけれども、作業量や作業役割も臨時職員としての作業範囲を超えた仕事をしてもらう必要が出てきておりましたので、補助業務ではなくて正職員の指示によります多くの業務を行ないます、準職員としての募集をかけまして、募集後の臨時職員の賃金の減額としてきているところでございます。

続きまして、13節委託料、業務委託の公共施設の除雪委託でございます。

内容につきましては、当初ここ数年は4回ほどの除雪作業が出ておりますので当初予算4回の委託費を見ておりましたが、今年は1月に入りまして1月20日、30日、2月16日の降雪で各1回、合計3回の出勤がございまして、すでに3回を2月の中で使用しております。3月の降雪に向けての2回分の補正をかけたものでございます。

続きまして、15節の町道補修工事でございます。梅村議員のおっしゃいますように2,000万円予算を組ませていただきました。2,000万円満度に使用させていただきまして、内容としましては舗装補修面積が1,515平米、その他側溝だとか縁石だと

かの道路排水工事もしております。そういう中で先ほどお話がありました、十分な効果ということでございますが、予算計上の段階では昨年12月の段階で20カ所、補修が残っている箇所を点検の結果が残っている箇所の予算を含んでおりますが、基本的には危険性の高いところから進めてきており、本年度は効果があったと思われま。あと維持補修的なものを兼ねまして効果はあったのかなと思います。

ただし、繰り越している部分につきましては春先のパトロールで道路状況見ながら、緊急性のあるところから進めていきたいなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めましてお伺いをいたします。

それでは答弁順でよろしいでしょうか、順不同でよろしいでしょうか。再質疑については。私の質疑の順番の答弁いただいておりますので、答弁順ということで質疑の順番と異なってもよろしいでしょうかね。

○議長（高橋利勝） はい。よろしいです。

○3番（梅村智秀） それでは、まずお伺いいたします。

37ページ、基金の関係でございます。財調の部分で総務課長より御答弁いただきました。目標という表現がどうかというようなお話もございましたが、目標の8億円を超えたところの御答弁もございましたが、そもそもこの目標自体が適切だったのかということでございます。その辺についてどのようなご認識、評価をなされているのかお伺いをいたします。

続きまして、30ページ、31ページでございます。企画費のうち、まち・ひと・しごと創生推進委員会の部分でございますが、予算は5回分の会議を計画していると、これまでに3回と3月に1回の4回を計画されているという認識でよろしいでしょうか。

そもそも5回計画されていたものが、なぜ1回減になってしまった事情等、5回計画のうち4回しか執行されないという御答弁でしたよね。1回の減というのは、どういう理由があって1回減ということになったのか、ということをお伺いいたします。

続きまして、11節の需用費の部分でございます。各種事業用ということの消耗品で協力隊員の関係だという御答弁がございました。退職された方がいらっしゃったり、1月から勤務された方がいらっしゃるということで調整がなされているということの御答弁がございましたが、それらを除いた、その余の部分については、いわゆる一人当たり24万円というものが付与されていて、それが適切に使われている、または適切に使えるような環境にあるというような認識でよろしいのかどうか、お伺いをいたします。

続きまして36ページ、37ページでございます。インターネット公売の部分でございます。こちら改めてお伺いいたしたいのが、インターネット公売にかけの事案がそもそもなかったのか、そもそも方法としてインターネット公売を選択しなかったのか、こちらについて改めてお伺いいたします。件数が0だったということについては、承知いたしました。

続きまして71ページ、スクールバスの部分でございます。こちら2者による見積も

り合わせということでございましたが、こちら金額の287万1,000円については落札残ですということでした。当初予算の1割以上の残ということでございますが、こちらそもそも本体が約1,800万円程度、付属品が約640万円程度というところで当初予算計上されていましたが、この見積もりの中で本体の部分が減額が多かったのか、付属品の部分が多かったのか。いわゆる単なる当初と発注の計画自体が変わったのか、当初の予定どおりの計画だったのですけども、単純に値引きというものが進んだのか。いわゆる見積もりを合わせた2者から競合してもらったということによる効果として受け止めていいのかどうか、内容について改めてお伺いいたします。

続きまして74ページ、75ページの部分。負担金補助及び交付金の駒踊り保存会の12万8,000円についてでございます。こちら役員会の自主的なものというような御答弁と理解を得られたよという御答弁をいただいたところでございますが、こちら最終的に町における、いわゆる伝統文化の保存というものについては支援をしていくというような御答弁をいただいたところでございますが、その具体的な部分について何らかのこういった助力をしていくとか、そういったところ会の方々とのお話が済んでいらっしゃるのかについてお伺いをいたします。

続きまして62ページ、63ページでございます。13節の委託料、業務委託料の公共施設等除雪でございます。こちらについてでございますが、準備金との支出もしているし、4回の予定だったものが2回分ということで計上したよということでございますが、このいわゆる除雪を請け負っている町内業者さんというものに対する対策というか対応というか、その辺が説明会というものも開いているよということがこれまでの会議の中で御答弁いただいているところでございますけども、本年度のこの提案においては、町が例えば冬期間における町外流出等が回避されるような、いわゆる十分な措置として認識されているのかどうかお伺いをいたします。

続きまして、15節町道補修工事の部分でございます。2,000万円ほぼ満度の執行だったという御答弁でございますが、いわゆる未実施箇所についてどの程度残られているのか。危険度の高いところから優先してということでございましたが、どの程度そういったものが残っているのか。言葉を返せば、十分効果があったというような御答弁でございましたが、残っているという時点でなぜ十分という御認識を持たれているのか、その具体的な根拠についてをお伺いをいたします。

続きまして、議長に申し上げます。先ほどの質疑の中で66ページ、67ページ、8款の土木費、質疑漏れがあったのですが改めて回数どおりについては、そのまま2回目ということで構いませんが、改めてさせていただくことは可能かどうか、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） よろしいです。

○3番（梅村智秀） はい、ありがとうございます。

それでしたら、改めてお伺いいたします。

8款土木費、66ページ、67ページでございます。5項住宅費、1目住宅管理費、19節負担金補助及び交付金、補助金のうち住宅改修費等ということで410万円減額

がございます。こちら、いわゆるリフォーム補助金だというふうに認識してございますが、当初こちら760万円の予算計上でございました。そのうち410万円の減額ということでございましたら、いわゆる半分以上は執行残として残る見込みだというところでございます。この辺についての事情や背景、どのように御認識をなされているのかお伺いをいたすものでございます。

続きまして、3目空き家等対策費、19節負担金補助及び交付金、補助金のうち空き家住宅等除去支援事業ということで211万8,000円が計上されてございます。こちらの内容についてお伺いをいたします。

(発言する者あり)

○議長(高橋利勝) 阿保議員。

○10番(阿保静夫) 私、ずっとメモしていたのですが今のところは質問の時に質問されていなかったです。抜いていたのです。

○議長(高橋利勝) 暫時休憩します。

午前11時53分 休憩

午前11時54分 再開

○議長(高橋利勝) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(発言する者あり)

○議長(高橋利勝) 暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午前11時56分 再開

○議長(高橋利勝) 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿保議員。

○10番(阿保静夫) 先ほどの私の発言に関して、私の全くの勘違いということでそのような取り計らいをお願いいたします。

○議長(高橋利勝) 暫時休憩します。

午前11時56分 休憩

午後 1時31分 再開

○議長(高橋利勝) 休憩前に引き続き会議を開きます。

村本総務課長。

○総務課長(村本信幸) 私のほうからは36ページ、37ページの財政調整基金の目標の考え方というところでの答弁をさせていただきます。

基本的な考え方といたしましては、財政調整基金の目標と言いますか、目安でございますが、標準財政規模、本町の場合39億5,400万円程度でございますけれども、この標準財政規模の15パーセントから20パーセントを維持したいという考え方でおります。

8億円の場合でございますが、特に今年度の場合は標準財政規模の20パーセント、金額で行きますと7億9,000万円程度になりますので標準財政規模の20パーセントの8億円、これを一つの考え方として、目標としてきたところでございます。以上で

す。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 梅村議員の再質問の関係でございますけども、1点目のまち・ひと・しごと創生推進委員会の回数、予算書の30ページ、31ページの部分でございますが、梅村議員の御質問が当初5回から4回になった理由はということでございますけども、これにつきましては会議の流れと言いますか、会議の進捗状況を見ながら4回でいいという判断に至ったということで御理解いただければと思います。

また、2点目の地域おこし協力隊の活動費の関係でございますけども、これにつきましては予算配分いただいた時に、その該当する地域おこし協力隊の方に説明しているのと合わせて、直近でも今回補正予算を計上するにあたりまして、それぞれ該当する方にかような活動費ちゃんとあるので、なにか必要な時には言ってくださいというようなことも御声掛けさせていただきながら対応しているという状況でございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） お答えいたします。36ページ、37ページの賦課徴収費、役務費のうちのインターネット公売についてですが、令和元年度におきましてはインターネット公売の事案についてはありませんでしたので、以上報告いたします。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） 私のほうから71ページ、18節備品購入費のスクールバスの部分の梅村議員の御質問についてお答えしたいと思います。

先ほどお話したとおり、2者で見積もりを行なっていることはお話したとおりでございますが、中身については当初の予定どおり仕様も一切変更もない状況の中で、ただし見積もり合わせについては本体と付属品と分けて見積もり合わせを行なっているわけではございませんので、一括で見積もり合わせを行なったという結果として落札残という形の中の減額でございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 坪社会教育課長。

○社会教育課長（坪忠男） 先ほどの駒踊り保存会の継承に向けての具体的な取り組みというお話でございましたけれども、今までにおきましても各学校へ出向いての子どもたちへの勧誘、あるいは学童保育所に映像等、実物の駒を持ち込んでの勧誘活動等を団体の方と私どもと一緒に行動してまいりましたけども、活動が再開された場合には引き続き共に行動していきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） ページ62、63、公共施設等除雪につきましてはの再質問でございますが、議員の御質問のとおり準備金も含めて町内業者に説明をしながら進めてきております。準備金での理解も業者には得て進めてきておりますので、今回の補正に伴います業者負担は出てこないというふうに考えております。

62、63ページの町道補修工事につきましてはの再質問ですが、まだ残っている補修箇所の内容につきましては、まだ車両等の走行に支障の少ない、段差やくぼみのところでございまして、先ほどお話をさせていただきましたが春先のパトロールによりまして

確認をしながら、補修をしていきたいなというふうに考えております。

現在の調査によります補修の箇所ですけど、箇所数でお話しすると70カ所ほど今現在あります。

続いて66、67ページの住宅助成金事業の住宅リフォームについてですが、御質問のように減額の利用状況についてということでございます。当初予算72件に対しまして執行が35件の見込みと今なっております、予算で410万円の減額ということでございます。この件につきましては、利用の状況につきましては本事業も27年度から進めてきている事業でございます。やはり一人1回という制度で利用となっておりますので、利用状況も落ち着いてはきているのかなというふうに思っているのが状況でございます。

また全体持ち家数2,200戸ほど本別町でございます。その中で今現在541件の御利用になっておられるということで約25パーセントほど利用になっているということも含めて、やはり少し減少傾向にあるのかなと思っておりますので、今後につきましては状況を見ながらまた検証していくということにしております。

続きまして、空き家の除却支援事業の減額でございます。空き家除却事業につきましては、当初予算では3件ほどの300万円で予算を組んでおりましたが、9月の補正で除却の要望がございまして、3件ほど追加をしまして600万円の予算で進んでおりました。ですが、執行におきましては5件で388万2,000円ということになりました。

減額の中身としましては、除却費自体が、建物が小さいということも含めまして満額の100万円までは利用しなかったという部分も含めまして、減額が211万8,000円の減額の状況になっております。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めまして再質疑をさせていただく前に、冒頭議会事務局より御説明があったとおり、当会議の主催者である議長の許可をいただいたというところ、また本別町会議規則こちら55条においても、いわゆる回数についての制限はあるが議長の許可を受けた時、この限りではないと記載もございます。

よって、私の認識といたしましてはこのまま質疑も継続してよろしいという再確認でございますが、よろしいという認識でいいのかということと、もう1点。当然会議の主催者である議長の御判断がいただけたということでございますが、先ほど阿保議員から質疑漏れじゃないのかというような疑義が呈されて、その後勘違いでしたというような訂正がなされたにも関わらず、町長におかれましては着座の状態でしたが、そんなことはないというような御発言もなされて、その後議長席や議会事務局席まで立たれて起立の上、詰め寄られたというような事実もございます。そういったところから御答弁いただく町長におかれまして、配慮という意味からこのまま質疑を、私が質疑漏れをいたしました66ページ、67ページについて質疑漏れをいたしました部分について再度行なうべきか否か、議長に改めまして御判断を求めるものでございます。いかがでしょうか。議事進行に関する発言でございます。

○議長（高橋利勝） 先ほど許可したとおりですから、それでよろしいと思います。

なお、その他町長との発言については議会外のことですので、それについては今ここで議論する余地のあるものではないと思いますので、それはそういうことで了承願いたいと思います。

○3番（梅村智秀） ただいま議長の御答弁を持ちまして、いわゆる議場において十分な質疑がなされるようにと御配慮をいただいたというふうに認識をさせていただきまして、3回目の質疑に向かわせていただきます。

御答弁いただいた中で、財政調整基金の部分でございますね。37ページですか。総務課長よりの御答弁で標準財政規模というものがあるという中で、15パーセントから20パーセント、39億5,400万円ですか、に対する15パーセントから20パーセント維持というような御答弁をいただいたところですが、当該年度においては、そういうような御判断で該当しておりますというような御判断なのかなと御見受けいたしました。ただしこの財政調整基金というものは毎年、これまでの実績を鑑みるに毎年4億円から5億円くらい取り崩して、2億円程度を積み戻すというようなことを繰り返しているというふうに認識してございますが、そういうような御認識、実績に基づいた上でも適正であるというような御判断なのか、御見解を改めましてお伺いをするものでございます。

続きまして、36ページ、37ページのインターネット公売の部分でございます。

当該年度においては、いわゆる対象となる事案がなかったというような御答弁だと認識をしたところでございますが、当然これは当初予算に計上されているところから、当然そうした事案がある場合においては積極的に取り組みをしていくというような意欲、考え方そういったものがあるよと、ただし当該年度においてはそうした対象となる事案がなかったから執行に至っていないというような認識でよろしいのかどうか、改めましてお伺いをいたすところでございます。

続きまして、71ページのスクールバスの部分でございますが、こちら御見積もりについては当初の予定どおりと、仕様の変更等も一切なくということで御答弁いただきましたが、こちら見積もり合わせの内容というか、方法と言いますか、そちらについてのお伺いですが、総額の金額でしかわからないというようなことでよろしいのでしょうか。

例えば、一般的な見積書等であれば車両本体がいくらですよと、そのうち付属品の何々がいくら、何々がいくら、いわゆる登録等に関する諸費用等がいくらというような、いわゆる見積もりを見れば中身がわかるものというようなものが一般的なものだというふうに承知しているのですが、当該事案については総額のみを見積もり合わせということだったのかどうか、改めてお伺いをするものでございます。

続きまして、74ページ、75ページの補助金の部分ですね。駒踊り保存会に対する補助金の部分でございます。こちらの再開がなされた場合については、協力をというようにございましてけれども、こちら再開に向けてのアドバイスであったりとか、そういった助力と言いますか、そういったところについては関係者等となされているのか、またそういう予定等があった上での減額の提案になっていらっしゃるのか、改めてお伺いをいたします。

続きまして、62ページ、63ページの部分でございます。いわゆる町道補修の部分でございますが、今の時点で70カ所程度残っていらっしゃるというような御答弁をいただいたところでございますが、その70カ所残っているということ自体が、本町の町道補修に対する考え方として、決して少なくない数が残るということ自体が致し方ないというような認識なのでしょうか。その上でのこの2,000万円の執行というものなのか、改めましてお伺いをするところでございます。

今の時点でも積雪の状態によっては、いわゆる舗装路というものが露見していると、露出しているような状態でございますが、これをやはりその冬期間だから工事ができないということもないでしょうし、本町の町道補修に対する考え方として本当にこれが70カ所残っているものを次年度に繰り越して、雪解けに調査をしていくというものに十分だというような上での2,000円の減額ということによろしいのでしょうか、認識について、こちらについて改めまして御見解をお伺いするものでございます。

続きまして、先ほど質疑漏れがありました66ページ、67ページでございます。

いわゆるリフォーム補助金、住宅改修費等の部分でございますが、72件の見込みに対して35件の部分でしたというところでございました。こちらについてでございますけれども、一定程度浸透してしまったよというような御答弁だったと思うのですけれども、その辺について使いやすさと言いますか、申請しやすさみたいなものとか、一人1回というものもお話ございましたけれども、それらを考えた上で検討していくというようなことで新年度に向かうというようなお考えを持たれているのですか。その辺についてももう一度実態、実績というものを考えられて具体的に、一般的な考え方としたら金額で言うと半分以上が執行残として残っているという事業についてどうお考えなのかなというところでございまして、その辺についてどういう御見解をお持ちなのかというところを、改めましてお伺いするものでございます。

続きまして、19節の空き家住宅等除却支援事業の部分でございます。こちら件数については5件というところで、これまでの実績の部分から鑑みるに平成30年度は3件に対して2件でしたか、確か実績としては。記憶違いかもしれませんが、そういったところがある中で5件というところでございますから、実績値というものは上積みになっているというふうに認識するところでございますけれども、金額の部分、いわゆる空き家除去に対する見積もり自体が甘かったのか、たまたま小さな家屋と言いますか、空き家だったから、今回についてはたまたま5件のうち小さいものばかりが対象となったので多額の金額が残ったというような認識でよろしいのか。そもそも積算自体が甘いかかっていう事実はあるのか否か、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 36ページ、37ページの財政調整基金の部分でございます。

今、標準財政規模の15パーセントから20パーセント、これが適正なものかどうかという質問だったかと思えますけれども、現時点で私どもといたしましては、この数値を目安、目標とすることは適正なものというふうに考えております。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。



○住民課長（田西敏重） 同じページで36ページ、37ページの賦課徴収費インターネット公売につきましてですが、予算は計上しているわけですので、インターネット公売に事案があれば積極的に進めていく考えでおります。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） 71ページ、18節備品購入費についての御質問でございますけれども、見積もり合わせのときにおきましては見積金額に対して、内訳はもらってございません。ただし、見積もりが終了したあと、契約の段階において実際の内訳、補助の関係もございましてので本体、オプション等に合わせてその部分については契約の後いただいているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 坪社会教育課長。

○社会教育課長（坪忠男） 具体的な支援等の方策はあるかという御質問でございますけれども、先ほど答弁させていただきました学校へ行っての支援等は実はこちらのほうから提案して、今までも活動してきた内容でございますけれども、現段階におきましては、最初に答弁いたしましたとおり、会の方向性が定まらないというような状況でございますので、今回においてはこちらから具体的な助言等はいたしておりません。会の方向というか、それを見ているしかないというような状況でございます。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 62、63の町道補修でございます。

70カ所につきましては、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、通行に支障のないレベルの段差というもので今後補修をしていかなければならない調査をしながらやらなきゃならないというところを拾い上げているということでございますので、そういう箇所でも今後状況を見ながら進めていくということでございます。

あと、住宅リフォームの関係でございます。今現在、使いやすさの内容ということでございますけど、その部分については制度的には今考えておりませんが、来年以降どうしていくかという部分は、まだこの時点では話できませんが、例えば戸数の減額だとかそういう部分が出てくるのか、その辺は制度的なものは今考えていないというところでございます。

あと66、67の空き家の除却支援事業の211万8,000円の減額の内容でございますけれども、先ほど議員が言われましたように、中身的には当初6件の限度額100万円の600万円で見えておりますが、実際3件ほどが限度額の100万円を利用されています。もう1件が53万円までの除却補助金で済んだということで、もう1件が35万2,000円の除却費で済んだということでございますので、最終的には211万8,000円の減額ということになっております。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで歳出を終わります。

次に、歳入に対する質疑を行ないます。

歳入は一括とします。

8ページから25ページまで、ありませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 23ページの上の総務費寄付金の指定寄付金で1,000万円、個性あるふるさとづくり基金ということになっていますけど、今回のこの基金の取り組みの中で寄付者に対してクラウドファンディング等のお知らせ等があったのかどうか。

それから、一般質問でも申し上げましたけども、つながりを深めるような対応等、今後のつながりを含めてつながりを深めるような対応ということについて、どのような取り組みになっているのか、また取り組んだのかどうかということについて伺いたと思います。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 阿保議員の御質問にお答えをいたします。

まずクラウドファンディングの関係でございますけども、現在ワーキンググループの中で協議を進めてきておりまして、令和2年度早い時期には具体的な事業等を示しながら取り組みを進めていけるようにということで、今準備をしているところでございます。

ですから、まだ現時点で寄付をさせていただいている方にこういうものですよというお知らせはまだできていないというところでございます。

あと、寄付をされた方への部分でございますけども、それについても今具体的にどういふふうな取り組みをしていくかというのは協議をしております。新年度からはその辺はしっかりと取り組んでまいりたいということで、今準備を進めているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは12ページ、13ページ、お伺いをいたします。

13款使用料及び手数料、1項使用料、5目商工使用料、1節商工使用料、農産物加工施設使用料8万7,000円の減となっております。こちらの減と、続きまして2節観光使用料のうち御所使用料51万3,000円の計上がなされてございます。こちらそれぞれ減額または増額という部分についての事情とか背景、また取り組みの実績等についてお伺いをいたすところでございます。

続きまして20ページ、21ページでございます。16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入、町有地売払収入、勇足定住促進団地売払収入、当初予算では257万1,000円が計上されてございます。ですが138万8,000円の減額ということでございまして、このように減額となった事情について改めましてお伺いをいたします。

続きまして22ページから25ページ、20款の諸収入、4項雑入、1目雑入、7節雑入、愛のかけ橋メモリアルライトアップ料がございまして。当初の予算では2万4,000円ということで計上されてございました。こちらの愛のかけ橋のメモリアルライトアップについて利用増を図るために担当課はもとより、町長以下どのような取り組み等をなされてきたのか。この増額に努力や取り組み等なされてこうしたことに繋がっていっ

たのか、具体的な部分についてお伺いをいたすところでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 梅村議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に12ページ、13ページ、商工使用料、農産物加工施設の使用料でございますけれども、基本的にはまだ今年度確定していませんから、経過途中ということにはなりますけれども、今年度の使用状況、1月末の歳入状況が24万4,000円程度という現状がございます。当初予算が37万7,000円を見ておりまして、今後2月3月、2月は実際終わっておりますけれども、2月3月の使用状況も鑑みた時に、当初予算で組んでいた37万7,000円には届かないという判断の中で今回8万7,000円を減額しているところでございます。

それから、2節下の観光使用料の御所の関係でございますけれども、51万3,000円の増でございますが、これにつきましては昨年度が397件の使用に対しまして元年度については477件の使用がございました。これは御所については、ほぼ確定ということでこの実績としまして、499万3,000円の歳入を見たことから当初予算で計上しておりました448万円から伸びた部分、51万3,000円を増額補正したということでございます。その理由でございますけれども、御所につきましては、やはりそのとしどしによって当然増減はあるのですけれども、この数字というのはある程度やはりこれまでの本別公園に関しての入込客を図るための取り組み、あるいは広告掲載だとかそういった部分、色々取り組ませてきた経過が、今年で言えばある程度成果は見たのかなというふうに考えているところでございます。

それから、20ページ、21ページの不動産売払収入の町有地売払収入でございます。これは勇足定住団地ということで、例年でございますけれども当初予算では2区画を予算計上させていただいているのが実情でございます。今回令和元年度におきましては、1区画売却がかないまして、今回こういった年度末でございますので1区画は当然売れ残るといふか、これはまた新年度に同じように計上させていただきますけれども、そういった形の実績ということになってございます。12区画当初造成したうちの5区画が残っておりますが、本年度1区画が売却したことによりまして、残りは4区画ということになります。以上です。

○議長（高橋議長） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 25ページの愛のかけ橋メモリアルライトアップ料でございます。中身としましては、当初見込み8件の予定でございましたが今現在、2月17日現在で61件の申し込みがございました。当初の8件の2万4,000円から、53件分15万9,000円増の18万3,000円としているところでございます。

先ほどお話がありました取り組み状況ということでございますが、令和元年度におきましては、取り組みにつきましては今までどおりということではありますけれども、広報、ホームページの配信、同報無線などによりPRを行なってきたところでございます。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めましてお伺いをいたします。

12ページ、13ページ、商工使用料の部分でございます。農産物加工施設使用料でございます。確定ではないよということでございましたが、当初予算の37万7,000円に対して8万7,000円の減ということで2割以上の減と執行残の見込みとしてあるわけですから、この辺の事情というか、背景というか理由についてはどのように分析をなされているのかということについてお伺いをいたします。

続きまして、22ページから25ページ中24ページ、25ページ、愛のかけ橋メモリアルライトアップの部分でございます。15万9,000円については53回分、いわゆる53日分ということでございます。この53日のうちに、いわゆる令和元年度の12月30日というのは含まれているのかどうかですね。あとはこの53日増えた部分についてでございますけれども、これは季節、時期によって点灯時間というものが変更するということもございますが、申込日についてですが点灯が一切なされなかった、または定められた時間内に点灯がきちんとされていないにも関わらず、こうして計上されているというような事実はあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 梅村議員の再質問にお答えいたします。

農産物加工施設でございますけれども、これまでの実績もそうですけれども、今現在減額させていただいて8万7,000円ということで予算提案させていただいておりますけれども、例年これから2月確定はしますけれども、3月、実際今農閑期ということでよく農家の方々がこれから味噌だとか豆腐だとかということも、使用も見込めることもございまして最終的にはどの程度いくか確定は言えませんけれども、見込みとしては当初予算としては37万円7,000円組んでおりますけれども、当然その時によっての使用時間だとか作る人数、物によっても変わってきますので使用している件数とか人数はそうさして実は変わってはいないのですけれども、従いまして今後3月だとかの状況によっては昨年並みだとか、そういったところも期待できるのかなというふうに今捉えているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 先ほどメモリアルライトアップの御答弁でございます。

12月30日は含まれております。あとは点灯なのですけど、車両のほうで確認をしております、点灯が遅れているということはないかというふうに思っているところでございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで歳入を終わります。

次に、繰越明許費及び地方債補正に対する質疑を行ないます。

5ページから7ページ、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号令和元年度本別町一般会計補正予算(第15回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号令和元年度本別町一般会計補正予算(第15回)については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第7 議案第3号

○議長(高橋利勝) 日程第7 議案第3号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第5回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長(田西敏重) 議案第3号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第5回)について、提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正につきしては、事業終了及び交付金等の額の確定に伴う計数整理などが主な内容でございますが、国民健康保険税等の決算見込減額による歳入歳出不足分については、財政調整分として基金から繰り入れを行なうことになっております。

それでは、予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ137万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,819万3,000円とする内容でございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

9ページ、10ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料の保守点検等委託料9万1,000円の増額は、国保総合システム端末更新に伴う保守点検経費でございます。

下段の2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者療養給付費40万円の増額は受診件数の増によるものです。

11ページ、12ページをお願いします。

2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費15万円の増額は受診件数の増によるものです。

13ページ、14ページをお願いします。

下段の7款諸支出金、2項繰出金、1目病院事業会計繰出金53万8,000円の増額は特別調整交付金の額の確定によるものです。

続きまして、歳入でございます。

3ページ、4ページをお願いします。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税761万9,000円の減額及び2目退職被保険者等国民健康保険税3万7,000円の増額は、決算見込によるものでございます。

5ページ、6ページをお願いします。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、1節保険給付費等交付金、普通交付金110万4,000円の減額は、保険給付費見込によるものでございます。

2節保険給付費等交付金、特別交付金26万7,000円の増額は、歳出でも一部申し上げましたが、変更申請に伴う額の確定によるものです。

下段の5款繰入金、2項1目基金繰入金575万1,000円は、歳入歳出不足分を国民健康保険事業運営費支払準備資金から繰り入れるものでございます。

以上、議案第3号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）について提案内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第4号

○議長（高橋利勝） 日程第8 議案第4号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 議案第4号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回）について、提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正につきしては、事業終了に伴う決算見込及び計数整理などが主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ665万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,828万5,000円とする内容でございます。

次に、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

5ページ、6ページをお願いします。

1款総務費、2項1目徴収費、14節使用料及び賃借料13万8,000円の減額は後期高齢者システムデータセンター使用が当初3カ月から1カ月に変更になったものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金補助及び交付金679万円の増額は広域連合保険料の決算見込によるものでございます。

続きまして歳入でございます。3ページ、4ページをお願いします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料679万円の増額は、決算見込によるものでございます。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金16万円の減額は、先程歳出で説明した後期高齢者システムデータ使用料の減等によるものでございます。

5款広域連合支出金、1項広域連合交付金、1目高齢者医療特別調整交付金2万2,000円の増額は、額の確定によるものでございます。

以上、議案第4号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回）について提案内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 歳入の4ページですが、滞納繰越分が8万7,000円今回計上されておりますけれども、滞納繰越はこのほかに残っているのかどうなのか、それぞれ状況がわかれば伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午後2時17分 休憩

午後2時18分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 滞納繰越額につきましては28万5,400円。今現在の未納

額につきましては23万5,600円となっております。

○議長（高橋利勝） よろしいですか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） すみません、聞き間違いかもしれませんが、滞納繰越額は28万5,400円で今現在というふうに聞こえたのですが、23万5,600円という、繰越額と今現在という境目がわかりませんし、できれば人数もしわかればどれくらいの方がいらっしゃるかお願いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午後2時19分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁からとします。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） この後の補正後の滞納額につきましては6件で20万300円となります。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第5号

○議長（高橋利勝） 日程第9 議案第5号令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 議案第5号令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）について、提案理由の説明を申し上げます。



今回の補正は、介護保険料及び介護給付費の執行見込みに伴う介護給付費負担金等の調整、事業の完了等に伴う計数整理などが主なものであります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ334万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,197万9,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

2、歳出ですが1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節負担金補助および交付金318万9,000円の減額は、介護人材確保に係る事業確定見込みによるものです。

2段下の2款保険給付費、1項介護サービス諸費、1目介護サービス給付費、19節負担金補助及び交付金のうち、施設介護サービス給付費1,012万3,000円は執行見込みによる増額です。

10ページ、11ページをお開きください。

4目特定入所者介護サービス費、19節負担金補助および交付金280万円は、執行見込により減額するものです。

次の段の3款地域支援事業費、1項1目介護予防日常生活支援総合事業費、19節負担金補助及び交付金146万1,000円は執行見込により増額するものです。

4ページ、5ページをお開き下さい。

1、歳入ですが、1款1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料422万6,000円の増額は、執行見込によるものであります。

4段目の3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金284万2,000円の増額は交付内示による調整です。

一番下の段の5款道支出金、3項道補助金、2目事業費補助金147万2,000円の増額は、権利擁護人材育成事業に係る補助金の確定によるものです。

6ページ、7ページをお開きください。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節その他一般会計繰入金586万6,000円の減額は、歳出でも御説明いたしました、介護人材確保に係る事業の執行見込み及び事業確定に伴う減額等により財源調整を行なうものです。

4節低所得者保険料軽減繰入金289万9,000円は、第2段階対象者の軽減率が町の独自減免と同率のため、補助対象外となったことによる減額です。

以上、令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは8ページ、9ページ、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金、補助金で318万9,000円の減額が出されてございます。上から本別町介護職と研修支援事業、こちら当初予算では40万円の計上。

続きまして本別福祉セミナー、こちらが60万2,000円の計上が25万6,000円の減。一つ飛ばしましてその下、本別町介護従事者就業支援等、こちら724万円の計上が194万5,000円の減。その下、本別町介護福祉士就学資金貸付事業、こちら60万円の計上に対して60万円の減額ということでございます。

計上の理由と言いますか、事情と言いますか、背景等について詳細をお伺いをするものでございます。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 御質問にお答えいたします。

まず補助金のうちの介護職等研修支援事業につきましては、前年度が介護職の実務者研修を受けた方が十数名と非常に多くて、この予算をたくさん持っておりましたが、今年度に関しましては資格取得をされて、この申請あった方が介護福祉士の国家試験受ける方4名ということで、受験料ですとか交通費等も2分の1補助になるのですけれども、当初見込んでいたよりもこの制度を使う方が少なかったということが減額の理由になっております。

あと本別福祉セミナーに関しましては、前年度の状況から十勝管外から参加される方に対して、JR等の実費を使ってきていただくというようなことですか、あるいは職員が近くまで迎えに行くところも大変なので、公共交通機関を使って必要であれば前泊をして事業に参加をしていただくということで、当初予算を作りましたけれども今年度の令和元年度の参加者につきましては、公共交通機関で前泊が必要という方がいらっしゃらなかったということで、この部分が減額になっております。

あと介護従事者就業支援等の補助金の部分につきましては、ここが一番落ちていところが本別町に介護職として引っ越してきていただくときの住宅準備支援の補助金の部分が大きく減額をしております。当初予算では上限額の25万円、10件というのを見込んでいたのですけれども、令和元年度の中で本別町に就職していただいた方が比較的近場であったりですか、引っ越し料金がそんなにかからないですとか、そういう状況もありましてこちらの支援事業を使った方が3件であったということで、ここが大きく落ちております。

あと一番最後の就学資金の貸し付け事業につきましては、令和元年度実績がなかったということで落とさせていただいております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第5回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第5回)については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第6号

○議長(高橋利勝) 日程第10 議案第6号令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長(井戸川一美) 議案第6号令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入は介護給付費収入、自己負担金収入の見込みによる調整、歳出につきましては給料、職員手当等の調整、その他につきましては執行残、執行見込みによる係数整理が主な内容でございます。

それでは予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,954万5,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により補正の主な内容につきまして歳出から説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開き願います。

2、歳出ですが1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費、2節給料116万8,000円、3節職員手当等110万7,000円の増額は人事異動等によるもの、飛びまして最下段2項居宅介護サービス事業費、1目居宅介護支援事業費、3節職員手当等104万3,000円の減額は時間外手当の調整で、9ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

戻りまして6ページの上段5行目、11節需用費中、消耗品費介護材料59万8,000円の増額は感染症予防を徹底するための資材購入、その他につきましては執行見込みによる調整でございます。

次に、3ページ、4ページにお戻り願います。

1、歳入ですが1款サービス収入、1項1目介護給付費収入、1節施設介護サービス

費収入207万6,000円の減額は、利用者の入院等の空床率の増加によるものであります。

2節短期入所生活介護費収入252万7,000円の減額は、利用者数及び利用日数の減少により調整するものでございます。

2目自己負担金収入、1節施設介護利用者負担金収入94万8,000円の減額。2節短期入所生活介護利用者負担金収入107万4,000円の減額は、先ほど介護給付費収入で述べました理由によるものでございます。

中段の4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金804万9,000円の増額は、1款のサービス収入減少に伴う執行見込みによるもの及び歳出で説明しました人事異動による人件費増に伴い補填をするものでございます。

以上で、令和元年度介護サービス事業特別会計補正予算（第6回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第6回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第6回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第7号

○議長（高橋利勝） 日程第11 議案第7号令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第7号令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費確定及び決算見込みによる減額、水道使用料の増額及び一般会計繰入金の減額が主な内容でございます。

補正予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ86万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億2,510万1,000円とする内容でございます。

それでは、歳出から事項別明細書により主なものについて御説明をいたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが1款1項簡易水道費、1目一般管理費、11節需用費、印刷製本費6万1,000円の増額は、在庫不足による納入通知書等の印刷によるものでございます。そのほかのものについては、事業費確定及び決算見込みによるものでございます。

3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが2款1項使用料及び手数料、1目水道使用料、1節現年度分195万9,000円の増額は、業務用及び営農用の使用水量の増によるものでございます。

4款1項繰入金、1目一般会計繰入金264万8,000円の減額は収支の調整によるものでございます。

以上、令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第12 議案第8号

○議長（高橋利勝） 日程第12 議案第8号令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第5回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第8号令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第5回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、決算見込み及び社会資本整備総合交付金事業で交付される国費額の確定による歳入歳出の減額が主なものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,398万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,750万8,000円とする内容でございませう。

それでは、歳出から事項別明細書により主な内容について御説明をいたします。

8ページ、9ページをお開きください。

2、歳出ですが1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節需用費13万9,000円の増額は、在庫不足による検針お知らせ票の印刷によるものでございませう。

2項施設管理費、2目処理場管理費、13節委託料、業務委託料、汚泥運搬処理82万1,000円の減額は脱水汚泥量の減によるものでございませう。

2款土木費、1項下水道費、1目下水道新設費、15節工事請負費中、公共下水道水管渠新設工事の1,332万4,000円の減額は、主に国道242号道路改良工事に伴います污水管渠移設工事によるもので、工法変更等及び執行残により1,265万円の減額となっております。

下段の管渠施設更新323万4,000円の減額と処理場機器更新1,717万1,000円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金事業の国費の交付決定額の減額による事業費確定および執行残による減額となっております。

18節備品購入費475万2,000円の減額は非常用可搬式発電機2台購入の執行残によるものでございませう。

10ページ、11ページをお開きください。

3款1項公債費、2目利子290万8,000円の減額は借入利率の確定によるものでございませう。そのほかのものについては、事業費確定及び決算見込みによるものでございませう。

4ページ、5ページをお開きください。

1、歳入ですが1款分担金及び負担金、1項分担金24万円の増額は、個別排水受益者分担金の一括納入が多かったためによるものでございませう。

2項負担金、1目公共下水道費負担金、3節公共下水道事業工事負担金730万4,000円の減額は、道路改良工事に伴う污水管渠移設補償費で、歳出で説明いたしました污水管渠工事請負費の減額に伴い、減額になります。

2款使用料及び手数料、1項使用料の増額は決算見込みによるものでございませう。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目土木費国庫補助金、1節下水道費補助金1,359万1,000円の減は歳出で説明いたしました社会資本整備総合交付金事業の交

付決定額の減額によるものでございます。

4款1項繰入金、1目一般会計繰入金566万2,000円の減額は、町債償還額の減及び収支調整によるものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

7款1項町債、1目土木債1,790万円の減額は、事業費確定による調整によるものでございます。

次に、3ページをお開きください。

第2表、地方債補正。

1、変更。内容としましては、起債事業の事業費の変更に伴い限度額を変更するものです。

起債の目的、公共下水道整備事業の限度額4,360万円を2,570万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第5回）の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出、地方債補正一括とします。

ございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは歳出8ページ、9ページについてお伺いをいたします。

1款総務費、2項施設管理費、2目処理場管理費、13節委託料、業務委託料のうち汚泥運搬処理82万1,000円の減、こちらの処理料の減ということは承知いたしましたが、この辺の減になった背景等、事情等についてお伺いをいたします。

また続きまして、3目個別排水処理施設間管理費、12節役務費、こちら汚泥汲み取り42万9,000円、こちらも減になっている事情等についてお伺いをいたします。

また2款土木費、1項下水道費、1目下水道新設費、18節備品購入費、発電機475万2,000円、こちら御説明があったとおり発電機可搬式のもの2台で、当初800万円程度で積算されてございましたが、2台の購入をして大幅な減額となっておりませんが、その理由についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 小出建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（小出勝栄） 梅村議員の御質問にお答えいたします。

汚泥運搬処理の減額についてですけども、これは処理場で発生した脱水汚泥を産業廃棄物として処理するもので、当初374トンを見込んでいましたけども、これは前年の処理場に流入する水量が多かったため、前年より量を増やしておりました。ですが、実際の今の現況の見込みでいきますと330トン程度としまして、44トンの減量により減額が発生するものでございます。

次の手数料、汚泥汲み取りの関係なのですが、これは合併処理浄化槽の汚泥をくみ取り処理するもので、当初743立方メートルで見込んでいましたけども、決算見込み663.9立方メートルとして79.1立方メートル減量することになっております。

これは各浄化槽の微生物が汚泥なのですけども、その使用の仕方によって汚泥量は結構変化するもので、一応前年の設置した基数分を見込んで量を設定しております。

次に、備品購入費になります。前年度に3者見積もりによりまして803万円で当初予算を組んでおりましたけども、実勢価格調査、これ一応補助事業になりますので100万円以上のものは実勢価格調査をするのですけども、それによりまして2台合わせまして594万円となりました。この594万円を予定価格として、7者見積もり合わせの結果で327万8,000円で契約されまして、先日納品されております。

当初予算に対して実勢価格調査でマイナス209万円減、見積もり合わせで266万2,000円の減、計475万2,000円の減額となっております。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 最下段の備品購入費、発電機の部分についてのみ再質疑をさせていただきます。

こちら当初予算で803万円ということございまして、実勢価格調査をして減額になったよというところございまして、これ当初予算と実勢価格の調査後の金額の開きが大きいなというふうに感じるのですけれども、この辺の実情について改めて詳細をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 小出建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（小出勝栄） 御質問にお答えいたします。

これは予算を立てる上で、町内業者3者から一応見積もりをこの規格仕様によって取りました。それでこの2台を合わせまして803万円となったのですけども、年が明けて補助事業なので実勢価格と言いまして、市場調査をして594万円となって、その差がかなり大きいのですけども、というのが実情です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ということであれば、当初予算の積算の際には町内業者3者に見積もりをもらったと、そしたら2台で803万円でしたよということが積算の根拠ですよということですね。然るに実勢調査をしたところ594万円だったということで、町内業者と実勢価格について200万円以上の差があったということで認識よろしいのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 小出建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（小出勝栄） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。



これから、議案第8号令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第5回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第5回）については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第9号

○議長（高橋利勝） 日程第13 議案第9号令和元年度本別町水道事業会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第9号令和元年度本別町水道事業会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、水道使用料の減額、収支不足による一般会計補助金の増額、消費税納入額確定による増額、事業費確定及び決算見込みによる増額が主なものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和元年度本別町水道事業会計予算。以下、予算という。

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款水道事業収益、第1項営業収益は38万7,000円減額、第2項営業外収益は424万5,000円増額補正して、収入の総額を1億5,726万2,000円とするものでございます。

支出の第1款水道事業費、第1項営業費用は51万5,000円増額、第2項営業外費用は334万3,000円増額補正して、支出の総額を1億5,726万2,000円とするものでございます。

それでは、予算説明書により主なものについて御説明をいたします。

5ページ、6ページをお開き下さい。

収入ですが、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益の38万1,000円の減額は主に業務用の使用水量の減によるものです。

2項営業外収益、2目他会計補助金355万2,000円の増額は収支の調整による一般会計補助金であります。

3目長期前受金戻入69万3,000円の増額は国道242号水道管移設工事に伴う、既設管の撤去資産額の確定による調整によるものでございます。

支出の1款水道事業費、1項営業費用、2目配水及び給水費、動力費、電気料9万円の増額は11月から1月の平均気温が低かったため、3箇所のパネルヒーターの電気料

が増え、不足する見込みによるものでございます。

4目総係費、印刷製本費22万9,000円の増額は在庫不足となった検針お知らせ票の印刷によるものでございます。

次のページ、7ページ、8ページをお開き下さい。

6目資産減耗費22万9,000円の増額は国道242号水道管移設工事に伴う除去資産額確定により調整するものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費3万4,000円の減額は平成30年度債の借入利率確定によるものでございます。

2目消費税及び地方消費税337万7,000円の増額は消費税納入額確定によるものでございます。

次に、1ページにお戻り下さい。

中段の資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書き中6,599万3,000円を6,325万6,000円に、5,903万4,000円を5,769万円7,000円に、695万9,000円を555万9,000円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款資本的収入では、事業費確定により第1項企業債は800万円減額、第3項工事負担金は519万8,000円減額補正し、収入の総額を4,018万9,000円とするものでございます。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費は1,593万5,000円減額補正し、支出の総額を1億344万5,000円とするものでございます。

補正の内容は事業費の確定によるものです。予算説明書の説明は省略させていただきます。

企業債。

第4条、予算第7条に定めた起債の限度額を次のように改めるものであります。

起債の目的、配水施設整備改良事業の限度額4,300万円を3,500万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

2ページをお開き下さい。

他会計からの補助金。

第5条、予算第11条に定めた補助金の金額を355万2,000円増額補正し3,033万9,000円に改めるものでございます。

たな卸資産購入限度額。

第6条、予算第13条中634万5,000円を632万5,000円に改めるもので、主に燃料費の減額によるものでございます。

以上、令和元年度本別町水道事業会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など一括とします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号令和元年度本別町水道事業会計補正予算(第4回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号令和元年度本別町水道事業会計補正予算(第4回)については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第10号

○議長(高橋利勝) 日程第14 議案第10号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第7回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

○病院事務長(藤野和幸) 議案第10号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第7回)について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収支では、収益の決算見込み及び給与費、経費等の最終的な調整を行ない、資本的収支では、事業費確定に伴う調整が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第1項医業収益を3,205万6,000円減額、第2項医業外収益を25万3,000円増額し、収益の合計を13億5,794万6,000円とするものであります。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を243万1,000円減額し、費用の合計を12億6,756万9,000円とするものであります。

第3条の資本的収入及び支出であります。予算第4条本文括弧書き中、3,709万3,000円を、3,698万3,000円に、3,692万3,000円を、3,682万1,000円に、17万円を16万2,000円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款資本的収入を10万1,000円増額し、6,252万円に支出の第1款資本的支出を9,000円減額し、9,950万3,000円

とするものであります。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費を170万5,000円減額し、7億8,386万7,000円とするものであります。

次、1ページ下段から2ページにかけてですが、第5条、他会計からの補助金は、退職手当組合事前納付金を2万4,000円減額し、631万円、基礎年金拠出金公的負担経費を4万9,000円減額し、1,712万2,000円とするものであります。

次に、5ページ、6ページをお開きください。

補正予算説明書であります。収益的収入及び支出の収入では、1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益3,794万2,000円の減額につきましては、12月までの決算を勘案し、当初予算と対比しますと、入院の1日平均患者数で3.6人減の46.4人の見込みとなり、当初予算を下回る見込みとなることから、補正するものであります。

また、2目外来収益678万6,000円の増額は、1日平均患者数は当初予算と比較して4.6人減となりますが、1日平均単価が345円の増となり、当初予算を上回る見込みとなることから、補正するものであります。

補正後の数値を、前年度決算と比較いたしますと、入院で2,411万円の増、外来では1,041万円の減が見込まれ、入院、外来収益を合わせますと1,370万円の増収見込となり、入院、外来収益の決算見込み額は6億8,463万8,000円となる見込みでございます。

3目その他医業収益、1節室料差額収益64万4,000円増額、2節公衆衛生活動収益21万9,000円の減額は決算見込みによるもの。4節委託料132万5,000円の減額は各種予防接種の減によるものです。

次、下段の2項医業外収益、2目他会計補助金7万3,000円の減額は人事異動による調整でございます。

一番下段の7目繰入金32万6,000円の増額は国保調整交付金の事業費の増額によるものでございます。

次に、7ページ、8ページの支出であります。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費、1節給料から8節負担金まで170万5,000円の減額は執行見込みによる人件費の調整及び諏訪中央病院専門研修負担金の執行残でございます。なお、11ページから12ページに給与費明細書を添付しておりますが、増減等の説明は省略させていただきます。

3目経費、7節光熱水費32万4,000円減額、13節賃借料128万6,000円の減額、15節委託料56万2,000円の減額はいずれも決算見込みによるものです。

19節雑費44万円の増額は短期雇用臨時看護師の紹介手数料の増によるものです。

6目資産減耗費、1節固定資産除却費23万1,000円の増額は、透析患者監視装置など3品目3台の医療機器の廃棄に伴う固定資産を除却するため、残存価格を計上するものです。

2節、棚卸資産減耗費77万5,000円増額は、使用期限切れとなった薬品等を廃棄

するものです。

次に、9ページ、10ページをお開きください。

資本的収入及び支出であります。収入では、1款資本的収入、3項負担金、1目他会計負担金11万1,000円の減額及び4項繰入金、1目他会計繰入金21万2,000円の増額は、いずれも事業費確定に伴い調整を行なったものであります。

支出では、1款資本的支出、1項建設改良費、3目固定資産購入費9,000円の減額につきましても、事業費確定に伴い調整を行なったものであります。

以上、令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など一括とします。

ございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは5ページ、6ページ。収益的収入でございます。

1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益、2目外来収益、3目その他医業収益、それぞれ増減について説明もいただいたところでございますが、それぞれの増減の要因、分析と言いますか、その辺はどのようにできていらっしゃるのか、改めて伺いいたします。

特に外来収益増となっている部分については詳細、例えばどういった診療科がどういった要因でというようなところまでいただければと考えるところでございます。

続きまして7ページ、8ページ、支出でございます。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費、6節期末勤勉手当引当金繰入額と、あと巻末にも給料及び職員手当の増減額の明細というものも添付されてございます。こちら異動による減というものと、給与改定または制度改正による増というものもございします。これは一部について、いわゆる人事院勧告によるものの増というものもあるのかなというふうに察するところでございますが、それらについて、いわゆる給与増、手当増というものに対してどういような効果というかそういったものが、実際の実績としてあったのかどうか。そういったものが見受けられたのであれば、具体的な御説明、御答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 梅村議員の御質問にお答えいたします。

まず5ページ、6ページの入院収益、外来収益、その他医業収益、これらの収益増の要因でございますが、まずは入院収益でございますが、3,794万2,000円の減ということになっておりますが、こちら大きな要因といたしまして、当初50人で1日平均入院患者を50人と見込んでおりましたが、最終的にまだ3月残っておりますが、46.4人、3.6人減の見込みになるということで、あと一人当たりの単価、こちらにつきましても入院単価でございますが、当初23,050円で見えておりましたが、こちらもちょうど見込みより448円減の2万2,602円程度になる見込みとなったことから、今

回入院の収益につきましては3,794万2,000円の減となったものでございます。

また外来収益、こちらについては増となっておりますが、こちらにつきましては1日平均の患者数は当初168人で見込んでいましたところ163.4人ということで、1日平均患者4.6人減となりましたが、1日平均患者の診療単価こちらが7,230円で見込んでいましたところ7,575円、一人当たり345円の増ということでこちらが大きく要因となりまして当初予算よりも678万6,000円の増となったものでございます。

3目その他医業収益、こちら6ページにそれぞれ各節でございますが、出量差額収益、こちらについては64万4,000円の増額となっておりますが、こちら入院患者の特別室料の個室料ということで入院患者の増がそのままなっているのかなど、当初見込みよりも。

あと公衆衛生活動費と2節の公衆衛生活動費、こちら一般健診や職業病健診等の収益でございますが、こちら一般健診や職業病健診等でおよそ80万円程度の減となっておりますが、脳ドックのほうで40万円ほど増となりまして、最終的に21万9,000円の減となる見込みでございます。

また委託料、こちらにつきましては予防接種等の委託料でございますが、当初645万5,000円で予算計上しておりましたが、最終的に513万円ということで132万5,000円の減額ですが、こちら各種予防接種につきましては当初よりも111万2,000円の減、また1歳児と3歳児の検尿検査等も16万7,000円の減となりまして、相対でこちら委託料も132万5,000円の減となるものでございます。

続きまして、7ページ、8ページの期末勤勉手当引当金の関係でございますが、こちらにつきましては職員と、来年度ですと会計年度任用職員、こちらの期末勤勉手当の引き当てを繰り入れるということでございますが、平成2年6月、今年度の6月に支給される職員と会計年度職員の期末勤勉手当、こちらにつきましては昨年の12月分から今年の3月分までの4カ月分について令和元年で引き当てるものでございます。

そして、その部分が4,127万7,000円から4,251万5,000円で123万8,000円の増となったものでございます。

あと、効果ということでございますが、こちら給料手当の増の効果ということで御質問があったかと思いますが、給料につきましてはこちら人事院勧告等に基づきまして行なっているものでございますので、特に割増というようなことをやっているわけではございません。手当につきましても、特に新たにということでは実施しているわけではございません。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めましてお伺いをいたします。

収入の部分でございます。入院、外来収益、その他医業収益ということでございます。実数についての御披歴は今、いただいたところでございますが、その分析といたしましてなぜ増えたのか、なぜ減ったのかということを見解をお持ちなのかどうかということなのです。まさかとは思いますが、いわゆる行き当たりばったりみたいなもので、

とりあえず増えた、とりあえず減ったというような実数の披瀝だけではないと思います。当然病院経営というものが昨今より悪化しているというところの認識は共通で持っているというふうなところでございますから、当然計画的なもの、ですからこういった診療科に対してこういう取り組みをした、その結果プラスになったとかってというようなものがあるのかどうか、ないならないで致し方ないと思いますけれども、そういった中身、背景等が伺えるような御答弁を求めているものでございます。

続きまして支出の部分でございます。いわゆる人事院勧告等による手当等の増というところでございますが、別にその新たに増やしたのですかという質疑ではなくて、当然人事院勧告というものについて条例改正を行なって、公務員の倫理とかそういったものに対して日ごろから周知通達を行なっているからというところで当然給料が上がる、手当が上がる、それが町民に向けた行政サービスの向上につながるというのが、町の見解であると私は認識しているのですが、そういったところがどういうふうに具体的な効果として現れましたかと、現れていないのであればいいということでもよろしいですが、そういったところがあるのかというところでございます。

またその今の御答弁で改めて増額等の手当というか、そういった段取りをしたわけじゃないですよという御答弁でございましたが、こちらについて例えば過去にも私も質疑、質問させていただいたことがございますが、改めて院内、関係者において成果に応じた給与や手当等、例えば収益が上がった場合とか入ってくるもの歳入増、歳出減、こういったものについての何か具体的な成果等があった場合はそういったものも考えるよとか等の議論とかがあったのかどうかというところでございます。ないならないで構わないのですが、あった場合については、いつどういった方々でどういった議論があって、どういう反応があったのかというところをお伺いするものでございます。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 梅村議員の質問にお答えいたします。

まず収益が増えたのかという、その分析でございますが、こちら特に診療科を増やしたとかということは令和元年度においては、まずございません。その中でまず外来部分の収益が増えているということでございますが、こちらにつきましては今年度病院の中で色々取り組んできていることが今までも御説明させていただいたと思いますが、地域連携室を中心とした各施設との連携等によりまして、患者数は減とはなっておりますが一定の歯止めがかかったのかなと、そうした中で今回は診療単価が上がったということで、その部分で外来については収益が増となっているところでございます。

給料が上がったことの具体的効果ということでございますが、我々職員、当然公務員ではございますが、町の職員として常に病院に関わる者として当然、対町民、对患者さんの業務でございますので、その中でこういった給料等が確保されているということその部分を当然職員にとっては業務を遂行していく上での張りと言いますか、そちらに繋がっていくのかなとは考えております。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めましてお伺いをいたします。

ただいま、いわゆる収入の部分について具体的な事例として地域連携室というふうに挙げられたところでございますが、いわゆる外来収益の増というものに地域連携室が具体的にどのように貢献したのかということについて、御答弁を改めまして求めるものでございます。

御答弁を整理すると、地域連携室というものが、いわゆる外来患者の減に歯止めをかけたというようなところの御答弁があって、それがその診療単価の増に繋がったというような御趣旨の御答弁だったかなというふうに記憶するところなのですが、それが地域連携室がどのように貢献をして、診療単価の増に繋がっていったのかということの分析や見解について、改めましてお伺いをするものでございます。

当然、減収の部分についてもなぜ減ってしまったのかということをお見解お持ちであればお伺いをするものでございます。

続きまして、支出の給与費等の部分でございますが、こちらについては総額としては当然異動による減もありますから、減額となっておりますけれども、見解ということではなくて実情として、町民のサービス、いわゆる患者さんへのサービスというものに繋がった部分、給料や手当が上がった部分についてあったのですかということをお伺いしているわけでございます。

また改めましてお伺いしたところが、新たに制度を設けたわけじゃないというような御答弁からお伺いしたところ、成果に応じた給与や手当等というものについては、議論検討というのが関係者の中でなされているのですかとお伺いしてございます。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） まず成果に応じた給料等の検討の件でございますが、こちらにつきましては特に病院の中では検討はされておられません。

あと外来の収益の増とか、その辺の分析でございますが、リハビリでの増が増えたということで小規模多機能施設からの患者等が増えておりまして、こちらがやはり地域連携室を通した外来患者の増に繋がっているところでございます。

また、入院につきましては減収となりましたが、目標当初50名で当初予算を計上しておりましたが、昨年5月6月、看護師の怪我等がございまして、入院の制限等をせざるを得ないような時期がございまして、そういった影響も大きかったというところでございます。以上でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7回）についてを採決します。



お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第7回)については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午後3時38分 休憩

午後3時45分 再開

○議長(高橋利勝) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程第15

○議長(高橋利勝) 日程第15 令和2年度町政執行方針・教育行政執行方針の説明を行ないます。

まず、町政執行方針について高橋町長、御登壇ください。

○町長(高橋正夫)〔登壇〕 令和2年町議会第1回定例会の開会にあたり、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と施策の大綱について申し上げます。

私は、就任以来、一貫して町民の皆さまと歩んできた協働のまちづくりを基本理念に、未来ほんべつの創造をめざし、将来を担う子ども達の健やかな成長および教育の充実と、将来にわたって暮らしの安全・安心が確保できるよう健康、福祉、介護、医療、防災など、町民生活を原点にサービス基盤の整備を全力で推進してまいりました。

この間、町民の皆さまをはじめ議員各位の御支援御協力を賜り、住民に最も身近な基礎自治体として行政サービスの維持・向上を図り、創意と活力に満ちたまちづくりが推進できましたことに対し、改めて敬意を表し、深く感謝を申し上げる次第であります。

今後も更なる本別町の発展を目指して、全力を傾注してまいりますので、町民の皆さまをはじめ議員各位の御支援御協力をお願いいたします。

まず、町政に臨む基本的姿勢であります。

我が国の経済は、総合経済対策を円滑かつ着実に実施することにより、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展するなかで、内需を中心とした景気回復が見込まれるとされておりますが、地方財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続くものと思われまます。

国の予算編成においても、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き2025年度の財政健全化目標の達成を目指し、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを進め、地方においても、国の取り組みと基調を合わせ徹底した見直しを進めるとしております。

地方財政対策では、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額については、前年度比1.2%増を確保し、地方交付税の総額は前年度比2.5%増の1兆6,882億円とされたところであります。

一方、地方自治体では、高齢化が進行する中での医療・介護、子育て支援など社会保

障への対応、地域交通の維持、森林環境政策の推進など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策、防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策など、新たな政策課題に直面しており、地方財政を取り巻く環境は、依然、厳しい状況が続くものと予想されます。

国は、今後の経済財政運営にあたりましては、経済再生なくして財政健全化なしの基本方針の下、デフレ脱却・経済再生と財政健全化に一体的に取り組むとしております。

本町といたしましても、地方創生に資する喫緊の課題に対して国の取り組みと十分に連携するとともに、自らの地域の将来は自ら決めるという理念のもと、全力でこの課題に取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

以上のことを踏まえ、令和2年度の町政執行にあたりましては、行財政改革の推進、中期的視野に立った地方創生の取り組みにより、将来に向けた財政基盤の確立と財政運営の安定を図りながら、地域の活性化に向けた取り組みを推進し、新年度予算編成にあたっては、本別町総合計画の理念を基調に、予算の重点化、効率化を図る中で、住んで良かった、住んでみたいと実感できるまち本別町を発信できるよう、併せて、初心を忘れることなく、職員一丸となり、町民の皆さまが思う、まちを元気にしたいという気持ちと、時代のニーズを的確に捉え、様々な事業に対し積極的に取り組んでまいります。

次に、令和2年度の町政を執行するにあたり、主要な施策の推進について、その基本的な考え方を申し上げます。

まずは、生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくりであります。

町民の皆さまが、安全・安心、活力と夢あふれる生活を創造していくために、行政や各関係機関・団体などとの協働による町づくりを推進するとともに、次代を担う子どもたち一人ひとりが郷土に誇りと愛着を持ち、世界に視野を広げ、大きく変化する社会をしっかりと見極めながら、みずからの可能性を発揮し、創造力豊かで新しい時代を切り拓いていく力を身に付けていくことができるよう、家庭・学校・地域が一体となって日々学ぶ、ほんべつ学びの日宣言の理念のもと、関係機関・団体と連携を図りながら、四つの風事業の推進と教育環境の向上に努めてまいります。

また、第8次社会教育中期計画に基づき、学びからの人づくりを社会教育推進の核として、大人と子どもが共に学びへの関心を高め、心豊かに生涯にわたり生きがいある学習活動を行ない、学習機会を選択して学ぶことができ、充実した生活を営むため、社会教育活動の充実を図ってまいります。

さらに、その学習成果が人づくり・地域づくりへと進み、生涯を通じて町民の皆さまが潤いのある生活を送ることができ、地域で活躍できる実践活動に活かされるよう、学び合う環境づくりに努めてまいります。

次に、地域資源を活かした豊かなまちづくりであります。

本町の農林業は、豊かな土地資源と自然環境に恵まれ、農業においては、基本であります土づくりと基盤整備の推進、更には新たな農業技術の導入や農作業支援組織の整備を図り、農家戸数が減少する中、生産者の規模拡大などにより生産の維持・拡大が図られております。今年の農業生産は、天候の不安定な時期もありましたが、おおむね気象

条件に恵まれ、生産者の方々の適切な圃場管理、家畜の飼養管理のもと平年作を上回る出来高となりました。

また、林業におきましても、国土の保全、地球温暖化防止などの多面的機能を有する大切な資源として、農業とともに地域住民の暮らしを守り、本町の基幹産業として地域経済を支えています。

しかしながら、農業を取巻く情勢はT P P 1 1、日欧E P A、更には日米貿易協定の発効による輸入農畜産物の関税低減・撤廃などにより、国内農業は、かつてない自由化の波にさらされ、農畜産物の国内価格の低下やそれに伴う農業所得の減少などにより、農業・地域経済への影響が大きく危惧されるところです。

このような状況のもと、本町農業の持続的な発展を目指すためには、農業者が希望と意欲をもって農業に取り組むことができるよう地域特性を生かした農業振興と課題への対応が重要と考えています。

喫緊の課題であります、担い手や労働力確保対策につきましては、新・農業人フェアや移住フェアなどへの継続的な出展を通じて、就農・就労希望者を募集すると同時に、希望者と受入れ農家とのマッチング機会の創出、経営者に対する労務研修など、農業者関係機関と連携した新規就農・雇用就農の促進に取り組んでまいります。町といたしましても新たな担い手づくりを目的に農業支援員となる地域おこし協力隊員を募集し、取り組みの推進を図ってまいりたいと考えています。

また、経営規模拡大の取り組みや施設整備、機械導入などの基盤づくりに向けましては、国の施策や事業を積極的に活用するとともに、新たな農作業支援体制や家畜ふん尿対策の整備につきましても、農業者や農業関係機関と協議、連携を図り具体化に向けて取り組んでまいります。

農地の基盤整備につきましては、町全体を2地区に分け、1地区は令和元年度から、残る1地区も令和3年度から、いずれも道営畑地帯総合整備事業として実施をいたします。

また、明渠排水につきましても、計画的な施設管理を図り、改修及び整備を進め施設の維持を行なってまいります。

次に、林業振興につきましては、森林の持つ多面的機能が十分に発揮をされ、資源の循環利用が可能な森林づくりを目指し、本町の森林整備計画に基づいた森林整備を推進してまいります。町有林につきましては、今後も計画的な主伐及び植栽により伐採跡地の解消を図ってまいります。民有林につきましても造林未済地の解消と将来の森林資源の確保を図るため、森林整備事業の更なる推進に取り組んでまいります。また、農業と同様に担い手、労働力の確保が重要な課題となっていますことから、林業事業体、関係機関と連携した対策と取り組みの推進を図ってまいります。

次に、商工業につきましては、消費者ニーズや流通の多様化に加え、人口減少・少子高齢化による消費購買力の減少等により依然厳しい状況が続いておりますが、消費者と商業者が共感できる愛町購買環境の向上を目指し、安心・安全で魅力ある商店街づくりのため、商工会等と連携し商工業の振興に努めてまいります。また、消費者対策として、

複雑化、悪質化する消費者被害の未然防止の取り組みを継続してまいります。

さらに、引き続き本別町企業誘致条例及び起業家支援要綱による新規開業や新分野への進出、工場等の新設・増設に対し、積極的な支援を行ない、雇用の創出と安定化を図るほか、本別町しごと体験交流館の積極的な活用促進により、本町のあらゆる産業の発展・振興に不可欠な人材確保により事業所の維持、振興に努めてまいります。

次に、観光振興につきましては、本別ならではの魅力ある地域資源である農産物の活用を積極的に進めるとともに、義経の里本別公園や道の駅などの施設運営や観光イベントの充実を図り、北海道横断自動車道の延伸による長所を活かし、関係人口の増加を促してまいります。

活力ある地域づくり推進のため、本別固有の資源や地域産業の魅力を発信し、関係人口の拡大から移住促進につなげていくことが必要です。関係機関、近隣自治体等と連携を図りながら、インターネット、ケーブルテレビなど、多様なメディアを活用し、移住、観光など地域情報の提供等、求められる有意性の高い情報発信に努め、圏域外からの交流人口の誘引、移住・交流の促進に取り組んでまいります。

次には、ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくりであります。

本町の高齢者人口は、平成28年をピークに減少に転じておりますが、後期高齢者が今後も増加する超高齢社会を迎える中で、健康長寿のまちづくり条例を基本に、町民参画による創造的な福祉施策に取り組んでまいりました。

ともに支え合い、いつまでも安心して暮らせるまちを願い、町民の総意により宣言していただいた、福祉でまちづくりを合言葉に、福祉サービス基盤整備、子育て支援や生きがいづくり、地域の見守りや日常生活支援など、地域住民の福祉団体、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、重層した福祉サービスの充実に努めてまいります。

また、令和2年度は第3期地域福祉計画の最終年度になりますことから、計画の重点事業に位置づけております生活困窮者の自立支援体制につきましては、本別町生活困窮者自立支援対策庁内推進会議において関係機関との情報共有や包括的な相談・支援体制を構築してまいります。

さらに、社会的孤立や孤立死などを防ぐ地域づくりを目指した在宅福祉ネットワーク活動への支援に努めてまいります。

急速な少子化の進行、家庭、地域を取り巻く環境の変化に対応し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することが出来る社会の実現を目指さなければなりません。次代を担う本別の宝であります子どもたちが、生き生きと健やかに育つことは、私たちの願いであり、責任であります。

第2期本別町子ども・子育て支援事業計画は、子育て世代の皆さまからいただきましたアンケート結果を踏まえ、本別町子ども・子育て会議において議論をいただき策定いたしました。この計画の着実な進捗により、子育てが喜びとして感じられ、子どもの笑顔があふれるまちを目指してまいります。

幼児教育・保育の無償化については、国の施策に上乘せし、3歳児から5歳児までの給食料を引き続き町負担とし、保護者負担の軽減を図ってまいります。

新しい子育て施策として、楽しみながら英語に触れ、国際感覚を育むことを目的に、英語を母国語とする外国人講師を就学前教育・保育施設に派遣いたします。幼児期から英語に触れることの出来るまちを発信し、本別で子育てしたくなるよう各種施策を展開してまいります。

高齢者福祉及び介護保険事業につきましては、第7期銀河福祉タウン計画に基づき、高齢者福祉施策の充実を図りますとともに、令和2年度が計画の最終年度になることから、関係機関や町民の皆さまと協力して3年間の評価及び第8期計画の策定に取り組んでまいります。

介護人材の確保につきましては、介護サービス事業所等の現状や意向を踏まえながら、引き続き総合的な介護人材確保対策を推進しますとともに、多様な人材の介護分野への参入を促進するために、これまで開催してきた介護職員初任者研修及び介護職場入門研修を継続してまいります。

地域包括ケアシステムの構築につきましては、認知症施策、在宅医療・介護連携の推進に向け、引き続き町内外の関係機関と連携を図りながら事業を推進してまいります。

権利擁護事業につきましては、社会福祉協議会と連携しながら、法人後見事業の取り組みや担い手の育成、町民からの各種相談や生活課題等に対応する、あんしんサポートセンターの運営に対する支援に努めてまいります。

次に、障がい者福祉につきましては、第1次障がい福祉総合計画に基づき、住み慣れた地域で生き生きとした生活が送れるよう、障がい福祉サービスの相談支援や切れ目のないマネジメント体制の充実にも努めるとともに、令和2年度が計画の最終年度になることから、3年間の評価を行ないますとともに第2次計画策定に取り組んでまいります。

健康づくりにつきましては、乳幼児から高齢期まで、町民一人ひとりが健やかに安心した生活が送れるよう各種検診事業や予防接種などの普及啓発に努め、特に生活習慣病の予防を重点に取り組んでまいります。また、食を通じた健康づくりのボランティアとして、食生活改善推進員の養成講座を開催し、地域の健康づくりを推進してまいります。

成人保健につきましては、特定健診の受診率向上に努め、効果的な予防活動を行なってまいります。

母子保健につきましては、妊産婦への助成事業、乳幼児健診や保健指導の実施など、子育て包括支援センターを中心に関係機関と連携を図りながら、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行なってまいります。

心の健康づくり事業につきましては、月1回心理カウンセラーによる心のほっと相談を継続し、町民のメンタルヘルス向上に努めてまいります。

老人ホームの運営につきましては、利用者一人ひとりのニーズや状態に応じたサービスを適切かつ効果的に提供して、利用者の方々が持つ力を最大限発揮いただき、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、尊厳を尊重しながら支援してまいります。

また、職員が持つ介護の知識や技術を研鑽し資質の向上を図りながら、より質の高い施設サービスを提供していくとともに、地域貢献活動を積極的に実施しながら、職員と

利用者や家族、地域・関係機関が更なる連携を図ることにより、町民の皆さまに求められる協働の開かれた施設運営に努めてまいります。

介護基盤の整備につきましては、平成27年6月に本別町特別養護老人ホーム・養護老人ホームのあり方に関する基本構想を策定し、清流の里に併設する地域密着型特別養護老人ホームの整備について協議・検討を進めてまいりましたが、社会環境・情勢の変化等により従来計画のまま進めていくことは難しいと判断いたしました。したがって、今後は介護保険制度や町内の施設間における機能分化・連携などあらゆる動向を踏まえながら、特別養護老人ホームのあり方を引き続き協議・検証してまいります。

次に、国民健康保険につきましては、都道府県への広域化から3年目を迎えます。低所得者に対する軽減基準が拡大される一方、国民健康保険税の賦課限度額が引き上げられることなどから、保険加入者の負担増などを考慮し保険税率の改正を行わず、国税や国・道からの交付金等で北海道への納付金を賄えるよう健全運営に努めます。

また、医療費抑制に向け北海道国民健康保険団体連合会とも連携し保健事業に取り組んでまいります。

後期高齢者医療につきましては、今後も高齢者等にかかる医療制度の情報収集と加入者への情報提供に努め、運営主体である広域連合と連携を図ってまいります。

次に、病院事業につきましては、平成29年度に策定しました病院改革プランを推進し、地域医療の確保を図ると共に、地域包括ケアの構築を進めてまいります。

病院事業会計の運営につきましては、外来患者数及び病床稼働率の維持・向上による収益確保を図りながら、材料費、維持管理費などの経費節減に努め、経営体制の強化に努めてまいります。

診療体制は、内科、外科の基礎診療科を中心に診療機能の充実を図り1.5次医療として耳鼻咽喉科、眼科など、町民の医療ニーズに応えた専門診療科の充実に努め、町民の皆さまに信頼される病院づくりに取り組んでまいります。

次に、防災対策につきましては、防災行政無線更新、デジタル化工事が2年目を迎え、令和2年度は、設置希望世帯への戸別受信機の設置、屋外拡声子局設備の更新を行ない、災害時における行政からの情報を迅速かつ的確に伝達する手段として令和2年度末からの運用を開始します。

近年、全国各地で複雑多様化・大規模化している自然災害を教訓とし、地域防災力向上のため、自主防災組織と連携し避難訓練や研修会の実施、また、行政内部の体制強化に向けた訓練や研修会を実施し、総合的な防災体制の強化に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、交通事故や飲酒運転根絶に向けた啓発運動、高齢者の交通事故防止に力を入れ、関係機関の協力を得ながら推進してまいります。

次は、快適でやさしさのあるまちづくりであります。

安全で快適な生活環境の基本となる生活道路の整備は重要であります。令和2年度の町道整備につきましては、継続事業6路線の道路改良・舗装工事及び橋梁長寿命化事業を実施してまいります。

交通手段を持たない町民の足を確保するため、ふるさと銀河線代替バス帯広陸別線、

生活維持路線バス浦幌本別線、太陽の丘循環バスや町有バスなどの公共交通機関の安定的な運行に努めてまいります。

水道事業につきましては、町民生活や経済活動を支える施設として重要な役割を担っております。このため施設の整備や維持管理を計画的に進め、安全で良質な水を安定的に供給できるよう努力してまいります。

下水道事業につきましては、施設の整備と維持管理に努め、水洗化の促進を図り、公共下水道区域外で実施しております浄化槽整備事業につきましても、引き続き事業の推進を図ってまいります。

公営住宅の整備につきましては、住環境の向上を図るため、本別町住宅政策推進計画を基本に実施してまいります。

公園緑地の整備につきましては、全道各地から観光客が訪れます義経の里本別公園をはじめ、その他の公園施設についても効率的な維持管理を行ない、町民の憩いとふれあいの場として快適な環境づくりに努めてまいりますとともに、令和2年度より本別町都市公園安全・安心対策事業を実施いたします。

都市計画につきましては、本町の有効な土地利用を図るため、本別町都市計画マスタープランの見直しを進めてまいります。

また、住宅の改修や新築住宅に対する助成事業、既存木造住宅の耐震性向上を図る耐震改修等助成事業、空き家住宅等除去支援事業を引き続き実施するとともに、本別町居住支援協議会による居住福祉の推進に努め、空き家等対策を総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

地籍調査事業につきましては、住民説明会の開催など、令和3年度の事業着手に向けて本格的に準備を進めてまいります。

次に、ごみ処理事業の推進につきましては、平成31年4月から資源ごみと小動物以外は、十勝圏複合事務組合が運営する帯広市のくりりんセンターへの搬入が開始されておりますが、新たなごみの出し方に一日も早く慣れていただけるように、ごみ収集業者と連携を取りながら、ごみの適正処理に向け対応に取り組んでまいります。

資源集団回収事業については、自治会や団体の御協力によりごみの減量化や資源化を推進する目的で、今後も継続してまいります。

次に、町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくりであります。

地域コミュニティ意識が多様化する社会に対応するため、引き続き協働の視点で、町民の皆さまや関係団体などと連携し、これまでに培ってきました町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくりを進めてまいります。併せて、わかりやすい情報の発信に努め、町政の透明性を高めてまいります。

現在の第6次本別町総合計画の計画期間が令和2年度で満了いたします。既に昨年度より次期総合計画の策定作業に入っておりますが、引き続き町民の皆さまとの協働を基本に計画づくりを進めることといたします。

地方創生につきましては、取組みの開始から5年を経過いたしますが、総合計画開始年との整合性を図るべく、現在の計画を1年延長し、引き続き、関連事業を展開するこ

ととし、町民の皆さまや関係団体へ進捗状況等を説明し、いただいた意見や評価を踏まえるとともに、他の施策との整合性に留意するなど、適切に対応してまいります。

次に、行財政改革につきましては、第5次行財政改革大綱と推進計画に基づき、本別町の将来展望を見据え、行財政運営のあり方を模索し、簡素で効率的な行政執行を推進してまいります。

なお、現在の計画期間が令和2年度で満了しますことから、第6次行財政改革大綱の策定作業を進めることといたします。

本別町個性あるふるさとづくり寄付金、ふるさと納税につきましては、本町の取り組みを全国にPRしますとともに、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえ、本町の観光資源・地域資源を活用した返礼品、特産品の充実を図り、寄付金のより一層の有意義な運用を図ってまいります。

国際交流・地域間交流活動につきましては、姉妹都市オーストラリア・ミッチェル、友好都市徳島県小松島市との親善訪問・相互派遣事業など相互の友好関係発展と、日常とは異なる環境における体験活動を通じて豊かな感性を醸成するため、今後も積極的に交流活動を進めてまいります。

むすびにあたり、以上、令和2年度の町政に臨む所信を申し上げます。

本町を取り巻く環境は一段と厳しさを増しておりますが、これまでと同様、町民の皆さまと築いてきました、まちづくりの実績を大切に、まちを支える町民の皆さまの頼もしい力をいただきながら、より一層確かな信頼関係を積み重ねられるよう努力するとともに、本別町の個性と元気が発信できる、安心と活力と夢あふれるまちづくりを目指してまいります。

町民の皆さま、町議会議員各位の一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。執行方針といたします。

○議長（高橋利勝） 次に、教育行政執行方針について佐々木教育長、御登壇ください。

○教育長（佐々木基裕）〔登壇〕 令和2年町議会第1回定例会の開会にあたり、教育行政執行方針について申し上げます。

平成から令和へと時代は移り、少子高齢化、人工知能をはじめとする技術革新や、グローバル化が一層進展し、複雑で予測困難な社会となってきました。こうした社会の変化に主体的に向き合いながら、その過程を通して自らの可能性を発揮し、未来を切り拓く力を身に付けることが重要であります。

本別町教育委員会といたしましては、これらの社会情勢をしっかりと見極めながら、子どもたち一人ひとりが、ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界に視野を広げ、新しい時代を主体的に切り拓いていく人づくりを目指し、関係機関・団体等と連携を図りながら町民皆さまの信頼に応えるよう、学校教育の充実、社会教育の振興、文化・スポーツの推進に取り組んでまいります。また、地域の子どもは地域で育てるを念頭に、本町ならではの取り組みである、ほんべつ学びの日の更なる普及と推進事業の充実を図ってまいりるほか、本別町総合教育大綱を改訂し、創意工夫を生かした教育を組織的に展開してまいります。



令和2年度の教育行政を推進するにあたり、主な施策の基本的な考え方について申し上げます。

学校運営の推進につきましては、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取り組みとして、すでに導入されたコミュニティ・スクールの各専門部会を通じ、地域の教育力を活用しながら、学校の教育を支援する環境づくりを進めてまいります。また、子どもたちの発達段階に応じた能力や個性等を最大限に伸ばすため、同一校種間の連携事業を進めるとともに、幼児教育から高校教育までを連続的につなぐ異校種間連携事業を推進してまいります。

義務教育の推進につきましては、令和2年度に小学校で新学習指導要領が全面実施され、新たにプログラミング教育が必修化されたことから、授業に効果的な教育教材を導入し、学習への関心や意欲を高めつつ、子どもたちのプログラミング的思考を育成します。また、4年に一度の小学校用教科用図書の改訂にあわせ、児童へ適切な学習指導と学習活動を充実させるために教師用指導書を整備します。

国際理解教育の推進につきましては、英語教育を本別の学びの主軸に位置付けしていることから、子どもたちが英語で日常的なコミュニケーションを行なうことができる力を身に付けられるよう小・中学校に英語指導助手を派遣するとともに、引き続き英語教諭を任用し、義務教育や高校教育における英語検定対策、生涯学習の場での活用・充実に努めてまいります。

勇足小学校の姉妹校であります立江小学校との交流研修につきましては、本年度は、勇足小学校の児童を派遣し、相互交流研修を通して友好を深めます。

特別支援教育につきましては、引き続き全ての学校に特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や関係機関と連携した支援を行なっていくため、個別の教育支援計画を活用し、発達段階に応じた支援を行なってまいります。

いじめや不登校の根絶に向けた取り組みにつきましては、中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、道徳教育の充実、年2回のアンケート調査や定期的な学校指導訪問の実施等により、未然防止・早期対応に努めてまいります。

教職員が健康でやりがいを持って勤務し、学校教育の質を高められる環境づくりと児童・生徒の指導を充実したものにするため、学校における働き方改革を進める本別町アクション・プランに基づく取り組みを進めてまいります。

本別高校への支援につきましては、各種支援策を継続するほか、新たな支援としてオーストラリア・ミッチェル海外研修派遣事業に取り組んでまいります。また、本別高等学校のPRにつきましても、生徒や保護者、近隣町村中学校への訪問活動を積極的に展開してまいります。少子化の影響や希望進路先の多様化等により、入学生の確保が大変厳しい状況にありますことから、今後における本別高校への支援のあり方等についても関係団体と協議し、その方向性を見出してまいります。

食育の推進につきましては、地場産農畜産物、地場加工食品を積極的に使用し、おいしく栄養バランスに配慮した学校給食を提供し、栄養教諭が各学校に出向いて、食育に

関する指導及び授業を行なっております。また、食物アレルギーに対しましても、除去食や代替食により対応しております。

社会教育の推進につきましては、第8次社会教育中期計画に基づく施策について検証と評価を行ない、町民一人ひとりが生涯学習の観点に立ち、大人と子どもが共に学びへの関心を高める学習機会の提供とその成果が今後の地域活動に生かされるよう、学び合う環境づくりに努めてまいります。

少年教育では、ジュニアリーダーを育成する本別・南三陸交流研修会を軸に、自主性や協調性を培い生きる力を身につけることを目的に、ほんべつ元気学宿とプレ元気学宿を継続して開催しております。

ふるさと学習ほんべつ学では、まちの魅力を再発見し、郷土愛を育む趣旨のもと、本年度は、各業種の職員研修の一環に位置付け、自身が働く町の良さを学ぶ場を提供し、取り組みを強化いたします。

高齢者自らが積極的に学び、教養・見聞を広める学習機会として義経教室も開設し、町の他部局との連携を図りながら進めてまいります。

本別町民文芸沖積土は、第51号となり、オリンピック・パラリンピックの年であることから、スポーツを特集テーマとして発行しております。

ほんべつ学びの日の取り組みにつきましては、学びを発信する、ほんべつ学びの日総合事業として学びフェスタに、より多くの方々に参加いただけるように創意工夫するとともに、教育委員会、各学校の取り組みに対しても、学びの日の理念の普及を図るため、各種事業の推進・充実に努めていきます。

文化振興につきましては、文化祭・音楽祭をはじめとする各種事業を開催するほか、町芸術文化事業振興会と連携してほんべつ寄席を企画し、町民の皆さんに大衆娯楽文化を楽しんでいただく機会を提供しております。

図書館につきましては、本町出身の絵本作家きくちちき氏の著作本を貸出しセットにして、著者の情報とともに各小学校や保育所、こども園に常設するなど、子どもたちの夢を育て、読書意欲につながる取り組みを推進しております。

歴史民俗資料館につきましては、75年前の空襲を風化させないために平和の大切さを未来へ継承する、7月15日本別空襲を伝える企画展をはじめ、7.15忘れないプロジェクト展と関連講座を開催しております。

スポーツ振興につきましては、町内小・中学校における体力テストを学校とスポーツ推進委員が協力して実施し、子どもたちの体力向上に向けた取り組みを行なっていきます。また、健康スポーツ週間事業を継続するとともに、スポーツでまちを元気にするスポーツイベントを実行委員会体制により開催しております。

以上、令和2年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。教育委員会といたしましては、次代を担う子どもたちが、様々な社会変化にも対応できるよう、また、本町の自然や文化、観光、産業などの教育資源を活用した学習や、確かな学力や豊かな心、健やかな体を身に付け、自らの人生を切り拓いていける人材に育つよう、また、町民の皆さまが芸術や文化、スポーツに親しみ、希望に満ちた暮らしとな

りますよう、教育行政を全力で推進してまいりますので、町民の皆さまをはじめ町議会議員の皆さまの御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、令和2年度教育行政執行方針とします。

---

#### ◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日3月4日から9日までの6日間は休会であり、3月10日午前10時再開であります。

これをもって通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は、3月5日正午をもって締め切ります。

質問のある方は、締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後4時29分）

# 令和2年本別町議会第1回定例会会議録（第2号）

令和2年3月10日（火曜日） 午前10時00分開議

## ○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告  
日程第 2 一般質問

## ○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告  
日程第 2 一般質問

## ○出席議員（12名）

|    |     |       |     |     |      |
|----|-----|-------|-----|-----|------|
| 議長 | 12番 | 高橋利勝  | 副議長 | 11番 | 藤田直美 |
|    | 1番  | 水谷令子  |     | 2番  | 柏崎秀行 |
|    | 3番  | 梅村智秀  |     | 4番  | 石山憲司 |
|    | 5番  | 篠原義彦  |     | 6番  | 大住啓一 |
|    | 7番  | 山西二三夫 |     | 8番  | 黒山久男 |
|    | 9番  | 方川一郎  |     | 10番 | 阿保静夫 |

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のため出席した者の職氏名

|             |      |           |        |
|-------------|------|-----------|--------|
| 町長          | 高橋正夫 | 副町長       | 大和田 収  |
| 会計管理者       | 花房永実 | 総務課長      | 村本信幸   |
| 農林課長        | 菊地 敦 | 保健福祉課長    | 飯山明美   |
| 住民課長        | 田西敏重 | 建設水道課長    | 大槻康有   |
| 企画振興課長      | 高橋哲也 | 老人ホーム所長   | 井戸川 一美 |
| 国保病院事務長     | 藤野和幸 | 総務課主幹     | 上原章司   |
| 住民課主幹       | 小坂祐司 | 住民課主幹     | 久司広志   |
| 総務課長補佐      | 三品正哉 | 子ども未来課長補佐 | 岡崎修子   |
| 建設水道課長補佐    | 小出勝栄 | 教育長       | 佐々木基裕  |
| 教育次長        | 阿部秀幸 | 社会教育課長    | 坪 忠男   |
| 学校給食共同調理場所長 | 高橋 優 | 農委事務局長    | 倉崎景一   |
| 代表監査委員      | 畑山一洋 | 選管事務局長    | 村本信幸   |

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局 長 鷺 巢 正 樹

総務担当主査 越 後 忠

開議宣告（午前10時00分）

---

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝） 日程第1 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長方川一郎議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（方川一郎）〔登壇〕 おはようございます。

報告いたします。

議会の運営に関する事項、意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに1件の提出がありました。

公立公的病院の再編統合に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書については、19日の本会議で審議する運びを予定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（高橋利勝） これで、報告済みといたします。

---

◎日程第2 一般質問

○議長（高橋利勝） 日程第2 一般質問を行ないます。

順次、発言を許します。

10番阿保議員。

○10番（阿保静夫） 議長のお許しをいただきましたので、1問について一般質問を行ないます。

質問事項は、新型コロナウイルス、今後の経済対策をという趣旨で伺ってまいります。

新型コロナウイルス感染防止対策に町としても努力しているところです。今後の状況を推しはかることはできませんが、町内経済活動は少なからず影響を受けているものと考えます。町としての対応について伺いたいと思います。

本町では、新型コロナウイルス感染防止のために迅速な対応がなされたと思います。町職員、関係機関の皆さん、さらに教育、保育関係者の皆さんの取り組みと努力には感謝と敬意を表すところです。

さて、現時点で飲食業を初め町内経済活動に影響が出ていると認識しています。

国は緊急の経済対策の議論を始めていますが、町としても可能な対策を行なう必要があると考えます。

また、安倍首相は、3月4日の各野党党首会談の中で、新型コロナウイルス感染症対策について、専門家の知見尊重、学校現場などの自主的判断を尊重することなどを表明

しました。全国的には、自治体の自主判断で学校の登校を再開する自治体の報道もありました。

また、道教委は、3月9日、分散登校を道内全小中学校に要請しました。市町村の判断で実施、出席日数としては扱わず、保護者の判断で欠席しても構わないというような中身です。

子どもの心身ケアと新学期に向けた生活リズムの回復との実施理由は、非常に大事なことだと感じています。

市町村の判断で実施することとなっていますので、現時点で感染者が出ていない本町としては、積極的な取り組みをしていくべきだと考えております。

道教委も示していますが、分散登校初日は、感染予防の知識と実践に取り組むということになっています。本町でも分散登校に取り組むものと思いますが、予防の実践としては、手づくりマスクのつくり方などの例なども参考にさせていただきたいと思っています。

町としてできることは限定的ですが、以下、対応について提案をし、見解を伺いたいと思います。

①ですが、一定の時期に、町内各商工業、商店、事業所等の実態調査等を行なう必要があると考えますが、見解を伺います。

二つ目ですが、この実態調査に基づき、商工業事業者への特別支援対策、あるいは町の中小企業融資など、通常の支援対策の枠の拡充を図るなど、対応を図る必要があると考えますが、見解を伺います。

三つ目ですが、本町において、今後、休校、休業措置などについて、これは状況に応じ、早期再開なども含めてですが、さらに独自の対応を検討する考えはないか、伺います。

以上、3点について、一問一答細目方式によらない方法で質問を行ないますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 阿保議員の、新型コロナウイルス、今後の経済対策を、の質問の答弁をさせていただきます。

前段の情勢などは御案内のとおりでありますので、割愛しますが、北海道が2月28日から3月19日まで、これを緊急事態宣言の期間として、できる限り外出の自粛などを基本としまして、感染拡大防止の措置がとられるということでありまして、本町といたしましても、これを受けて、2月27日に本別町の新型コロナウイルス感染対策本部を設置して、必要な情報収集と情報の共有を図りますことから、必要な対策を講じるよう、各課、部局に指示して、それぞれ対策本部を実施してきています。

また、公共施設の一部使用の制限、また、町主催の会議等の中止や延期などの措置を取り進めてきたところであります。

こうした世情を受けて、当然のことながら、外出を控えることになった結果、その影響として、全国的に外食産業、また、旅行関連業を中心として、売上額の減少を引き起こす事態を招いていることは御承知のとおりであります。

また、本町における実態の把握についての御質問ですが、商工会とも協議をして、2月26日から商工会事務局が飲食業を営む事業者から、感染拡大防止の措置に伴う減収被害に関する緊急ヒアリング調査を実施しているところであり、昨日の3月9日から、再度、最新の状況の調査を始めているところでもあります。

また、町内商工業全体での影響調査につきましては、北海道商工会連合会としての統一的な調査の実施がされますことから、これを想定した調査の準備に入っているところでありまして、御質問にありましたとおり、今後の各種対策を講じる上で必要な実態調査などを適切な時期に実施をしまいたいというふうに思っています。

次、2点目の商工業者への特別支援対策、あるいは町の通常支援対策の拡充を図る必要があるとの御質問でありますけれども、対策本部の設置以降、担当課と商工会、北洋銀行本別支店、帯広信金本別支店と連携をとりながら、支援策のあり方について協議を行ってきております。

また、情報収集のために、金融機関が独自に持っております情報のほか、事業者から寄せられました相談状況を随時聞き取りをしているところでもあります。

本町における支援策といたしましては、事業者からの金融相談があった場合、本町の中小企業の融資制度が金利の面でセーフティーネット保証を上回る条件となっておりますことから、この制度を活用されるように周知をさせていただくようにしています。

また、中小企業の融資制度につきましては、預託額の5倍を限度とする融資枠となっております。本町の預託枠は1億2,000万円ですから、その5倍ということで、約6億円の融資枠となっております。現在の融資枠として約2億円を貸し出せる状況となっているということでもあります。

今後の状況、推移を見ながら、随時、融資枠の拡大が可能かどうか、また、既存の融資の残高がある場合、特別枠の設定につきまして、事務レベルで金融機関と協議を開始しているところでもあります。

また、国、道におけます支援策に関しましては、既にセーフティーネット保証の対象業種の拡大や融資枠の拡大、雇用調整助成金の特別措置などが発動されておまして、これらにつきましては、担当課はもちろんのこと、商工会、また、金融機関においても相談を受けていただくように協議をしているところでもあります。

支援策のあり方といたしましての基本的な姿勢につきましては、このたびの事業者の減収となった要因は、感染防止のための措置として実施されたことでもありますから、国や北海道が責任を持って対応すべき事案だと考えておりますので、国や道に対して適時要望を行なってまいります。商工業者にとって喫緊かつ緊急な事案に対応できるように、引き続き情報収集と実態把握に努めて、適切な対策を講じてまいりたいとい



うふうに考えております。

次に、3点目の、本町において、今後、休校、休業措置などについて、さらに独自の対策を検討する考えはどの御質問でありますか、これは2月24日付で北海道知事及び北海道教育委員会の教育長の連名によります保護者宛のメッセージが発出されました。その内容は、毎日、朝晩、子どもの体温を測定して、万が一、発熱などの風邪の症状が見られる場合につきましては、学校などを休ませて、健康観察するなどの対応が重要であるため、同日の夜から実行するようお願いするものでありました。

翌日の25日には、知事から、児童生徒や教職員に感染者が出たかどうかにかかわらず、全道の学校に一律休校の要請を表明され、その要請を受けた北海道教育委員会教育長より、令和2年2月26日付で新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の要請についての通知において、2月27日から3月4日までの7日間の臨時休業を行なうような要請がありました。

これを受けまして、十勝管内の緊急の教育長会議が開催され、対応については、周知する期間が短過ぎるなど、いろいろな意見もある中で、児童生徒にかかわることですので、十勝は共通認識のもと、児童生徒の健康管理を考え、実施に踏み切ることに至りました。同日、教育委員会議を開催して承認をいただき、保護者へ通知をしてきたところであります。

その後の道内での感染拡大を受けまして、2月28日に知事が緊急事態宣言を発表し、北海道教育委員会教育長より、2月28日付で、新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業のさらなる要請について発出され、学年末の休業日前日までさらに延長するよう要請があったところであります。

これに伴いまして、何よりも子どもたちの健康、安全を第一に考えて、集団による感染症の拡大を防止するために、本町におきましても、既に実施をしております臨時休業において、臨時休業期間を春休みの前日であります3月24日までにさらに延長する旨を教育委員会議で承認をいただいて、実施することとしたところであります。

また、3月3日、3月5日に臨時の十勝管内の教育長会議が行なわれまして、臨時休業中における分散登校や卒業式などの対応についても意見交換されました。

この休業期間の長期化を踏まえて、児童生徒の生活、学習習慣に対する不安の解消や、心身の健康状態、学習状況の把握などを行なうために、感染防止を図りながら、学校規模に応じた学年や学級などを単位とする分散型の登校日を設けることが望ましいという意見が多く寄せられたところであります。

一方、児童生徒の登校につきましては、保護者の考え方の把握も必要ではとのこともありまして、同日の夜に町内の小中学校の臨時休業に係る保護者の代表説明会を行なって、各校のPTA会長や校長、教頭にも緊急でお集まりいただきまして、臨時休業における経過などについて説明をいたしました。

その中では、児童生徒は外出も制限されてストレスがたまっている状態で、児童生徒

の健康状態ですとか家庭の学習の配布、また、学習教材などの持ち帰りのためにも、分散登校は必要であります、必要最小限の回数で、感染拡大に十分留意をして実施する必要がある、また、この状態がいつまで続くか先は見えないが、今はひたすら静観するしかない、やむを得ないのではないかなどの率直な御意見をいただき、本町といたしましては、3月9日、昨日からこの分散登校を取り進めることとさせていただいています。

現時点におきましては、全道及び十勝管内の状況を総合的に判断しながら、臨時休業を見きわめなければならないというふうに思っておりますが、本町独自の状況に応じた早期再開ということについては、これはなかなか難しいものであるというふうに考えておりますので、今後におきましては、状況を見きわめた上で、関係機関との連携をしながら判断をしてまいりたいというふうに思っています。

新型コロナウイルス感染症につきましては、この先も収束までに一定の期間を要することが見込まれておりますので、適宜、議会にも状況を報告させていただきながら、対策を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、今後とも特段の御理解、また、御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） まず、①、あるいは②に関係することなのですが、町内の業者の状況を調査を一度して、また今後も再調査をするというような趣旨だったというふうに思っております。

それぞれの業種によって、その状況とか、置かれていることによる要望等はいろいろあるとは思いますが、もちろん国がこれから、今現在も含めて、方針をいろいろ出しつつあるという状況ではあると思うのですが、先ほど町長がおっしゃったように、町としてできることは限られている中でも考えていかなければならないし、当然、予算は既に今後、間近に提案される中身になっておりますけれども、その中での商工関係の支援の措置というのは、一定の予算を超えた中で今後考えていくことも必要になっていくのではないかなというふうに思っております。もちろんそれぞれの調査や、その必要の状況に応じて変わってくると思うのですが、その辺についての構えとか考え方というのがどういうふうになっているのかなというのがまず一つあります。

それで、実態調査なのなのですが、それぞれの業種で内容は違うとは思っております。よく言われているのは、町長も今おっしゃったように、飲食業関係というのは、この時期ですから、かなり大きな影響を受けているのではないかなというのは想像に難くないところですし、私は町内の具体的なことは十分に把握していないのですが、帯広などの調査を参考にすれば、観光業とか、それから、建設業などでかなり大きな減収が予想されるという調査結果が出ていたりしておりますし、これは機械的な製造業だと思うのですが、中国の状況がかなりひどい状況なので、御承知の

ように、日本は中国からいろいろな部品などを輸入して、それをそれぞれの事業に生かしているということで、具体的には商品やネジなどが入ってこないということで、事業所の運営にも大きく影響しているというような例も報告されていますし、率直な声としては、このままだと倒産してしまうのではないかとというようなこと、それから、一般的には、これは本町の事業所にも関係すると思うのですけれども、経費の中で固定経費というのがあって、営業のいかんを問わず、必ず払わなければならないもの、例えば店を借りているとすれば、当然、その家賃を払っていかなければならないとか、営業ができる、できないはかかわらず、経費というものはかかってくると思うし、それよりも何よりも生活費という大きなことがあるので、そういう業種によってそれぞれの緊急度を含め、内容は違ってくると思うのですけれども、再度調査するというので、その辺を少し分析しながら、実態を、こういう機会にという言い方は不謹慎だと思いますので、本当にそういう実態をリアルにつかむということが今求められているのではないかなというふうに私は考えるのですけれども、その点について再度伺いたいと思います。

それから、現状で本別のこども園は当初から動いていると。どうしてもという方という限定の中で動いているという中で、いろいろな方のお話は、それぞれもちろんいろいろな意見がある中ではございますけれども、保育所や、そういうこども園が開設されている中で、学校だけが休校になっているということについての疑問の声というのは確かにあるということです。ただ、人数的なものからいうと、やはり圧倒的に学校のほうが多いし、今の集団の中での感染の危険を避けるという基本精神からいくと、なかなかそういうことにはならないとは思いつつも、今後、本町独自で分散登校は一応道としては週1回程度というような話になっているようですけれども、町としてはその辺をどうとらえているのかということについて、改めて伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 阿保議員の再質問の答弁をさせていただきたいと思いますが、町としてもできる限りまた対策を考えていくということでありまして、かなり細かく担当のほうを、商工会を中心にして調査しています。

御質問にありますように、俗に観光業だとかホテル業だけが随分クローズアップされていますが、本町といたしましては、本当に暮らし全般、商工業特に全般、飲食業を中心とした影響というのにははかり知れない影響でありまして、特に従業員の方が複数いるというような、そういう職業は本当に大変な状況になっているということでありまして、これはそれぞれ細かく調査しなければなりませんし、国で雇用の調整交付金というのが実はありまして、中小では5分の4ということで配付をしていただくということになっているのですが、これらも含めて対応を早急にしてもらおうということで、これは一自治体だとか一商工会だけでなく、例えば商工会連合会だとか、そういう組織を通じて、やっぱり国にしっかりと要請をしながら、早急な対策を求めていくと、こういうことが必要だなというふうに、今、それぞれ要請をしているところであります。

また、町内の連携、また、町の支援策につきましては、担当のほうから今答弁させていただきますけれども、できる限りその影響を少しでも軽減できるように、また、事業が持続、継続できるように、町としてもできる限りの支援をさせていただければなというふうに思っておりますし、特にこれは私ども日常生活している中で、特にこの時期ですから、ここまでもというような、言い方は悪いかもしれませんが、ここまでも影響があるのだなということが、本当に幅広く影響が出ています。卒業、また、これから入学シーズンを含めたり、送別会などなども含めて、買い物もそうですし、飲食業もそうですし、また、それに付随する、例えばお花屋さんとか、あらゆるところに全部、そしてこれは運送会社もそうですし、また、それに伴う卸業者などなど含めても大変な、また、それも一部報道されていますが、特に学校が休みで、学校の牛乳が非常に消費が減退するという中で、大変なことになる。これはメーカーごとの企業努力ということになるというようなこともあって、本当に想定を超えるだけの影響が出ていることでもありますから、その辺もしっかりと実態把握をしながら、それぞれ必要な対策、要請も含めて実施していきたいなというふうに思っています。

学校の分散の考え方などにつきましては、教育委員会のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 私からの、阿保議員の御質問にありました、支援策に關しまして、予算のといひますか、それに関連した部分についてお答えさせていただきますと思ひます。

先ほど町長の答弁にもございましたけれども、町の制度であります中小企業融資につきましては、現状、預託金の5倍という制度の中で運用しているのが実情でございます。したがひまして、1億2,000万円を預託してござひまして、6億円という枠の中で実施しているところでございます、この拡大措置といたしましては、これも先ほど話しましたように、今、それを6倍の運用としていただけないかということを経務レベルで金融機関、先ほど言ひました北洋さん、あるいは信金さんのほうにちょっと協議をさせていただきますところでございます。

町として、すぐどこを抛出するということでは、今、1億2,000万円を何とか有利に活用できないかということの施策になりますけれども、これが6倍ということで御了承いただけるとするならば、現状、5倍枠で6億円ということになります、6倍となりますと7億2,000万円ということになります。したがひまして、1億2,000万円の融資枠を拡大するということになりますので、先ほどお話をありました、資金需要が多くなつた場合、あるいは、さらに必要となつたときに、そういった点は可能となるのかなというふうに思ひます。

また、これもまだ本当に事務レベルの段階ではあるわけですが、既存の借り入

れがある方については、当然、限度額というのを設けているところがございますけれども、例えばこれも、今回のこういった新型コロナウイルス対策に係る部分でいくとときに、その残高についての扱いと申しますか、その1件当たりのことを別枠とするのかだとかというところも、今、事務レベルで調整、協議をさせていただき始めているところがございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 分散登校についての再質問についてお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、道教委が9日の日に分散登校を決定したということですが、本町におきましては、既に先週の段階で、さまざまな関係機関と協議を重ね、決定をしているところであります。そして、昨日、9日から、本町におきましては分散登校が始まってございます。

分散登校につきましては、週1回ということで指示をしてございます。

実施に当たりましては、児童生徒同士の接触を極力避け、多数の児童生徒が一堂に集まることのないよう、学校規模によっては学年を分け、分散登校させるなど、細心の注意を払いつつ、きめ細やかな対応に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 今後、それぞれ対応が進んでいるし、今伺っている中では、冒頭申し上げたとおり、機敏な素早い対応をされているように印象として受けているところです。

商工業にしても、それから子どもたちの関係にしても、それぞれの抱えている状況というものを町がいかにしてしっかりつかむかということが大切なことだと思いますし、子どもたちの関係でいえば、言われるのは、登校云々というよりも、子どもたちの精神状況とか、それからもう一つは、学習を受ける権利というのですか、子ども憲章等にも書いてあるとおりのので、その部分をしっかりと根底に据えてというか、そこを基礎にしながら、それぞれの具体的な対応がされなければならないというふうに思っておりますので、その辺について再度伺いたいということと、それから、これはちょっと通告していないので、もしそういうことがあれば伺いたいのですけれども、これは議長において許可がされないといけないのですけれども、各独居老人や何かへの連絡等がされているまちがあるらしいのですね、どうしていますかという。そんなのに本町がもし取り組んでいて、もし答弁できれば伺いたいということです。

○議長（高橋利勝） 阿保議員にお伺いしますけれども、今、通告をしないと聞こえたのですけれども。

○10番（阿保静夫） 通告には上がっていません。

○議長（高橋利勝） 通告のないものについては答弁はできませんので。

○10番（阿保静夫） わかりました。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 再々質問についてお答えをしたいと思います。

分散登校をひっくるめた学習を受ける権利ということでございますが、また、ストレスの関係もお話ありました。確かに2月27日から3月4日までの臨時休業、そして、5日から春休み前日までの24日までの臨時休業が延長されたということでありまして、児童生徒は自宅で生活しておりまして、さまざまなストレス、そして学習を受ける権利がなかなか与えられないということでございますけれども、世界で初の感染症の発症でありまして、ワクチンや特別な治療薬がなく、症状にあわせた対処療法が行なわれている現状を鑑みたとき、やはり児童生徒には大変な御不自由をおかけしておりますけれども、このことにつきましては、道、それから十勝管内、統一した取り組みが必要でございますので、子どもたちに御理解と御協力を願っているものでございます。

このような状況の中におきましても、先ほども言いましたけれども、分散登校、あるいは分散登校のほかに、個別対応による指導も学校に行っております。個別対応につきましては、生活、学習面での相談は随時電話相談として受け付けておりますし、場合によっては来校相談に応じたり、家庭訪問を実施するなど、個々に応じた適切な対応をするよう、学校に指示しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 産業、事業者の関係ですけれども、それぞれの状況に応じて、今、再調査も含めて進めるということなのですけれども、先ほど町長もおっしゃったように、いろいろな状況がこれから想定されるので、あらゆる場面で町としてのできるということのはいろいろ限られているという前提の中で進めていかなければならないということですね。それですから、それについても柔軟な対応とか、先ほども資金対応も5倍を6倍にという方向も指し示されたわけなのですけれども、そのほかの分野においてもそういうことが必要になってくるのではないかなというふうに思うものですから、再々質問の中で入れました。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 商工業、これから出口がどこにあるか、まだまだわからない状態ですから、大変なやっぱり状況になってくるのだろうなという想定をしています。

その中で、実は私どもの担当も商工会等も含めて、一定の今調査をしてきているのですが、この後に、商工会は、先ほど言いましたけれども、連合会にいろいろ情報も含めて調査などが入ってくると思うのです。だから、余り調査ばかり行くと、商工業の人にもかなりなまた過度な負担をかけるということになりかねないので、そういうことも含めて、連携をしながら、なるべく実態をつぶさらに把握できる体制を整えて、商工業の



いては、今言うように不規則発言として処理をさせていただきますということです。公式な発言ではないということです。

○3番（梅村智秀） はい。それでは、本気で取り組んでいますか、愛のかけ橋ライトアップ。

質問要旨、愛のかけ橋メモリアルライトアップ事業の利用者は町内外に及ぶが、近年、数件の利用実績で推移し、伸び悩んでいる。令和元年事業年度における取り組みについて、現在までの対応と今後の方針について、事実と所信をたずぬ。

一、2月中央小学校6年生を対象に行なった、町長と本別を語る授業で、愛のかけ橋に流れる曲を変更してほしいなどの要望が出た。令和元年6月定例会一般質問において、同様に提案したところでもあるが、その実行への障壁となっているのは何であるのか。

二、観光名所として位置づけられる愛のかけ橋メモリアルライトアップ事業だが、企画振興課における今年度の取り組みとその実績、評価について、具体的かつ詳細に。

三、本町の宣伝や歳入増のために、ふるさと納税返礼品の一つとされる愛のかけ橋メモリアルライトアップ事業だが、所管する総務課における今年度の取り組みと、その実績、評価について、具体的かつ詳細に。

四、施設管理や利用申し込み受け付けなど、愛のかけ橋メモリアルライトアップ事業を所管する建設水道課における今年度の取り組みと、その実績、評価について、具体的かつ詳細に。

五、令和元年12月30日に利用申し込みがあったにもかかわらず、適正に点灯がなされなかった事実がある。原因の究明と、その他の被害者の有無について、調査、再発防止策を講じる必要がある。

以上、答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 梅村議員の、本気で取り組んでいますか、愛のかけ橋のライトアップの質問の答弁をさせていただきます。

御質問にありますように、昨年6月の一般質問で種々提案もいただきましたし、それに対する答弁もさせていただきましたけれども、その提案に対する障壁となるものは何かということではありますが、まずは主だったものを答弁させていただきますけれども、まず、啓発がありまして、御質問ありましたように、ライトの色の選択、また、可能性の提案でありましたけれども、現在のライトアップにつきましては、電球の球自体に色がついておりまして、グリーン、ブルー、オレンジの3色の36基とサーチライト2基をあわせて橋全体を照らしております。各電球は決められた色になっておりまして、現在の照明器具や機械装置での一色での点灯はできないということでもあります。

また、このため、イベントや啓発ごとに色彩を変えるためには、新たな照明器具や機械装置の設備が必要となりまして、費用についても大変大きな費用負担がかかるとい



うことを含めて、これらについては実施は不可能だということであります。

次に、2点目の、企画振興課における今年度の取り組みの実績と評価についてであります。企画振興課としては、これも一般質問の趣旨から、町民の皆様から見た愛のかけ橋の印象や評価を知るべく、中学生、高校生、一般の方々を対象に、8月に実施いたしました総合計画の町民アンケート調査におきまして、本別町の自慢できるもの、他の人に紹介したいものは何ですかという項目の中に、愛のかけ橋をあえて1項目つけ加えまして掲載をしたところであります。

結果といたしましては、そのアンケートの結果であります。全体の複数回答が2,350の回答があった中で、ライトアップにつきましては、これは17件、0.72パーセントの得票でありました。また、一般の方々に限ったのそれぞれアンケートですが、これは1,581件中の8件ということで、0.51パーセントということの得票率になったわけでありまして、このような状況の中で、また、新年度の予算も含めて、当然のように選択と集中を理念として取り組んでいるところであります。先ほどの町民の皆様への愛のかけ橋に対する期待度だとか優先度からの観点から、また、現状及び将来的な費用対効果を勘案して、観光予算における新たな財政支出、新たな人的投入を伴うイベントの開始、そしてまた、新たな投資については、相当慎重にならざるを得ないということの、今、結論にも至ったところであります。それぞれこれを有効に、また、さらに幅広くPRさせていただきながら、有効に活用ということでありましたけれども、そういう実態の中での、今、判断を迫られているところであります。

したがいまして、前回の一般質問でもお答えいたしましたけれども、愛のかけ橋が貴重な財源、資源であるという認識は私どもは変わっておりませんが、あくまでも観光資源といった一面でとらえた場合につきましては、観光名所としての取り扱いは現状のまま継続をさせていただき、もしくは、今後、関係者やまちづくり団体における議論の経過などを参考にしながら、御意見も伺っているところであります。

さらに、令和4年にはそれぞれ愛のかけ橋の改修が行なわれますから、その改修にあわせて、このライトアップも含めた愛のかけ橋のあり方については検討を要するというようになってくるだろうというふうに思っています。

3点目でありまして、総務課における今年度の取り組みと実績、評価についての質問であります。

ふるさと納税の返礼品としての御質問がありました。愛のかけ橋メモリアルライトアップ事業につきましては、実は平成28年9月から返礼品として追加をしてまいりましたが、これまでの寄付の実績は、残念ながら今のところございません。

ふるさと納税事業の推進のために組織しました庁内のワーキンググループにおきましても、本別町総合計画の町民アンケートにあります本別町の自慢できるもの、紹介したいものの回答結果などを参考に、魅力あるまちづくり事業の充実を意識しながら取り組みを進めてまいりたいと思います。

愛のかけ橋につきましては、現時点においては、本町における大事な財産、シンボルとして引き続き返礼品として取り扱ってまいりたいというふうに考えております。

4点目でございますが、建設水道課における今年度の取り組みにつきましては、ホームページや広報での配信と、また、同報無線での広告を行なってきております。

また、利用者へは、点灯目的などのアンケートをとっておりますが、回答をいただきました方から、内容といたしましては、イベントでの利用が2件、誕生日が2件、記念日が1件、未回答が2件で、その他が82件の合わせて89件となっております。

実績につきましては、現在、7名での申し込みになっておりまして、2月26日までの受け付けによります申し込み件数が89件となっております、町の点灯の37件と合わせますと、年間126件の点灯となっております。

特に1月から3月までの期間においては、町外の企業の方から、大方の連続点灯によりまして持ち込みいただき、長期にわたり本町での夜を温かく照らし続けていただいております。

評価につきましては、令和元年度におきましては、現在、89件と多くの御利用をいただいておりますが、平成28年から平成30年の平均の利用回数であります、これは5件であります。まだまだ利用が少ないというのが現状であります。

本町といたしまして、今後も住民の皆さんの記念日などの思いなどを残していただけるようなライトアップの利用と、町としての祝日や記念日のお知らせも含めて、ホームページや広報など、また、配信を行なってまいりたいというふうに考えております。

5点目の、12月30日の利用申し込みによる点灯につきましては、調査をいたしましたところ、委員の御質問のとおり、点灯がなされておらず、せっかく御利用いただいた記念の利用者の方へは大変申しわけなく本当に思っておりますし、ライトアップ事業によります利用者の点灯の思いを無にしてしまったことに対しては、深くおわびするところでもあります。

原因につきましては、当初、12月31日から1月3日までの申し込みをいただいたということでありまして、その後、31日は町の記念日の点灯が予定されてございまして、それが12月31日が12月30日と変更になったということが、これは私どもの受け付け側と点灯業務を行なう側の連絡の行き違いによって、12月30日が御質問にありますように、せっかくの申し込みでライトアップの点灯がなされていなかったという結果になったということでもあります。このことについては非常に申しわけないと思っておりますが、原因といたしましては、そのような連携の不徹底が点灯に至らなかったところでもあります。

その他の被害につきましては、ほかにつきましては、調査いたしましたが、未実施の日はありません。そのことも含めて報告させていただきたいと思っております。

また、再発防止につきましては、現在も受け付け側と点灯業務の中で、点灯日の取り扱い、また、今回のこの事案を受けまして、受け付けをしたときには連絡表を作成して、

点灯業務に渡しながら、点灯日の前日には必ず役場庁舎と、また、事務方、受け付け側と点灯業務の間の必ず再度確認をして、このような事案が起こらないように、十分な連絡体制をとりながら取り進めていく、こういうことにさせていただきたいというふうに思います。

以上申し上げて、答弁といたします。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、改めまして、要旨の明細、1番項について、細目方式採用ということでお伺いいたします。

町長から、私自身がとり行ないました6月の定例会の一般質問についての御答弁いただきましたけれども、私がここで伺いしているのは、さまざまな御提案を申し上げたところ、いわゆる愛のかけ橋に流れる曲の部分についてのみでございますので、こちら、改めて小学生、児童からもそういう要望があったよというところでございますので、ここの愛のかけ橋に流れる曲、いわゆる下校の時間帯に流れているというふうに認識してございますが、この曲を変えることのみについてで構わないです。この曲を変えることというのは難しいのですかと。なぜそれができないのですかと、6月から今にわたって数カ月経過してございますし、直近、2月に児童からも要望がありましたと。やはり多大な費用を要するところについては、本町の財政状況等も鑑みて、なかなか難しいというのは十二分に理解できるところでございますが、ここの部分だけでも、できるところからやっていくというのはやはり常道だと私は認識してございますので、ここの音楽、曲を変えるところについて、なぜ今の時点で執行されていない、改善がされていないのか、その理由は何なのかということをお伺いしているところでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） メロディの関係では、昨年の6月にも少し申し上げたと思うのですが、ただいまメロディを流すには、四つの、四季折々、四半期ごとというのですか、流しています。春は5曲で、夏が4曲で、秋が6曲、冬が4曲ということで、それぞれ全部で19曲をこの中にあわせています。小学生から出てくるのは、それは一部のものについてはそうかもしれませんが、全体を通してどうこうということなのかと聞くと、どういう曲がいいのですかというのと、なかなかそれはどういう曲がいいということはありませんが、ただ、子どもたちの希望ももちろんそれはあるということは私どもも直接聞いておりますから、そのときにもやりとりしてはいますけれども、これだけ、実は一番先にこのメロディを流すときには、二十数曲の中から19曲を四つのメモリーカードに入れてアンプに読み込ませて流すのです。それをこれから変えるとなると、新しいのを入れてください、新しいのを聞きたいよと言っても、一部を入れかえるとか何とかというのと、追加するということが実はできない方式になっているのです。やるとしたら、全部を取りかえなかったら、早く言えば、最新式のそういうアンプ、放送

機具にしなければ、それがもう機能しないという、そういう年代物含めての今の装置なものですから、それについては、どういうものを流していいのかということかということかというものがまだわからないというのがありますけれども、19曲が流れる中で、本当にそれが可能なかとなると、それは現状の中ではとても、特に年度の途中では、これは変更するということはできないということを含めて、それは子どもたちともまたそれぞれ話をさせていただきながら、細かい話はできませんが、それはそのような対応になっているところでごさいます、今御質問のように、なぜできないのかということでもありますけれども、そういう装置自体を全て取りかえなければできないということも含めてありますので、昨年の6月にはそういう質問まで至っていませんけれども、それぞれライトアップに関連した質問をいただきましたけれども、曲について、今改めて質問いただきましたので、曲についても、もう一度言いますが、放送をするアンプ、機具を全部取りかえていかなければ、新しい曲を追加するような、そういう仕組みには残念ながらならないということを含めて、現状の中では非常にこれは難しいということでもありますので、その辺を理解いただきたいと思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） まず2点、申し述べさせていただきますが、町長がおっしゃいました6月の一般質問においても説明をしたという趣旨のことをごさいます、会議録を精査する中では、そういった御答弁はいただいているという事実がまず1点。

6月の定例会については、さまざまな提案をされたがというようなことをごさいます、この音楽のことについてはないというような御趣旨の御答弁をいただきましたが、そちらについては明確にしてごさいますというところでごさいます。必要があれば読み上げいたしますが、いかがですか。ちょうど私が場所を訪れたときには、帰宅の時間帯であったのでしょね、音楽なども流れておりました。時間帯によっては、これは流れているものではないので、多分ですけれども、通学時間帯にあわせて流れているものなのかなというふう感じたところでもあります、この音楽一つをとっても、例えばリクエストをとってはいかがですかと、生徒児童の思い出に残るのではないですかということを、私、質問の中で発言をさせていただいておりますので、この2点については会議録精査の上で訂正を求めるものでごさいます。

また、こちら、言ったことは言っていない、答えていないことを答えたということでごさいますから、ちょっとかみ合わなくなってくる可能性もごさいますけれども、今の御答弁の中から認識するに当たっては、いわゆる機器の更新が必要になってくるのだよということが理由だということですね。いわゆるメモリーカードの差しかえとかということだけでは済まない、機械丸ごとを取りかえなければいけないからできないのだという理解でよろしいのかということのお伺いと、仮にですけれども、その機械を更新するといった場合、どういった労力とかどういった費用が発生してくるのかというところが改めてお伺いするものでごさいます。

また、改めてちょっと確認という意味になりますけれども、児童に対して、季節によって二十数曲程度の音楽を流しているよということでしたが、こちらについては、では先ほど申し述べたとおり、機器の更新ができないので、それは聞いても無駄なことだよということで、改めて児童や生徒の要望を聞くということはない、しても意味がないというような御認識なのか、この2点、ちょっと改めてお伺いをいたします。

それと、冒頭の事実の認識について確認を求めます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 今、梅村議員から2回目、6月議会でメロディの部分は特に質問はなかったということ、最後に私、つけ加えさせていただきましたので、それについてはそのように御理解ください。

ただ、6月の議会で、愛のかけ橋の部分については、ライトアップを中心に質問いただきましたけれども、メロディの部分については、その質問はいただいていませんでしたということで、先ほど答弁をさせていただきましたので、そこは明確に御理解いただきたいなと思っています。言ったことを言っていないし、言っていないことを言ったということにはなりませんので、私の勘違いもあったかもしれませんが、6月の議会には、もう一度言います、6月の議会の質問のときに、メロディの質問はいただいておりませんので、その部分については私のほうから訂正をさせていただきたい。

その後、また、これは機械が更新しなければだめなのかということではありますが、もちろんメモリーを新しく追加して、曲を変えるとということにもならないという、そういうアンプ機械になっているところでもありますので、ですから、新しい曲を入れてほしいということで、メモリーに例えば新しい曲を入れて、それを差し込んで放送するということは残念ながらできないという方式でありますので、それと、子どもさん方との話の中では、そういうアンケートの中で、そういうメロディ、音楽を変えてほしいという、そういう子どもたちからの御意見がありましたけれども、それは具体的にどういう曲だとか何とかということも含めては、まだまだどういう曲が希望するのということを含めても、まだまだそれはこれから少し時間のかかるものかもしれませんが、ただ、それが、今流れている年間19曲の中で、本当にどれがどうなのかということも含めて、しっかりとまたそれぞれの多くの人たちの御意見なども聞きながらやっていくのかということもありますし、もっと言えば、この機械は、今、梅村議員の質問のとおり、そっくり更新しなければ、そういう機能を持たせたような、そういうメロディを流すような条件には至らないところでもありますので、それをやるとなると、機械だけでも約3,000万円以上は、アンプだけで、アンプというのですか、機械だけで3,000万円以上はかかるということではありますが、ただ、その後、著作権だとかメモリーのことになると、まだまだちょっとこれはそこまではまだ明確には答えられませんが、その辺を含めると、やっぱり相当数の財源が必要になってくるのではないかなというふうに思

います。

そういうことを含めると、ライトアップもメロディも含めて、愛のかけ橋、今、これから調査をして改修に入るということでありますから、改修のときに、そのあり方も含めて、これは十分に、それぞれ町民の皆さん方も含めて、いろいろ関係者の中でも協議をいただきながら、愛のかけ橋の今行なっているメロディや、また、ライトアップも含めて、十分検討していかなければならない、そういう事案の一つになってくるだろうと、そういう判断をして、先ほどから答弁させていただいたところであります。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前 11 時 04 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁。

失礼しました。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めまして1番項についてお伺いいたします。

御答弁の中で、曲を入れかえるというには多大な経費を要すると。いわゆるアンプの取りかえ、更新が必要で、費用としては3,000万円程度が見込まれて、さらにさらにいわゆる著作権等の問題も出てくるよということで、平易に行なうことはできないということが、この曲を変えるということができなかつた理由というふうにとらえたところでございます。

そしてもう1点、私、通告の中で、6月定例会の一般質問においてということで、指摘までさせていただいた中で、事実と違う御認識でこの議場に臨んでおられる、やはり町長、あなたのその政治姿勢というものを問うために、改めまして事実の確認をしっかりとっておきたいというところでございますが、6月の定例会の一般質問において、この曲、町長はメロディという御表現をされますけれども、これについての発言というのはないということは事実ですか。私は会議録の一部読み上げまでいたしまして、発言していますよと。かつ、多々、さまざまな御提言をさせていただきましたので、そこについて、当然、ライト等については御答弁いただいたところでございますが、曲、メロディについての御答弁、その部分については触れられていないという認識を私は持っているところでございます。当然、私自身もありますし、町長も勘違いかもしれないというような御発言もありましたけれども、そこについては事実を明らかにしていただきたいと。どういう姿勢でこの議場に臨んで御答弁をされているのかということを確認いたしたく、改めましてこの点についてはしっかりと明確にしていきたいというところでございます。いかがですか。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 6月議会の答弁の中で、先ほども私、申し上げましたけれども、通告に別にメロディの話はありません。質問の中で、一部、メロディという話が出たと思うのですが、それに対して、やりとりをしたという経過は、ほんの少しの間、あったかもしれませんが、明確にそのことについての質問、答弁ということには、私のほうでは余り明確な認識をしているところではありませんが、だから政治姿勢はどんなのだということでありますが、質問にはしっかりと真摯に答えているつもりでありますし、勘違いであれば、それは私の本当に不徳のいたすところですから、いつでも訂正をさせていただきたいと思いますが、ただ、せっかく質問いただいていますから、その質問の中に前向きに答えさせていただくというのが私の姿勢でありますので、そこも理解をいただければと思っています。

先ほど申し上げましたように、ライトアップを含めての6月議会の質問でありましたから、6月議会は、ライトアップ含めて、愛のかけ橋の、その中で、ライトアップもLEDにしたらどうでしょうか、また、啓発事業で1色のライトアップもどうでしょうかなどなどの提案もいただきました。そういうことも含めて、設備を更新するためには、メロディも含めて、相当数の財源がかかりますよと。どのぐらいですかというから、それは確かにセット、私はセットに考えますから、ライトアップとセットにすると3,000万円以上の大きな動きがかかる。ただ、メモリーにすると、それを新しく追加したからといって、そのメモリーを入れただけで放送できるということにはなりませんので、そのところについては、本体も全部取りかえなければならないということを含めて答弁をさせていただいています。

今、現実、19曲流れている曲の中で、どこをどう、子ども、生徒さん方との事業の中での質問項目の中で、曲を変えてほしいというのが1項目ありましたけれども、それをすぐ現実にどうするかということについては、先ほど言いましたけれども、なかなかどういう曲がいいのか、どうするのかということについては判断はつききれないということでありまして、その辺については、私の説明不足もあるかもしれませんが、愛のかけ橋の施設の整備含めて、もう一度言いますが、ライトアップの点灯も含めて、全てこの機器を更新するということにしなければ、今御質問いただいているような要望には応えることができないということでありまして、それを全部更新すると、やっぱり三千数百万円、また、プラス、今でしたらそれに著作権などを含めると、相当の金額になっていくのではないのかなというのが私どもの調査、判断の中でできているということでありまして、そのことを申し上げさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めまして1番項をお伺いいたします。

町長がおっしゃるのは、通告書の中にそういったメロディ、曲についての記載がなかったから、そういったものがないということをおっしゃっているのですか。私、発言

をしていますよということもお話ししていますし、そうしたいろいろな御提案を申し上げたうちの一つでございますから、それをもってして、6月定例会の中でそういった質問は受けていないということにならないではないですか、認識として。余りにも不誠実な御答弁で、詭弁とも断じざるを得ないというふうな認識を私は持ち合わせておりますが、そちらについて、通告書に記載がされていないよ、曲について特定をされて通告書に記載がないからというような御答弁だったのですかというのがまず一つ、確認をしたい。6月の定例会の中の一般質問におしては、私が先ほど読み上げたとおり、音楽についても児童等からアンケートをとってはいかがですかというようなことについて申し述べさせていただいていると。あわせて、この件について、町長から御答弁はもらっていないという認識がございます。これも私、勘違いがもしあれば、それは人間ですから、町長にもあるでしょうし、私にもございます。もしあれば、改めて御指摘いただきたいですけれども、私は質問いたしました。触れました。町長はその件について御回答いただいているのですか。私がした質問はしていない、町長がしていない御回答についてはしたというような御答弁でございました。季節ごとに曲が変わるとかということは、私、初めてこうした公式の場で回答いただいたところでございますから、明らかにしていないのではないかなというところでございますが、改めましてこちらについてお伺いいたします。

そしてもう1点、全体での更新とかということを私、お伺いしているのではなくて、この1番項については、先ほども申し述べましたけれども、曲の部分だけについて特化して考えてくださいと。ライトを取りかえるとか、技術的なもの、費用的なもの、できない、全てができないのは、それはわかりましたというところでございますが、できるところから取り組めないのですかというところで、曲だけアンケート等をとって児童の希望するような曲を流すと。ライトや欄干等の整備とか、そういったものについては、仮に今のままだとしても、曲だけ変えることはできないのですかということをお伺いしているのですよ。だからライトについての御答弁は、ある意味、不要なのです。そちらについて、改めましてお伺いをしています。

ランプを取りかえるだけで3,000万円ではないということですね。では、まず技術的に曲だけ変えることができるのかどうかということについてお伺いをいたします。

そして、それができるのであれば、それについては費用がどれぐらいかかるのですかというところについてお伺いしております。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 一番最初の質問ですが、6月議会でのやりとりの中で、私は曲の部分については、メロディの部分については、私は答弁はしていませんということだけ言いました。私はしていません。たくさんアイデアが出されましたけれども、それはその中で、いろいろこれからも検討していくこともあるかもしれませんが、曲の部分について限定して答弁はしたということは、私の答弁の中ではなかったというふうに、し



ていないというふうに思いますけれども、そこについては、ぜひまた指摘いただければと思いますが、質問いただいたことは、私から答弁したことは、今初めて今回、曲のことについてはお答えをさせていただくということでもあります。

それと、今いただきました、曲だけ変えるということについては、今、四つのメモリーで四季折々やっていますから、その中に19曲あるのですけれども、その中に、今の機具の中といいますか、放送施設の中で、新しい曲を入れてくださいということは、それは残念ながらできるようなシステムになっていませんということをさっきから答えさせていただいていますので、そこは御理解してください。

あわせて、全体のこと、ライトのことは違うということですから、ライトのことは言いません。放送機具だけでも、全部それをやるとすると、数百万円はかかるだろうと。ざっと見ても600万円、700万円ぐらいのお金は間違いなくかかるだろうということでございます。そういう意味で、子どもさんから、この質問項目で出された中に、1項目、メロディを、曲を変えてほしいとありましたけれども、それはどのような曲にどうするかということは、これからそういう要望がしっかりとある中で、それは御意見も聞いたり要望を聞いていかなければならないことですから、年度途中でそれを取りかえるとか何とかということにはならないということだけは御理解いただけるということで、さっきから答弁をさせていただきました。

そういう意味で、1問目のことについては、もう一度言いますが、6月の議会での私からの答弁は、残念ながら私はしていないということで答えさせていただきました。

そして、メロディを、曲を新しくということの部分については、これは残念ながらアンプ全てを更新しなければ、新しい曲を入れるということにはならないということも含めて答弁をさせていただきたい。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 議長に議事進行に関する発言でございます。

ただいま町長から御答弁いただきました、1番目の御答弁でございますが、質問について答弁をしていないというふうに最後括られましたけれども、冒頭は違う御表現をされていたはずで、質問自体がされていないと。ライト、曲について答弁はしているというような御趣旨で御発言をされておりましたので、時間をとめていただいて、その事実について、発言の確認を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時46分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁、高橋町長。

○町長（高橋正夫） 答弁をさせていただきますけれども、質問にありますように、昨

年6月の定例会にかかわるといことの中で、小学6年生を対象にした町長との語る会の事業の中のお話もありました。それら含めて、昨年、令和元年6月定例会、一般質問においても、同様の提案をしているということでもありますから、その実行への障壁となっている部分については何であるかということについての質問であります。その部分については、6月定例会でも、私もたくさんの梅村議員から提案をいただきました。これについては、一つ一つ、これからどうしたらできるか含めて、しっかり御提案を踏まえて取り組んでいくということで答弁させていただきました。

その結果、私どももそれぞれできるかできないかのことも含めて検討してきた中に、曲のことも出てきました。6年生の授業の中での質問項目にあったことですから、ただ、それについては、今までは機器の更新だとか、機器の機能などは説明していませんでしたけれども、実は曲を変えてほしいという中にも、実は19の曲目があって、四つのメモリーで実施しています。ですから、その中でどの部分を変えてほしいというのかまだまだわかりませんので、それはこれからのまた検討課題になるかと思えますけれども、しかし、四つということと、それを新しく曲を追加するとすると、そっくりそれは取りかえなければ、新しい曲を導入する、放送できるというような、そういう機械対応ができませんので、そういうことも含めて言いました。

ライトアップについては、また別の問題ということでもありますから、ライトアップを外しても多額の費用がかかるなど含めては、これからその費用対効果も含めて、子どもたちのまた願いも含めてどうするかということについては、しっかり検討していかなければならないということに答弁をさせていただきたいと思えますし、また、6月議会でそれぞれ私もたくさんの質問ということで、先ほど言いましたけれども、もう一度言いますが、梅村議員からたくさんの、本当に記念の銅板の話だとか、清掃の話だとか、ライトアップだとか、それから、子どもたちから意見を聞いて曲をとというような話も、たくさんのアイデアをいただきました。それらは一つ一つ答えるわけにはいきませんが、提案いただいた項目についてはしっかり検討させていただきながら、今後、取り組んでまいりたいというふうに思いますと、こういうことで答弁させていただいておりますので、そのことでまた今回も答弁を同じくさせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1番項についてお伺ひいたします。

町長の御認識としては、では6月の定例会において、曲の件について、私から通告文含め、また、質問中含め、一切、曲についての発言がなかったという御認識ではなくて、それについては当然あったことはあったと。ただ、それについては、明確に、さまざまな提案があったから、明確に曲についてのだけの答弁ということはしていないよというような御認識で、その辺については双方について理解の齟齬があったというような御認識でよろしいでしょうかというところが一つと、もう1点、機器の部分、曲を変える

部分についてでございますけれども、例えば19曲というものがあって、そのうち1曲だけを取りかえるということが仮にできないと。ただし、19曲のうち1曲だけを変えたいというときに、残りの変えない18曲については、またそのままメモリーカードにデータを入れて、新しい曲を1曲だけ入れてということができるとかどうかな。だから本当にアンプを丸ごと取りかえなければいけなくて、それについて600万円も700万円もかかってしまうよというようなことで間違いはないのかということでございます。また、この600万円から700万円というのは、何か一定の根拠となるものがあるのか、いわゆる見込み的なものの認識でいらっしゃるのか、その御答弁はどういうふうな姿勢で臨まれたのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 前段の部分については、まさに梅村議員の言うとおりでありますけれども、アンプの話をしてしまうと、新しい曲を入れていきたいなと思ったときに、そのメモリーに新しい曲を入れて、それをメモリーで使うということには、残念ながらできないのです。だから、そっくり取りかえなかったら、今の新しい曲は入らないということなので、この辺についてはそういう理解をしていただきたいなと思っています。

それから、子どもさんたちにも、どんな曲がいいか、ちょっとみんなで考えていてねという話はしてありますから、それが可能であれば、先ほど言いましたように、今度の更新というか、橋の修繕を含めてのときに、やっぱり見直しをかけて、そういう要望にも応えられるような、そういう機種を入れるとか、そういうことにしていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、あくまでも申し上げましたように、本町のシンボルの愛のかけ橋ですから、観光も含めて、そういう面でそのような対応をさせていただきたいなと思っています。

実は二十数曲ある中の19曲を選定して、今、四つのメモリーにしているところありますから、四季折々で流しているものですから、それにプラスとなると、非常にどの曲を入れるかによっては、著作権、いろいろなこともありますので、本体だけを聞いた場合については、やっぱり約700万円弱ぐらい、本体だけでかかるということでもありますので、それを合わせると、実はそれからプラス、工事も入るかどうかわかりませんが、それとメモリーだとか、著作権はきっと音楽だから結構難しいものがあるかと思いますが、そこら辺も幾らぐらいするかというのは、そこはちょっとわかりませんが、それぐらいの財源が必要になってくるということでもありますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、1番項を終わらしまして、2番項についてお伺いをいたします。

御答弁いただいた中で、いわゆる総合計画に関するアンケート等で、町民の中でも自

慢できるものというような御認識を持たれている方もいらっしゃるが、残念ながらその数というもの、パーセンテージ、比率は高いものではないと。1パーセント以下であるというようなところをお伺いいたしました。また、これらを活用していくに当たっては、多大なる費用を要するということから、なかなか困難であるというような認識は持ったところでございますが、ただ、観光名所としての位置づけは持っていきたい、観光名所としての取り扱いは現状のままというような御答弁をいただいたところでございます。

まさに私も、何でもかんでも財政難の中で費用をかけてというのは困難であるというのは、ここの認識は同じであるという前提を申し述べさせていただきまして、では、費用をかけずに、どうやって観光名所としての位置づけや価値というものを保っていくのか、高めていくのかということについて、どのような、この1年間、取り組みをされてきたりしているのかということ、その取り組みについてどういう実績があって、それについてどういう評価をしているのかということ、具体的なお伺いをしていただいております。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 費用をかけずにということで、これは議論したかどうかわかりませんが、ふるさと納税だとか、例えばクラウドファンディングだとかとありますけれども、それは本町の観光全体で、公園だとかたくさんあるのですけれども、そこは省いても、いろいろ考えてみたときに、先ほども答弁しましたけれども、ワーキンググループの中も、ライトアップ、また、ふるさと納税の中でも、非常にやっぱり、関心度と表現したらいいのかわかりませんが、なかなかそういう人たちのニーズが少ないというようなことを含めて、やっぱり私どもも、例えば帯広市本別会とか札幌本別会で、それぞれふるさと納税だとか、そういうことでライトアップ、私の立場からすると、本町の観光パンフレットの中にあのライトアップのカラーの写真があるだけで、相当イメージも変わっていくだろうと。そのようなことなものですから、それは非常に大事にしたいなと思って、宣伝もさせていただくのですが、でも残念ながら、先ほど答弁したように、非常にその認知度が少ない、まちの中でも少ないです。さらに町内から離れると、例えばふるさと納税のように、何か直接納税に、自分にかかわることがあるのかということ、なかなか本別町に来て、記念の日に見るとということ、また、自分が記念で申し込んだ日だけ見るとことはなかなか現実的に難しいということを含めて、残念ながらその利用がふえていかないところでありまして、お金をかけずにこれをもっともっと拡大して利用していただける方法がないのかということでもあります。種々、それらも含めて検討させていただきながら、先ほど言いましたように、それぞれアンケートも含めて、また、まちづくりの中で、総合計画の中でも議論したりしていますが、そういう部分については、残念ながらまだまだ見つけ出すことができないということでもありますので、この辺については非常に厳しいものとなると、そういう認識に立ったと

ころであります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午前 11時57分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めまして、2番項についてお伺いをいたします。

町長から御答弁いただいた中で、町長御自身は本別会というようなこともお話しされておりました。本別会等で、こうした愛のかけ橋メモリアルライトアップ事業というものについての御宣伝をなされてきているのかなと察するところですが、町長御自身としては、愛のかけ橋を観光名所として位置づける、価値を高めるというところで、そうした町外においてそうした活動をされていらっしゃるのかという点についてお伺いをいたします。

私がこの2番項で特にお伺いをいたしたいのが、やはり現場レベルで、町長がそのように町外でやられてきたのかなというふうにお見受けしてきたところですが、現場レベルでは、この1年間、どのように取り組みをなされてきて、その実績がどのようなもので、それを担当課としてはどのように評価をされているのかというような、時期が時期ですし、これから新年度の予算というところにもつながっていきますので、その辺について改めてお伺いをいたすところでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 現場での取り組みの状況ということでありますが、先ほども一部答弁させていただきましたけれども、8月に愛のかけ橋の印象や、また、その評価を知るべく、中学生、高校生、一般の方々にアンケート調査をさせていただいたということもありますし、そしてまた、愛のかけ橋というのを意識的にアンケートの中に項目を加えさせていただいたところでありまして、結果といたしましては、先ほど答弁したとおりでありまして、非常にそういう期待度や優先度というものについては、非常に少ないということも含めて、新年度の観光事業の予算に向けては、これは選択と集中という理念の中では、相当費用対効果も含めて投資については慎重にならざるを得ないという結果となりました。企画振興課としてはそのような予算も含めて今後に向けての、また、現状の動きを含めての調査、研究をしてきたということでもあります。

私は帯広本別会、札幌本別会含めて、町の現状なども報告させていただいていますから、その中では、ふるさと納税もそうでありますし、また、ライトアップ事業、また、きらめきタウンフェスティバルとか、町の主だった行事に参加いただく、また、それに関心を持っていただくなど含めて、常にPRさせていただいて、また、終わったときには、そのような結果としてどのようなにぎわいがあったか、また、どのような効果が

あったかも含めても、常にこのふるさと会には報告させていただいています。その中でも、ふるさと会の中では、残念ながらライトアップについては、反応というのですか、投げかけてもなかなか反応がないと。先ほど言いましたけれども、直接そこに来てその事業に参加して見れるとか、それに一緒に参加できるという、そういう機会が相当少ないということもありまして、なかなか取り組みづらい状況なのかなと、そんなことも話の中では感じているところであります。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、2番項について、現場レベルで、担当課で行なっているところいたしましては、実施したアンケートについて、意図的に項目を加えているところ、周知や認知を図ろうということが具体的な取り組みというところで、以上のみということの認識でよろしいのでしょうかという確認が1点でございます。

また、本別会等でPRはしている、各地のものでしているけれども、残念ながら反応が鈍いというか薄いというか、実績から鑑みれば、ほぼないのかなというところがございますが、この辺についても、本別会については、町長、御祝儀まで御持参されてということでございますので、そのほかのきらめき等の事業やイベント等についても周知ということですから、これのみに特化してというお話ではないのかもしれませんが、やはりふるさと納税にまで上げている、観光名所としても位置づけているというところであれば、具体的なPRというものがちょっと弱いのではないのかなというふうに感じるところでございます。

例えばでございますけれども、町長御自身としては、このメモリアルライトアップというものについて利用されたことがあるのか。その実体験をもとに、そうした方々にPR、こうしたメリットがありますよとか、こうした喜びにつながりますよ、みたいなところをお伝えしていけば、より心が動いてくれるのかなと。少なくとも本町にゆかりのある方々のお集まりでございますから、自分たちが楽しめるとか、一体感が持てるということだけではなくて、本町にやはり思いを寄せていただいている方々の集まりというところから鑑みても、PRの仕方一つでは、まだまだそうした意味での利用増、歳入増というものにつなげることができるのではないかというふうにと考えるとございしますが、町長の御自身の御利用実績とあわせて、その辺の具体的なPR、どのようなものであったのか、また、今後についてどのようにお考えなのか、改めてお伺いをいたすところでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 御質問の答弁ですけれども、PRが弱いのではないかとということでもありますけれども、PRの仕方も含めて、私どもがPRしている範囲の中では、これ以上のPRのやる術がわからないということをおし上げたいと思います。PRというのは、先ほど申し上げましたけれども、PRして、これが直接この場所に会えるとか

ということとはなかなかないということです。町内の人でもそうですけれども、町内の人でもこのような状況ですから、それを町外の方にそれぞれPRしても、なかなかその場面に出会うということがないということになると、当然、そういう面では優先度とか認知度が低くなるということは当然だと思います。PRの仕方が悪いということかもしれませんが、それは私どものできる限りのPRの仕方でありますから、それはそのとおり受けとめさせていただければと思っています。

もう一つは、このライトアップ含めて、利用したことがあるかということでありますが、私も以前は利用させていただいた経過もあります。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めましてお伺いたします。

さきに申し上げたのが、企画振興課として具体的な取り組みがアンケートに加えたよというところだけなのですかというところがまず1点でございます。それと、町長自身も、これ以上のPRが見つからないというような御答弁でございましたけれども、過去に町長が御利用いただいたことがあると。ではそれがいつぐらいで、何回ぐらいなのか、例えばそれについても、なぜ継続されなかったのかというところについて、町長御自身が、なぜそれを継続、記念日やお祝いというものを、それは毎年変わらず、日によってあるはずなのですが、なぜそれが続かなかったのかというところ、そこを考えていただければ、町内の方々の広がらない理由などもおのずと見えてくるのかなと思いますが、そうした続かない原因みたいなものを究明して、町内外に広げていくというようなお考えはお持ちではないのか、また、その辺を加味して新たなPRにつなげていくと。これ以上手立てがないだけのPRをしていますというと、もう本当にこれ以上の増加見込みができないということになりますから、その辺、改めてお考えをお伺いするものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 企画の取り組みについては担当のほうからお答えしますが、いろいろ御質問いただいていますけれども、これ以上の利用につながるかということは、アンケートも含めても、地元も含めてもこういうことでもありますから、私自身がなぜやめたかは、それは別にここで答弁することではありませんけれども、その辺は利用者のアンケートも含めた、利用実態を含めて、それぞれ平成12年からこれだけ年数がかかってきて、それぞれライトアップに関しても、町民の認知度などを含めても、それが結果としてあらわれているのではないかなというふうに思います。そこで、一定のPRはさせていただいていますけれども、それに反応していただく人が残念ながら、私のPRが悪いのでしょうかけれども、そういう実態であります。そういうことでもあります。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 梅村議員の御質問でございますけれども、担当課として

の調査、1回限りなのかということでございますけれども、その調査、1回ということでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、3番項に移らせていただきます。

こちらのふるさと納税について、総務課が所管だというふうに認識してございますが、これらについても、平成28年9月からただの1件の利用もないよというところでございます。2番項での町長からの御答弁の中で、町内でも広がらないと。町外はなおのことだろうというような御趣旨の御答弁もありましたけれども、そういった実態があるのであれば、これ、当然、ふるさと納税も伸びるわけがないなど。ではなぜこれがリストアップされているのかということもございますし、企画振興の観光名所としての観点とまた違う部分があるのかどうか、また、ワーキンググループ等でもどのように考えられているのかとか、このふるさと納税の利用として、どうやったら返礼品の一つとして利用をいただけるのかとか、具体的に何か担当課としてお取り組み等されたりしていらっしゃるのかどうか。あと、この辺の町長の御答弁との見解について、担当課としてどのような見解をお持ちなのか、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） ふるさと納税というのは、御案内のとおり、一定額の寄付をしたら一定額の税の控除があって、そのメリットがあるということでありますから、特に本町で言えば、それぞれ特産品の返礼だとか、また、施設の利用だとかなどなど、多種類ありますけれども、その中でも、残念ながらふるさと納税の、言ってみればメニューに入っている中でもまだ利用されていないというものも数多くあるというのも実はあります。そういう意味で、先ほどからやりとりしてはありますがけれども、愛のかけ橋の事業につきましては、そういう意味では、返礼というものについては、やっぱり基本的にはそこになかなか目がいくということにならない、そういう事業なのかなという気がしています。それは取り組んだ結果でありますけれども、それでも、ほかのものもそうですけれども、たくさんの記念のときに、そういうことも中には、例えばふるさと本別の愛のかけ橋で、一族だとか、例えば家族の記念ということも中にはあるのかなと、そういう選択の一つにもなればいいなど、それも本別の観光名所の一つとして、また、本町の財産として、そこをぜひ残していきながら、またPRもしていこうということでありまして、残念ながら現状はこのような現状になっているということでありますので、そのことを分析すると、やはり返礼含めて、なかなかふるさと納税になじむ事業にはなかなかまだなっていないのだろうなど、こういう思いであります。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 続きまして、4番項に移らせていただきます。



こちらについては、いわゆる所管されている建設水道課において、こちらについて、先日、3日の補正予算提案の答弁においても、これまでどおりの取り組みだというような御答弁もございましたし、昨年10月2日の決算審査特別委員会の質疑においても、広報の回数をふやすですとか、河畔の木の整備を検討するというような御答弁がございました。それらはまた現場レベルとして、担当課として、この1年間、この事業年度にどのような取り組みをなされてきたのか、お伺いをするものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 建設水道課の取り組みであります。これは今年度の取り組みにつきましても、ホームページ、また、広報での配信と、また、同報無線での広告を行ってきたところでもあります。これらについては、先ほどからの一連の結果と同じであります。それぞれイベントを通じての利用者が2件で、誕生日が2件、また、記念日が1件ということで、まだ回答いただけないのが2件ありましたけれども、その他含めて、本当にずっとここ数年間は非常に利用件数が少ない。平成元年度は、先ほど申し上げましたように、合計89件となっておりますけれども、これは本当に町外の企業の方、また、町内個人の方から、長期間にわたる温かい、夜を照らしていただける、それぞれ申し込みをいただいて、事業ができたということでもあります。28年から30年の平均、これと同じでありますけれども、同じようなPRをしてきたということの中で、残念ながら特別これといって今まで変わった取り組みをしてきたということではありませんので、今までと同様の広報、ホームページ含めて、それぞれの今までと同様のPRの取り組みをしてきたということでもあります。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 今、梅村議員の質問に、追加といいたいでしょうか、町長のほうからアンケートの件でございます。アンケートにつきましては、以前からのお話もありながら進めてきましたが、取り組んできたのは今年度からアンケート、議員からもお話がありました、利用目的、そういうものを調べて、そういうものの考え方も見ながら進めていったらどうかということで、ことしからアンケートをとりまして、先ほど町長からお話ありましたように、イベントだとかの利用だとか、誕生日、あとは記念日だとかの利用をされているということも含めまして、そういう中で、今後、ホームページだとかの配信も含めて考えていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 現在も進行中の事業年度でございますから、昨年10月の時点でお話をされた河畔の木の整備というのはされたのかどうかという点と、小さなことかもしれないけれども、例えばですけれども、この年度で、いわゆる受付時の申込用紙の整備などもされているのではないかなというふうに認識するところですが、これまではいわゆる名簿的なものに名前と住所とかを記載する程度の、受付名簿か何かを利

用されていたと。でも、個別の受付申込用紙等を作成されたというふうに私自身は認識しているのですけれども、それらについては、所管課の長である課長のマネジメントの中で行なわれたのか、それとも職員さんが自主的になされたものであるのか、小さなものかもしれませんけれども、これらも一つの取り組みではないのかなと私自身は認識するところですが、その辺は実態としてはいかがなのでしょう。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議員の言われますように、取り組みした時期というのはちょっとあれなのですけれども、当初、作成した時期、議員からのお話もあったときもありますけれども、時期から、様式的にはちょっと変わっていない、今も同じような様式で取り組みをしてきております。以前とは変わっていないというふうに考えております。

あともう1点、河畔木の関係でございます。これは私のほうから12月のときですか、河畔木の伐採、いわゆるライトアップの景観が、今、やはり大橋から見るのが一番ということでPRはしているのですけれども、そこから見る橋の河畔木が少し影響しているなということで、それは町長とも含めて、帯広開発建設部のほうに河畔木の処理といいますか、整理というのをちょっと要望してきている今段階でございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 続きましてお伺いをいたしますが、やはり所管課として、一番は、やはり広報を繰り返しているというところも強調されておりましたけれども、これ、今までの中で、ここ数年、平均の申し込み件数が5件程度というところであって、同じことを繰り返していても、ふえることはないのが一般的な、一般論としての考え方だと思うのですけれども、それらを所管する担当課として、ではこういうような周知の仕方に変えてみようだとか、表現をこう変えよう、キャッチをこうしてみようとか、そういったところの発想というのはお持ちではないのでしょうか。この辺、一般的な民間の感覚でいうと、同じことを繰り返していくということはちょっと考えにくいのですけれども、その辺の実態について、改めましてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 今、議員からお話ありましたように、確かに繰り返しはしているかなというふうに、当初の考え方と余り変わらないのかなというふうに思っております。ホームページ自体もちょっと変わっておりません。

今回、先ほど言ったアンケートの中身、ことしからある程度やってきたということも含めまして、その中身、目的も含めまして、やはり利用増というよりも、やっぱりライトアップというものを利用させていただきたいという、各個人の利用してもらうことに心が和みといいますか、そういう目的も含めまして、ホームページだとか、その辺の配信内容もちょっと検証もしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 今御答弁いただいたのは、これからの所信というような受け取り方なのですか。これまでについては今までどおりの広報、周知しかしていないということなのか、結局、利用増、歳入増を目指すということが第一義ではないよということなのかかもしれませんが、結局のところ、ひいては利用増にならなければ、自分たちの思いというものも伝わらないでしょうし、その辺、ちょっと今後の所信を述べられたのか、これまでの取り組みのこと、もう既にやっているよということなのか、その辺、改めて明らかにしてください。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） アンケートにつきましては、いろいろ使い道があるかと思えますけれども、今お話ししたように、アンケートをとってきたことによりまして、やはり今後に向けてということでございます。アンケートをとってきたということは、取り組みの一つというふうに我々も考えておりますので、このことも、アンケートをとることによっての目的、そういうものも確認しながら進めてきているというところでございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） では最後に一つ、確認でございます。先ほど私が申し述べた、いわゆる申し込み時の受付票といいますか、そういった様式の整備というものは、ここ直近では変わっていないということで間違いのないのですよね。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 申しわけありません。確認、訂正いたします。申込用紙は、私は最初から同じだと思えます。途中からの作成となっております。途中から変更をして……。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午後 1時52分 休憩

午後 1時53分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 済みません、ことしの1月から申込書の変更、様式を変えております。失礼しました。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、最後、5番項に移らせていただきます。

町長から御答弁あったとおおり、12月30日の利用申し込みについては点灯がなされていなかったということの御答弁がございました。あわせて、いわゆる再発防止策についても述べられたところがございますが、その発生の原因の部分についてでございます。ちょっと時系列で明確にさせていただきたいなというところがございますが、主た

る原因といたしましては、当初の申し込みと変更があったと。当初は12月31日から1月3日の5日間ということが、12月30日からということに変更になってしまったことによって生じた受付側と現場サイドでの行き違い、連携の不徹底というものがあつたよというような御趣旨の御答弁でございましたが、それで間違いがないのかというところと、具体的にどのような行き違い、日にちが変わつたということによってそれが生じてしまったのか。やはり原因の究明というものがはっきりしなければ、再発防止策というものも、いわゆる俗に言う絵に描いた餅、空疎なものということになってしまいますので、その辺について、原因の部分について、特に明らかに御答弁を求めらるるものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 12月31日の申し込みだつたのが30日に1日変更になつた。結果的にその30日の申し込みの日が点灯されなかつたということで、どうしてなのということで、それぞれ調査させていただきました。結果的には、当初申し込んでいただいた12月31日からのやつが、31日からはちょうど大みそか含めての、言ってみれば町でよく言う記念日ということになりますから、3日まで、その時期になりますので、ということで、それでは30日から変更というか、30日からの点灯にしてくださいということが、受け付けした側と点灯する側のそれぞれ両サイドの意思疎通がきちつといていなかつた。言ってみれば連携がきちつといていなかつた、連絡ミスということ含めて、これは結果として大変な迷惑をかけることになつたと。せつかくの思い出の日が消えてしまつたということですから、そういうことを含めていくと、今後どうするということになると、これは申し込みいただいた側と点灯をきちつと作業をする側とが、必ず事前に細かく連携をとりながら、特に前日の日、申し込みいただいた前日の日には必ず双方で確認をして、漏れのないように、再発防止に努めていくと、こういうことにさせていただきましたので、このことについてはそのとおりでしつかりミスのないように取り組んでいくということにさせていただきます。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めましてお伺いをいたします。いわゆる発生した原因の部分でございすが、どうも合点がいけないことがあると。それはどういうことかという、まず現場レベルの認識、証言でございすけれども、当初、12月25日時点で、12月30日、点灯してくれというような指示があつたと。当然、スケジュールボードにも用意されているもので、12月30日からの点灯ということで印もつけていたと。点灯を担当している職員にもその旨申し送りをしましたよと。ところがところが、12月30日の、多分午後からだということですが、やっぱりつけなくていいという電話連絡が管理のほうからあつたと。ただ、誰から電話が来たかはとんと思ひ出せないという、どこぞの国会議員が言っているような、何か聞いたことがあるような御回答でござ

ございましたけれども、町長の御答弁からいうと、もともと30日点灯になっていなかったものが、やっぱりそれが連絡がいていなかった、31日からだったよというものと、ちょっと齟齬が生じているのではないのかなと感じるところでございます。25日の時点で、30日、つけてくれというような指示があったと。それについては、管理の連絡をしましたという方も特定できていますし、そこの認識は間違いがない。車両センターの担当されている上席の方も現場の方も認識は間違いがない。ただし、その取り消しの連絡が12月30日の多分午後にあったということでございます。この事実から鑑みるに、どうも町長の御説明では合点がいかないというところでございますが、その辺の時系列について、改めまして詳細の御説明を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議員の詳細ということでございます。まず、議員の言われたとおり、12月25日に申込者から受け付けをしております。その時点では、受付簿で最初は31日の申し込みが申込者からあったのですが、そのときに、31日からですよということをセンターのほうに連絡をいれましたところ、31日は町の記念日なので、町で点灯するよということで、再度、管理のほうから申込者に、どうでしょうと、31日の話を折り返しさせてもらったところ、30日から申し込んでくれということで、これは今、議員の言われたとおり、12月30日から、最初、25日の日ですね、申し込みの日はセンターにつながっております。12月25日の時点では12月30日から点灯ということで、議員の言われるとおりになっておりました。

ただ、議員の言われる、12月30日のことでございますけれども、我々もちょっと調査というか話をしたのですが、車両センターのほうではそういう30日のお断りの連絡が入っているということではございますが、こちらの役場側のほうも調査をしましたけれども、庁舎からそちらの連絡は入っていないという確認で、そこは当然、30日を消すということは、申込者の確認も必要でございますので、その辺の確認も内部ではなかったということなので、この辺は先ほど町長が話した内部とセンターとの意思疎通という部分も含めてあるのかと思いますが、我々は申込者からの問い合わせが、30日お断りというのがございませぬので、庁舎内の中ではこの関係の通知の確認はとれていないということでございます。最終的に、やはり受付者と点灯者側の確認の不備というふうになるかと思えます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいまの御答弁からですけれども、原因の究明ができていないのではないですか。だって、現場の車両センターは12月30日の午後、電話を受けたと。ただし、誰から受けたか全く思い出せないということだと。管理側といたしましては、誰も連絡をしていないということですよ、御答弁としては。これ、単に連絡の不行き届きとか勘違いとかということではなくて、連絡の不徹底ではなくて、電話を受けたのは間違いがないと。それも1人で受けたのではないと。電話に対応したのは1人で

あっても、近くにたまたま点灯のスイッチの操作をされる職員さんがいらっしやっただと。誰か思い出せないけれども、近くに二、三人もいらっしやっただと。その場で電話を受けているということですから、幻ということではないと思うのです。ということであれば、誰かがそういった電話をしているということになりますので、これ、管理側の人間が誰もしていないということであれば、虚偽の報告をしているか、いわゆる第三者が業務を妨害するために偽計を働いたというようなことも考えられるわけですから、まずこれ、どちらの認識でいらっしやるのか。いわゆる管理側の連絡をできる人間が虚偽の報告をしているのか、または第三者による偽計業務妨害というものがあつたのか、どちらの認識でいらっしやるのか。何をもってその原因が究明できているのかということについてお伺いいたします。

仮にでございますけれども、第三者の業務妨害というものがあつたのであれば、それはやはり通信網とか、そういったものの整備のほうまでいかなければ、再発防止策ということにならないと。ただ、一般論からいって、第三者がそこまでの妨害行為ということをしてくるといことはなかなか考えにくいところでございますから、であるならば、管理側の聞き取りが不十分、ないしは管理側の現場の職員がいわゆる虚偽の報告、回答をしているということになりませんか。その辺について、明解なる御答弁を求めらるものでございます。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 今お話がありましたように、先ほどもお話ありましたけれども、庁舎内の確認の中では、申込者からはお断りの電話はなかったということでございますので、点灯側のほうの考え方も、受け付けのこともあつたかとは思いますが、我々としては、やはり本人、申請者からがまず第一の条件になるのかなということ、我々としては受け付け側といいますか、点灯側のほうで何か勘違いをしているのかなというふうにちょっととらえているところではございますけれども、今の調査の段階では、こちらから報告がありませんので、私としては点灯側のほうの部分でちょっと確認が正式にちゃんととれていなかったのかなという部分も考えた中での答えとさせていただきますというふうに思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 所管課のトップ、課長として、本当にどんなマネジメントをしているのかというお話ですよ。多分、そうした姿勢でおられると、現場は大混乱しているのではないですか。管理の部分を含めてもそうですし、車両センターのほうもそうでしょうし、調査が済んで、原因の究明ができていますと、これは議会の本会議場での答弁で、誰が連絡したかわからない、受け取った側が間違えているかもしれないというようなことになっていて、誰が、はい、そうですかと納得するのですか。

あと、これは非公式の場合かもしれませんが、大槻課長御自身が何とおっしゃっていたか思い出してほしいのです。12月30日に間違いなく点灯しているのを見て

いるとか、現場の人間はスイッチを入れにいつているというような調査結果で認識されていたのではないですか。そもそも何でこれが点灯されていなかったということに気づいたのは、いわゆる北電等から、いわゆる電気料か使用料か何かのデータを見て、それで点灯がされていないと初めて気づいたというような御認識を持たれていたというふうに私自身も認識しているところでございますけれども、今のように、結局のところ、連絡の不十分というところは間違いないと思います。でも、それが管理側なのか、現場の車両センター側なのかははっきりしていないと。ただ連絡不十分ということは間違いないから、今後気をつけますとかという話にはやっぱりならないですよ。何が原因なのかということ、今時点では、では改めて確認ですけれども、誰が現場にそういう連絡をしたかもわからないと。その聞き取りで十分な調査は終了しているという御認識で間違いないのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午後 2時07分 休憩

午後 2時08分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋町長。

○町長（高橋正夫） 梅村議員の質問に答弁させていただきますが、先ほど私も答弁させていただきましたけれども、12月30日の点灯に至らなかったということでありましたが、梅村議員も随分詳しく今お話いただきました。そのようなやりとりも私も確認をしています。その中でも、こっち側が連絡した、こちらは連絡していないということは、双方、なかなか判断がつかないというか、誰がどうしたかということもわからないというような現状の中で、これはそういう現状の中で、つかなかったということは間違いないことですから、これについては双方ともしっかりと反省をさせてもらわなければならない。

そして、これをこの後、こういうことを絶対起こさないようにどうするかというと、先ほど申し上げましたように、きちっと受付簿の中で双方が確認をして、そして点灯の日の前日には必ず双方で改めて確認をして、こういうことが二度と起こらないようにやるということの結論に達したところであります。

中身のおっしゃっておられる、誰かが連絡した、誰かが受け取っていないという話しは、私どもはこれからそういうことを究明ができるという問題ではありませんし、また、それをして、どうにかするということではありません。質問の中でありましたように、第三者からこのような行為が行なわれるということは、それも考えられないことでありますから、あくまでも言った、言わない含めて、やっぱり職員間の、受け付け側と、それを点灯する側の意思疎通、そしてそれがしっかりとした認識の中での仕事になされていないということのあらわれだったというふうに思いますから、そのことを強く戒めながら、しっかりと責任を持った仕事をしていただくようにということで、再発防

止に向けての対策も含めて、先ほど答弁したようなことに相なったということであり  
ますので、ここは理解していただければと思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） いわゆるこうした不祥事といいますか不始末といいますか、そう  
いったものが生じたときに、きちんとした調査ができていないということを今お認め  
になったわけで、それを、言った言わないとかということの確認もとれないというよう  
なことでございました。これは本件に限らず、なぜやっぱりこのまちでこうした事務の  
不手続とか不祥事が続くのかということのあらわれになるというふうに思っており  
ます。やはりこうした大多数の、多くの人間が所属する組織ですから、やはり間違いや  
失敗は起こると思うのです。それは致し方ないこと。このまちに限らず、どこでも起  
こり得ることだというふうに私自身も認識しておりますけれども、その都度、そのたび  
に、徹底的に膿を出し切りますだとか、今後、町民の信頼を回復しますだとかというよ  
うな言葉だけが踊りますけれども、それが毎回のように空疎な言葉となって残るだけ  
で、何も変わっていないではないですか。何がこれ、難しい話なのですか。そういう職  
員さんの説明とかがあったときに、誰から電話が来たかわからないというもので調査  
を終わらせていたり、誰も連絡をしていません、でも連絡はいつていますというよう  
なことで調査が終わること自体が、もう考えられないことだということの御認識をや  
はり改めて、町長、町長以下、皆さんお持ちになって、実務の運営に当たって、町民の負  
託に応えるというようなところを改めて認識を持って取り組んでいかなければ、この  
まちの未来というものについては、なかなか芳しいものになっていかないというふう  
に感じるところでございます。その辺の御認識、町長に改めましてお伺いするものでご  
ざいます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 今いただいた御意見、しっかり私どもも受けとめて、これからの  
それぞれ職員含めての指導も含めて徹底していきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それが空疎な言葉だと申し述べさせていただきまして、質問を閉  
じさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員、そういう不規則発言はだめですよ。

○3番（梅村智秀） 不規則発言ではないですよ。

○議長（高橋利勝） 不規則発言ですよ。それは通告と関係ないですから。（発言する  
者あり）質問で終わるということになるので、きちっと答弁を受けてから終わるとい  
うことにしてください。

○3番（梅村智秀） 議長にお伺いいたしますけれども、まず冒頭申し上げられた不規



則発言だということについてはお取り消しいただけるということでもよろしいですかというのがまず1点。

○議長（高橋利勝） わかりました。はい。

○3番（梅村智秀） あとは、質問で終わらなければいけないと……。

○議長（高橋利勝） 一般質問ですから、質問して終わりということではなくて、答弁をきちっと受けてから終わりということで、そういうふうにしますので、答弁を聞いてくださいということです。

○3番（梅村智秀） 質問というものには、いわゆる質疑というものと、いわゆる意見を述べるというものが含まれてございますよね。

○議長（高橋利勝） 質疑と質問は違いますよ。

○3番（梅村智秀） ですから、質問については質疑、疑問点をただすという部分と、自身の意見を述べるというところがございますよね。それがなぜ最終的に答弁で終わらなければいけないという、その議長がおっしゃる根拠はどこにあるのですか。

○議長（高橋利勝） 通告書は所信をただすということで通告しているわけですから、ただして、意見で終わるということではなくて、ただして、答弁で終わるということになるわけですから、そういうことで理解してもらいたいと思います。

○3番（梅村智秀） それは議長のお考えであって、根拠はあるのですかと。

○議長（高橋利勝） 私の考えということは、私がここで判断をするのは私の役目ですから、それについては従っていただくということです。

○3番（梅村智秀） ただいま町長から控え室でやれというようなお言葉もありましたので、では、私の発言については、質問ということにさせていただきますので、答弁をいただくということでもよろしいですか。あとは控え室でということでもよろしいですか。

○議長（高橋利勝） わかりました。

---

#### ◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会宣告（午後 2時15分）

# 令和2年本別町議会第1回定例会会議録（第3号）

令和2年3月11日（水曜日） 午前10時00分開議

## ○議事日程

|         |           |   |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1   | 議案第 1 1 号 | 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について                             |
| 日程第 2   | 議案第 1 2 号 | 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について  |
| 日程第 3   | 議案第 1 3 号 | 本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について                                   |
| 日程第 4   | 議案第 1 4 号 | 本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                    |
| 日程第 5   | 議案第 1 5 号 | 本別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正について                                   |
| 日程第 6   | 議案第 1 6 号 | 本別町公営住宅管理条例の一部改正について  |
| 日程第 7   | 議案第 1 7 号 | 本別町養護老人ホーム設置条例の廃止について   |
| 日程第 8   | 議案第 1 8 号 | 定住自立圏形成協定の変更について  |
| 日程第 9   | 議案第 1 9 号 | 十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更について |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 0 号 | 令和2年度本別町一般会計予算について  |
| 日程第 1 1 | 議案第 2 1 号 | 令和2年度本別町国民健康保険特別会計予算について                                      |
| 日程第 1 2 | 議案第 2 2 号 | 令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について                                     |

## ○会議に付した事件

|       |           |  |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1 1 号 | 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について          |
| 日程第 2 | 議案第 1 2 号 | 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について                     |
| 日程第 3 | 議案第 1 3 号 | 本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について                |
| 日程第 4 | 議案第 1 4 号 | 本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 1 5 号 | 本別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正について                |
| 日程第 6 | 議案第 1 6 号 | 本別町公営住宅管理条例の一部改正について                       |
| 日程第 7 | 議案第 1 7 号 | 本別町養護老人ホーム設置条例の廃止について                      |

|        |          |   |
|--------|----------|---|
| 日程第 8  | 議案第 18 号 | 定住自立圏形成協定の変更について  |
| 日程第 9  | 議案第 19 号 | 十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更について |
| 日程第 10 | 議案第 20 号 | 令和 2 年度本別町一般会計予算について  |
| 日程第 11 | 議案第 21 号 | 令和 2 年度本別町国民健康保険特別会計予算について                                    |
| 日程第 12 | 議案第 22 号 | 令和 2 年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について                                   |

○出席議員（12名）

|     |      |           |     |      |         |
|-----|------|-----------|-----|------|---------|
| 議 長 | 12 番 | 高 橋 利 勝   | 副議長 | 11 番 | 藤 田 直 美 |
|     | 1 番  | 水 谷 令 子   |     | 2 番  | 柏 崎 秀 行 |
|     | 3 番  | 梅 村 智 秀   |     | 4 番  | 石 山 憲 司 |
|     | 5 番  | 篠 原 義 彦   |     | 6 番  | 大 住 啓 一 |
|     | 7 番  | 山 西 二 三 夫 |     | 8 番  | 黒 山 久 男 |
|     | 9 番  | 方 川 一 郎   |     | 10 番 | 阿 保 静 夫 |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

|                       |         |                  |           |
|-----------------------|---------|------------------|-----------|
| 町 長                   | 高 橋 正 夫 | 副 町 長            | 大 和 田 収   |
| 会 計 管 理 者             | 花 房 永 実 | 総 務 課 長          | 村 本 信 幸   |
| 農 林 課 長               | 菊 地 敦   | 保 健 福 祉 課 長      | 飯 山 明 美   |
| 住 民 課 長               | 田 西 敏 重 | 建 設 水 道 課 長      | 大 槻 康 有   |
| 企 画 振 興 課 長           | 高 橋 哲 也 | 老 人 ホ ー ム 所 長    | 井 戸 川 一 美 |
| 国 保 病 院 事 務 長         | 藤 野 和 幸 | 総 務 課 主 幹        | 上 原 章 司   |
| 住 民 課 主 幹             | 小 坂 祐 司 | 住 民 課 主 幹        | 久 司 広 志   |
| 総 務 課 長 補 佐           | 三 品 正 哉 | 子 ども 未 来 課 長 補 佐 | 岡 崎 修 子   |
| 建 設 水 道 課 長 補 佐       | 小 出 勝 栄 | 教 育 長            | 佐 々 木 基 裕 |
| 教 育 次 長               | 阿 部 秀 幸 | 社 会 教 育 課 長      | 坪 忠 男     |
| 学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長 | 高 橋 優   | 農 委 事 務 局 長      | 倉 崎 景 一   |
| 代 表 監 査 委 員           | 畑 山 一 洋 | 選 管 事 務 局 長      | 村 本 信 幸   |

○職務のため議場に参加した者の職氏名

|         |         |             |       |
|---------|---------|-------------|-------|
| 事 務 局 長 | 鷲 巢 正 樹 | 総 務 担 当 主 査 | 越 後 忠 |
|---------|---------|-------------|-------|

開議宣告（午前10時00分）

---

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 議案第11号

○議長（高橋利勝） 日程第1 議案第11号地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第11号地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等に伴う地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行により、関係条例の引用法令の条が繰り返されるため、関係条例を改正する必要性が生じたので提案をするものであります。

なお、法整備に伴い複数の条例改正を行なうため、関係条例の整理として一括して条例改正を行なうものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

本別町監査委員条例の一部改正。

第1条、本別町監査委員条例（平成16年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

本別町水道事業の設置等に関する条例の一部改正。

第2条、本別町水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正。

第3条、本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例（平成12年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上、議案第11号地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第2 議案第12号

○議長（高橋利勝） 日程第2 議案第12号固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第12号固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、法律の題名が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められたことから、条文中に引用している同法の題名を変更し、引用している条項のずれを整理する必要が生じたことから提案をするものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第12号固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第12号固定資産評価審査委員会条例の一部改正ついてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第3 議案第13号

○議長（高橋利勝） 日程第3 議案第13号本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第13号本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、これまで、野犬掃討及び蜂の巣の駆除作業に従事した職員に対しましては特殊勤務手当、野犬掃討等危険手当を支給しておりましたが、近年、有害鳥獣駆除の件数が増加していること、また、殺処分時に一定程度の危険を伴うことから、有害鳥獣の駆除作業に従事する職員についても、野犬掃討等危険手当を支給するため改正の必要が生じたことから提案するものであります。

なお、手当の支給につきましては、殺処分の業務に対して1日につき500円を支給するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

本別町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項を次のように改める。

野犬掃とう等危険手当は、職員が野犬掃とう並びに有害鳥獣及び蜂の巣の駆除等のため、野犬及び有害鳥獣の殺処分並びには蜂の巣の駆除作業等に従事したときに支給する。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上、議案第13号本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） お伺いをいたします。

まず、こちら必要性については、ただ今御説明いただいたところでございますが、いわゆる具体的に職員がどのように従事しているのか実態の部分について、詳細を求めるものがまず1点。

あとは御説明もありました、いわゆる500円というもの、これは13条の2項にかかってくるところだと理解しておりますけども、この辺についても併せていわゆる適正かというようなところの御協議はされているのか、その上でこの御提案になっているのかというのが2点目と、またその従事する方々の認識というものについて、このいわゆる2項で定められている日当というものが認識ですね、適正額というふうに考えられていらっしゃるのかという3点、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦） ただ今の御質問に対しまして、担当としてお答えをさせていただきます。

1点目のどのように従事しているのかということですが、基本的には有害鳥獣の捕獲員、猟友会の方々について従前はこれまでどおり、その方々を中心としながら、基本的には補助と言いますか、お手伝いという形で取り進めていく方向には変わりございませんが、ただ近年、報告にありましたように、異常に中型の鳥獣、タヌキが異常に発生をしまして、昨年度まではタヌキ、キツネ、アライグマ合わせて80数頭。それが今年度につきましては200頭を超える210頭、2月末現在ですが、の駆除が行なわれています。それで従前の捕獲員の方々も日常的には仕事を持っていますので、刺し止め、罠の設置が間に合わないという状況も含めてありますので、先日の補正の時の質問でもお答えしましたが、うちの農林課の職員が法の下に駆除に従事できると、罠という限定はありますけども、そういうことで農林課職員全員が駆除員の申請をして、駆除ができる体制をとっております。

そういった中で、そういった農家の方々の農業被害に答えるためにもということで、駆除員の方ができない場合、いわゆる出動ができない場合については現状として職員が対応しているというのが今、現状です。

基本的には、中型については止め刺しにつきましては電気での止め刺しを中心にやっております。ただカラスに対しては、電気ではやっているのですが、やはりなかなかそれでは止め刺しができない状況もあって、一部叩くというか撲殺とかそういった手段も講じな

がら対応しているというのが現状でございます。

冒頭申しましたように、基本的にはこちらがお願いをしている駆除員の方々をまず第一に考えながら対応をしているというのが現状でございます。

従事する人の手当に関して、今回の提案1日500円というのが妥当かどうかということではありますが、管内で従事する職員に対して手当を出しているところ、十勝管内で言いますと池田町の1町だけになっております。そこでは額的に言うと1日1,000円ということですが、基本的に野犬掃とうも含めて今の条例がありますので、当面はそういった形で基本的には進めていこうというふうに考えています。

ですから基本は冒頭申し上げましたとおり、駆除員の方を中心というものが、その出動費というのが基本になりますが、そういう場合については今の現条例の中で対応するという形で今回御提案をしている内容となっております。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 私のほうから2つ目の御質問の関係でございますが、手当の額の500円というのが適正かどうかということでございますが、考え方といたしましては、現在あります特殊勤務手当に関する条例で定めております、野犬掃とう等危険手当が1日500円でございますけれども、それと同じく500円で適正というふうに判断しております。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めましてお伺いをいたします。

1番目にお伺いをいたしましたところ、本来であれば、いわゆる猟友会さん等の駆除員が中心となっているが、それでは賄いきれませんか、または駆除員の皆様のご都合、御事情によって対応できない時間帯とかそういったところについては職員さんが単独で行なっているという認識でよろしいのでしょうか、というところがまず改めてお伺いをいたすところと、いわゆる止め刺し、いわゆる殺処分というか命にとどめを刺すというところの部分でございます。電気を使うものと、カラス等についてはいわゆる撲殺、殴って殺すということになってくると思うのですが、そういったところについて、これは特定の職員さんのみが行われているのか、農林課の皆さまということでもございましたから、課長以下皆様が出動ということは実際にやられているのか、その辺の実態の部分についてですね。

あとはその辺の職員さんの心理的負担と言いますか、やはり命に係わることでございますし、そういったところについては十分調査というか意向とか、そういったものを確認した上で従事というか、担当を決定しているのかとか、その辺の実態の詳細についても改めてお伺いをいたします。

13条の2項に関わってくる日当500円という部分、管内の他町村の事例も示されましたけれども、これらについては当然今条例で定められておりますので、500円ということにはなっているとは思いますが、いわゆる見直し等について職員さん含めて検討されたような実績等があるのかどうかについて、改めてお伺いをいたします。



○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦） ただ今の質問にお答えいたします。

それで職員が出る場合につきましては、職員のみ、基本的には危険性もありますので複数で行なっております。

心理的な負担と言いますか、そういうのはもちろん担当課長としては、十分留意をしなければならぬ点だと思っておりますので、基本的に苦手だと言いますか、そういうのは現状として出来ないような職員が今、うちの職員の中ではそういった訴えをしている方はおりませんけれども、基本的にはそこにきちんと耳を傾けながら、注意を図りながら出動については行なっております。合わせて管内の状況を調査しながら、基本的にそういった負担が少しでも少ないところも含めて今検討を図っております。それで実際に2月に池田町のほうの殺処分のところへ視察に出向いたりとか、そういうこととして、基本的に池田町は二酸化炭素ガス、バケツに入れてガスをという形も含めてお聞きしているので、所管の中でその辺の検討も図りながら、今後そういった負担も取り除くような体制については進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 御質問にありました、手当の見直しの検討というところでございますけれども、具体的に手当の額をどうするとかっていう検討は、これまではまだ行なっておりません。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

大住議員。

○6番（大住啓一） 細かく質疑聞いておりましたけれども、何点か確認させていただきますが、これ今までは犬の処理にかかっていた分に今前段のほうで説明ありましたアライグマ云々等々がありましたけれども、そういうものも足して蜂も駆除するのに出掛けた時は500円その職員に払いますよという解釈なのですね。そういうことでいいのかな、それが違うのなら違うと言ってほしいです。

それで、結構町民の人達で、気候にもよるのでしょうけれども玄関先に蜂の巣ができたとか、通学路に蜂の巣ができたとか、例えば田舎ですから通学路に夏でしたら蛇が出たとか、そういうことが間々あります。アライグマだとかタヌキだとかキツネだとか中型のそういう動物も然るなのですが、そういう部分については今回言葉で出ていないのですが、対応できるのか、できないのか。蜂の巣についてはそういう考え方でいいのか、その辺を明解にお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） お答えをいたします。

これまでこの野犬掃とう等危険手当の支給対象としておりましたのは、野犬掃とう、それと蜂の巣の駆除、これも含めて今までは特殊勤務手当の対象としておりました。今回有害鳥獣を対象として加えたということでございます。

今、御質問にありました具体的な駆除の関係でございますけども、住民課のほうが担当となりますので、そちらのほうにお願いをしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） お答えいたします。野犬の関係でいきますと、殺傷処分したときに手当が当たる形となっております。蜂のほうは普段防護服を貸して、防護服を借りたら自分でできる方については御本人様にやってもらって、年寄りだとかできない方については町のほうで行なってやるという形をとっております。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 蜂の巣に限って話をさせていただきますけども、今までは電話をしますと、今住民課のほうから答弁がありましたように、町民の人から電話が来ても服貸すからとか、職員行けないわという話だったものですから、冒頭私の質問では蜂も今回入ったのですねと、そしたら冒頭の答弁で蜂は今まであったのですと、そしたらこっちの答弁で服がどうのこうのという話。それはそれとして、今回条例が通ったとして町民の皆様にはさっき言った通学の関係だとか色々あるので、これ5月の1日の広報くらいで知らせるということは考えていないのですか。ということは私とのやり取りだけでも、蜂の巣は、町民の人たちや私も議員ほとんどがそうだと思うのですが、言葉悪く言えばけんもほろろだったということが結構あるものですから、そういうことであれば、きちっと今回条例も改正してなったのだということも踏まえて、今まではこうだったけどもこれからはより一層ここに重点を置くのだというようなことも必要でないかと思うので、町民の人たちも考え違いしている部分もあるかもしれませんし、そういう方々に周知するという意味でその辺のお考えがあるのかどうか、再度伺います。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） お答えをさせていただきます。

まず今回、条例を提案させていただきました、この特殊勤務手当の中身でいきますと、蜂の巣の駆除ですね。その蜂の巣の駆除に職員がその作業に従事したときに支給をするということでございますけども、例えばこれまででいきましたら町の管理する公共施設、例えば公営住宅とかもそうですけども、そういった場合、町のほうで職員が対応してその従事した職員に特殊勤務手当を支給してきております。ただ、今御質問にありました蜂の巣駆除の対応というところでいきますと、今住民課長のほうからの答弁になるかと思うのですが、具体どの範囲、町として対応するのかというところは、住民課長のほうに答弁をお願いしたいと思います。

私のほうでは、あくまでも職員が従事した場合の手当の支給ということでの提案でございます。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 住民課として先ほど言いましたとおり、蜂の巣の駆除に対しましては、御本人様ができない方とか高齢の方とかそういう方に対して、住民課のほうで実

施しております。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 役所のあちらこちらで話を聞いているようで、非常に話しづらい内容なのですが、まずは高齢化が進んでおまして、脚立に上って蜂の巣の駆除できないという家庭が多いと、今までは町民の人たちの誤解かもしれませんけれども、行政のほうに電話しても言葉悪ければけんもほろろに自分たちでやってくださいと。ところが90近いおじいちゃんおばあちゃんが上られるのかと言ったら、これは無理な話で、今聞けばこういう条例を改正するにあたってこれが通ったとすれば、こういうことでやります、これもやります、こういうことで対応しますのではということが開かれた行政でないかと思うのですが、その辺の考え方はどういうふうに、今聞けば今までやっていましたけども、500円従事しても構わないということですよ、今までもそうだったのかもしれませんが、その辺の解釈なのですけども、この機会にきちっとできるものはできる、できないものはできないと言ってくれないと、条例提案している以上それがどうなのかと、他の議員さんもどう思うかなんてわかりませんが、その辺の考え方はどういうふうに周知するのか、今までができていなかったものをこれからどうするというのも、きちっとお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 蜂の巣の駆除ですけれども、私も何度か昨年も現場に出かけたことがあるのですが、住民課長が答弁していたとおり、町の施設については基本的には町職員が行なって駆除をします。そのほかに例えば、牛舎の上のほうに巣があるのだけけど何とかありませんかというような連絡がきた場合には必ず現地に行きます。行なって、職員でもできる部分と、また高くて、梯子だとか登らなきゃならないときは、そこの持ち主の方に相談して、自分たちでもしできるということであれば、防護服も全部貸与しますよと。できないということであれば、町のほうで対応させていただく、こういうことでやっておりますので、特に年齢だとかありますし、それぞれ家族構成もありますから、そういうとこで、自力でできないという方については、町のほうで駆除をさせていただくということでありまして、手当は今までと変わりありませんので、そのこと含めて実施の方法など含めて衛生組合のほうの機関紙も含めて、お借りしながら住民周知をしていくということで、それもさらに春になると人が新しく動き出しますので、そういうこと含めてしっかり周知をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは議案第13号本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行ないます。

御提案があります。1項目の提案理由、その必要性、これらについては十分に理解をしたところでございます。しかしながら、2項のいわゆる日当500円の部分については検討がなされていないというようなことが質疑の中で判明したところでございます。

蜂の駆除、野犬の掃とう、有害鳥獣等の駆除ということは専門性が高く、かつ、いわゆる命にとどめを刺すというところから極めて心理的負担が大きい業務であると、これらについては大きく職員のストレスに繋がっていく事案であるというふうに考えるところでございます。

この職務の内容に比して、日当の500円というものについては極めて低額すぎるというふうに感じるところでございまして、御説明のありました管内の他町村においても、これより高額な事例もあるということも判明したところでございます。

こうした一般的には誰もがやりたがらない、従事をしたくない業務というものに対して、それに職務の上で従事をする必要がある。こうした職員さんの姿勢とか実態についてはしっかりと評価をしていく必要がある。これまでも何度か主張してまいりましたが、人事院勧告、これらによる一律増額というものではなくて、こうしたことにこそ十分に評価をしてあげる、そうした体制を構築する必要があると、こういうふうに考えるところでございます。

これらについて、十分な検討がなされた上ではないという御提案と判断いたしますので、本提案については反対をいたします。

議員諸兄姉の御賢察を賜りたくお願い申し上げまして、反対討論を閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

大住議員。

○6番（大住啓一）〔登壇〕 議案第13号本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

質疑、私も含めてさせていただきましたが、この高齢化に伴いまして町民の皆様も著しく一つひとつの生活に難儀しているということでございます。

その中において、有害な鳥獣等々については住宅地までの侵入が近年盛んに出てきていると、いうことも踏まえた中で質疑をさせていただいたと認識してございます。

最後、町長のほうからも答弁がありましたように、今後春に向けて衛生組合等々、住民の方々のお知らせをするということでございますので、より細かく周知をしていただけないかというふうに判断しているところでございます。

したがいまして、この遅きにしかるという部分もでございますけれども、今回この条例が出てきたということでございますので、町民生活に密着した観点から賛成する立場でございます。

議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、私からの賛成討論とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから、議案第13号本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第13号本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第14号

○議長（高橋利勝） 日程第4 議案第14号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田副町長。

○副町長（大和田収） 大橋子ども未来課長入院加療中でございますので、変わりました私のほうから提案理由を説明させていただきます。

議案第14号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、本条例を改正するものであります。

児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、市町村は放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育所ですが、の設備運営についてそれぞれ条例において基準を定めるとされています。

このことから、現在、市町村が条例で学童保育所の基準を定める場合、学童保育所に従事する放課後児童支援員、いわゆる学童の先生ですが、の人員配置基準と資格要件について、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従いと定めるものとされ、その他の事項については、参酌するものとされています。

今回、この人員配置基準と資格要件につきまして、これまで従う基準とされていたもの

が、参酌すべき基準になったことに伴い、本条例で定めている人員配置基準と資格要件について変更するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、利用者が1人の場合に限り、放課後児童支援員の数は1人以上とすることができる。

第10条第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

第3項、前項本文により放課後児童支援員を2人以上とする場合は、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行なう支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第6項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

これは、人員配置基準について変更するもので、現在、2名以上の配置としているものを利用児童が1名の場合に限り、人員配置を1名以上とすることが出来るようにするものです。利用児童が複数いる場合は、2名以上の配置となります。

特に、土曜日の保育にあることで、利用児童が1人の場合は、これまでの基準では、2名の支援員を配置しておりましたが、今回の改正により2人の支援員を配置せず、1名の支援員で対応することが可能となります。

附則。第2項中、平成32年3月31日を令和5年3月31日に、第10条第3項を第10条第4項に改める。

これは、資格要件について変更するもので、現在、放課後児童支援員の資格を取得するには、北海道が実施する研修を受講することが必要ですが、制度化され間もないことから、5年間、平成32年3月31日までの経過措置期間としておりました。

学童保育所に入所する、対象学年の拡大、利用児童数の増加を見据え、将来、学童保育所の支援員の不足が課題となることから、さらに、経過措置期間を国の基準と合せ、3年間延長するものであります。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上、議案第14号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 伺います。資格要件というこの中身について、もう少し伺いたいというふうに思います。人員配置の関係と資格要件の中身の条例の変更だという趣旨なのですけども、最後のほうで説明がありました道研修受けるための経過措置というような趣旨で、要は伺いたいのはその学童保育所の支援員という方の資格というのは、例えば教員の経験がある方とか、それから保育士ということになるのか、学童だから保育士とは違うかなというふうに思うのですけども、いずれにしてもそのような一定の資格が必要だという中身で進んできたというふうに認識していたのですけども、その辺についての今回の条例変更との関わりについてもう少し説明をいただきたいと思います。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） まず支援員の資格についてですけど、議員おっしゃるとおり保育士の資格を有するもの、それから社会福祉の資格を有するもの、あと教職員の資格を有しているものとなっております。

この支援員の認定につきましては、北海道が主催する研修会に参加をして、それで今までの資格と研修会修了を持ったものが支援員として認められるということになります。

そのような形で現在、本別、勇足、仙美里各学童保育所には職員を配置しておりますが、指導員の持っている方は本別では3人、勇足では3人、仙美里では2人という形でその中で学童保育所を運営しております。以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） それでは現状の中では、それぞれ有資格の状態で人員配置がされているという中で、今後も含めて先ほど冒頭に説明があったとおり、人数を確保していく上でこの条例の改正の中で、道の研修を受けるということを前提として進めていくという中身ということによろしいでしょうか。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） ずっと資格を有する方が継続して働いてもらうことが一番いいのですけど、やはりその年々で変わったり、異動されていなくなったりしますので、そういう部分を含めて3年間延長されましたので、その中でやっぱり資格を取っていただいて、しっかりとした学童保育所の運営に携わっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋利勝） ほかに、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部改正を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第5 議案第15号

○議長(高橋利勝) 日程第5 議案第15号本別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長(田西敏重) 議案第15号本別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正について、提案内容のご説明をさせていただきます。

乳幼児等の医療費助成につきましては、平成28年8月にそれまで中学生までを対象としていたものを18歳に達した日以後の年度末まで対象範囲を拡大し、所得制限を設けて助成してきました。

今回の改正につきましては、所得制限を廃止し、対象範囲を拡大することで子育て世代の更なる支援を図るものです。

受給資格者は本町に住所を有する世帯に属する乳幼児等となっており、今回改正分の対象者は82名と見込み、新年度予算に対象経費を計上しております。

なお、施行日は受給者証の切り替えとなる8月1日からとしております。

それでは、改正文を朗読し提案に代えさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

本別町乳幼児等医療費助成に関する条例(昭和55年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号を削る。

第6条中「(昭和25年法律第144号)」を削る。

附則。施行期日。第1項、この条例は令和2年8月1日から施行する。

経過措置。第2項、改正後の本別町乳幼児等医療費助成に関する条例第3条の規定は、この条例の施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

以上で、議案第15号本別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。



○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

水谷議員。

○1番（水谷令子） 十勝の市町村の中でも所得による制限をしていたのは本別町だけだと思いますけれど、今まで中学生15歳まで、また高校の18歳までと対象にしている市町村に分かれていると思います。本別町が18歳無料というふうに決定した理由と、その内容もそれぞれ市町村によって違うと思うのですが、聞きたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

水谷議員。

○1番（水谷令子） 改めて質疑をし直します。

本別町では所得による制限を中学生15歳までから高校生18歳までとしたのは理解できます。そこで本別町では初診料も全額無料なのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） お答えいたします。

今回改正したのは、所得制限をなくしたということで18歳までにしたのは、28年の8月の時に18歳までを対象としております。

今回、18歳まで対象で医療機関に支払う一部負担金と全額助成対象としますので、病院で医療費については支払うことはありません。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

藤田議員。

○11番（藤田直美） ただいまのところで、新たに82名の方が対象となったということで、これは大変すばらしいことだなと思うのですが、施行日が8月1日からとするっていう根拠を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 先ほど説明で言ったのですが、8月1日に受給者証の発行をするのと、受給者証を発行するのが8月からということと、あとシステム改修をしなければなりませんので、8月まで受給者証の切り替えと同時に8月1日に実施するということがございます。

○議長（高橋利勝） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号本別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号本別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第16号

○議長（高橋利勝） 日程第6 議案第16号本別町公営住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第16号本別町公営住宅管理条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

この条例は、民法の一部を改正する法律、平成29年法律第44号が令和2年4月1日に施行されることによりまして、法定利率が現行の年5分から年3分に下げられ、また、利率を3年ごとに見直す規定となることから、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、平成29年法律第45号によって公営住宅法、昭和26年法律第193号第32条第3項が改正されましたので、本別町公営住宅管理条例の中で定められている利息の利率に関して整合性を図る必要が生じたことによる改正でございます。

それでは、改正条文を朗読し、説明させていただきます。なお、括弧書き中の朗読は省略させていただきます。

本別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例。

本別町公営住宅管理条例（平成9年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第42条第3項中、年5分の割合を法定利率に改める。

附則。施行期日。

1、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

経過措置。

2、施行期日前に到来した支払期に係るこの条例による改正前の本別町公営住宅管理条例第42条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

以上、議案第16号本別町公営住宅管理条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行ないます。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。  
これで、討論を終わります。  
これから、議案第16号本別町公営住宅管理条例の一部改正についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第16号本別町公営住宅管理条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 議案第17号

○議長（高橋利勝） 日程第7 議案第17号本別町養護老人ホーム設置条例の廃止についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美） 議案第17号本別町養護老人ホーム設置条例の廃止につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本別町養護老人ホームにつきましては、昭和48年10月の開設から47年間、65歳以上の人を対象に環境上及び経済的理由により、在宅において養護を受けることが困難な人が入所して生活いただいております。

しかし、施設の老朽化や求められるサービスの変貌などにより、入所者数が減少し、入所者の最後のお一人が令和元年12月に高齢者住宅に住み替えが終了しましたことから、令和2年3月31日をもって閉所するため、本条例の廃止と関係条例の一部改正の必要が生じたので、提案するものでございます。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町養護老人ホーム設置条例を廃止する条例。

本別町養護老人ホーム設置条例（昭和52年条例第19号）は、廃止する。

附則。施行期日、第1項、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正。

第2項、本別町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第12号を削り、第13号を第12号とする。

第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

以上で、議案第17号本別町養護老人ホーム設置条例の廃止についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第17号本別町養護老人ホーム設置条例の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号本別町養護老人ホーム設置条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第18号

○議長（高橋利勝） 日程第8 議案第18号定住自立圏形成協定の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 議案第18号定住自立圏形成協定の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

定住自立圏構想は、中心市と周辺市町村がそれぞれの魅力を活かしながら、相互に役割分担し、連携と協力により圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への定住を促進する自治体間連携の取り組みです。

十勝圏域においては、中心市である帯広市が圏域全体の暮らしに必要な都市機能を整備し、周辺町村においては、農林水産業の振興や、豊かな自然環境の保全を図るなどして圏域全体の活性化を目的として、平成23年7月7日、帯広市と18町村がそれぞれ1対1

の協定を締結した後、十勝定住自立圏共生ビジョンに基づく取り組みを進めてきたところ  
であります。

この度、令和2年度からの取り組みに関し、各市町村の担当者会議、市町村長会議、十  
勝管内有識者会議などといった各段階における協議と検討を重ね、今後とも、安心して暮  
らせる生活基盤の強化などに取り組む必要があることから、令和2年度から令和6年度ま  
での5年間とする第3期共生ビジョンの策定作業を進めてきたところであります。

この度、こうした経過等を前提に、現協定書の別表について24項目から21項目へと  
修正等の変更協議が整ったことから、議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第2  
号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

それでは、議案の朗読などにより、説明させていただきます。

なお、括弧書き等の朗読は省略させていただきます。

定住自立圏形成協定の変更について。

帯広市との間において、平成23年7月7日に締結した定住自立圏の形成に関する協定  
書の一部を次のように変更する。

別表第1中。

2、フードバレーとかちの推進。

取組内容。

農林水産業や食を柱とする地域産業政策フードバレーとかちを、圏域全体で推進する。

甲の役割。

ここでいう甲の役割とあるのは、帯広市の役割、右の列の乙の役割とあるのは、本別町  
の役割でございます。

甲の役割。

フードバレーとかちを推進するため、協議会を設置、運営するとともに、フードバレー  
とかちに関する取り組みを乙と連携して推進する。

乙の役割。

協議会に参画するとともに、フードバレーとかちに関する取り組みを甲と連携して推進  
する。

を、2、フードバレーとかち及びバイオマスの利活用の推進。

取組内容。

農林水産業や食を柱とする地域産業政策フードバレーとかち及びバイオマスの利活用を、  
圏域全体で推進する。

甲の役割。

ア、フードバレーとかちを推進するため、協議会を設置、運営するとともに、フードバ  
レーとかちに関する取り組みを乙と連携して推進する。

イ、十勝バイオマス産業都市構想に基づき、バイオマスの利活用を乙と連携して推進す  
る。

乙の役割。

ア、協議会に参画するとともに、フードバレーとかちに関する取り組みを甲と連携して推進する。

イ、十勝バイオマス産業都市構想に基づき、バイオマスの利活用を甲と連携して推進する。

次のページをお願いいたします。

に改め、8、航空宇宙産業基地構想の推進。

取組内容。

航空宇宙産業基地に関する調査研究や啓発活動、関係機関との連絡調整などをすすめる。

甲の役割。

とかち航空宇宙産業基地誘致期成会の事務局として、乙及び関係機関等と連携した取り組みをすすめる。

乙の役割。

構想の推進に向け、甲及び関係機関等と連携した取り組みをすすめる。を削る。

別表第2中。

2、結婚を希望する若者の支援。

取組内容。

北海道が推進する結婚支援ネットワークの構築に参画、協力し、結婚を応援する気運の醸成や結婚支援事業の活性化を図り、結婚を希望する若者を支援する。

甲の役割。

結婚支援ネットワークに参画し、北海道とともに総合調整を行なうほか、関連事業の実施等に協力する。

乙の役割。

結婚支援ネットワークに参画し、関連事業の実施等に協力する。を削る。

別表第3中。

2、データ分析。

1、圏域レベルのデータ集積、活用。

取組内容。

定住自立圏の施策の効果的な推進を図るため、ビッグデータ等を活用し、さまざまな角度から十勝圏の現状分析を行なう。

甲の役割。

大学や関係機関等からなる実行委員会を組織し、事務局として分析をすすめる。

乙の役割。

必要なデータの提供や分析の一部を行なうなど、実行委員会に協力する。を削る。

このページにおけます3つの項目の削除につきまして、1つ目の航空宇宙産業基地構想の推進につきましては、航空宇宙産業基地実現に向けた地域の気運向上等をめざし取り組

んできたところでありまして、民間によるロケットの開発、さらにはロケット射場の企画会社が設立されるなど、民間主体の取り組みへと情勢が変化してきていることから、十勝全体の取り組みとしては、管内市町村や経済団体などで構成される、とち航空宇宙産業基地誘致期成会を通じて行なうこととし、定住自立圏の取り組みとしては終了するものがあります。

2つ目の結婚を希望する若者の支援については、北海道の結婚支援ネットワークが構築されたことと、各町村においても、地域の実情に応じた取組みを推進することが、効果的と考えられることから、定住自立圏の取り組みとしては終了するものであります。

3つ目の圏域レベルのデータ集積、活用については、定住自立圏の施策の効果的な推進を図るため、ビッグデータ等を活用し、さまざまな角度から十勝圏の現状分析を行なってきており、これまで、国勢調査や住民基本台帳等の数値や産業、経済等の各種データを収集し、十勝の人口動態等に関する分析結果をとりまとめ、ビジョン懇談会や市町村長意見交換会で活用したところでした。このデータ分析の結果を活用し、第3期の共生ビジョンの策定を進めてきており、ノウハウの蓄積により、データ更新を行なうことで、必要とする分析を円滑に行なうことが可能になったため、定住自立圏の取り組みとしては終了するものでございます。

以上、議案第18号定住自立圏形成協定の変更についての提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第18号定住自立圏形成協定の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号定住自立圏形成協定の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第19号

○議長（高橋利勝） 日程第9 議案第19号十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

○藤野病院事務長（藤野和幸） 議案第19号十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の規約の変更は、平成20年4月から十勝管内の自治体病院が連携し、病院経営の改善を図る事を目的として医薬品等の共同購入を実施しておりますが、昨年4月、広尾町立病院がその経営を地方独立行政法人に移行したことに伴い、本年3月末をもって十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会から脱会する旨の届出があり、協議が整ったため、規約の一部を改正する必要が生じてまいりました。

これに伴い、地方自治法第252条の6の規程により、構成する全町の議決が必要となったため提案するものです。

それでは、改正条文により説明させていただきます。なお括弧書きの朗読は省略させていただきます。

十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の一部を改正する規約。

十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約（平成20年1月30日告示第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「広尾町」を削る。

附則。この規約は、令和2年4月1日から施行する。

以上、議案第19号十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） お伺いをいたします。

まず1番目でございますが、当初これ平成19年頃から議論が始まって、20年に設置をされたという協議会でございますが、当初は50万円以上の22品目の材料等の購入というものを目処にされていたというふうに認識しておりますが、現在これがどのように変わっているのかということと、あとこの、いわゆる自治体の脱退に伴って、当初は多分8自治体が加盟していたのかなというところなのですが、影響と言いますか、どのようにこれが今後の本町において影響してくるのかということですね。

あとは、いわゆるこの協議会に加盟する費用対効果といいますか、負担金等を含めて現在いくらくらいかかって、どういう効果が及んでいて、この条例の改正によってどういう



影響が及びそうなのか、その辺についてご認識されているところがあれば、お聞かせをいただきたいと。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 梅村議員の質問にお答えいたします。

こちら現在は50万円以上の品目を複数の病院で購入する場合に該当するというので、当初おっしゃるとおり20品目程度ございました。

現在、今年度の実績でいきますと4品目が対象となっているところでございます。

また2つ目の御質問でございます。当初設立時は十勝管内8病院で構成されておりましたが、現在は池田町が離脱、あと今回広尾町も脱会するというので、今年度4月からは6町で実施していくことになります。

町数が減ることに対する影響と申しますか、これにつきましては従前どおり、各病院が毎年持ち回りで事務を継続して行なっておりまして50万円以上の購入がある医薬品、こちら複数の町があった場合はそれを品目として入札を行なっていくということになります。

あと費用対効果でございますが、こちら事務的な部分につきましては、その病院病院が毎年事務を行なっておりまいますので、事務的な負担については当番の病院が負担するということとなります。

あと影響額でございますが、昨年度で行きますと、およそ56万円程度の節減効果があったのかと当院では考えているところでございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） お伺いをいたします。

いわゆる脱退する自治体、病院が出てきて、いわゆる分母と分子が変わってくるというところになってきても、別に額としては影響しないということですか。例えば、加入しているところが多ければ多いほど、当然やはり負担は減ってくるのかなという一般的な考え方なのかなと思ったのですが、特段やっぱりこのような本提案である広尾町が脱退したからと言って、別に何かいわゆる削減率等に影響は及ばないという御認識でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 当然、8病院で購入していた時の総購入品目と、6病院になった場合の総品目が変わる可能性はございます。その場合、業者さんが入札価格をどのように入れるかということでございますので、その辺については我々当院としてもそこは計り知れないところでございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 具体的などころまでは計り知れないとしたとしても、少なくとも、いわゆる一定の負担も担いながらメリットを享受していくという部分について、少なくとも大なり小なりの加入の費用対効果と言いますか、メリットというものは今後も継続していくという見込みでの認識でよろしいでしょうか。

- 議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。
- 病院事務長（藤野和幸） 現状では当院はこのまま継続していく予定をしております。
- 議長（高橋利勝） 梅村議員。
- 3番（梅村智秀） 継続していく意思があるかどうかということではなくて、継続することによってもこの削減についてもメリットは考えられ・・・
- 議長（高橋利勝） 梅村議員、申し訳ありません。4回目ということなので、  
暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

午前11時34分 再開

- 議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
メリットについては答弁をしていないということなので、答弁漏れとして答弁をお願いいたします。  
藤野病院事務長。

- 病院事務長（藤野和幸） メリットでございますけれども、当院単独で薬品等購入するよりも6病院なり7病院で共同で購入量等も多くなりますので、その分値引き率も大きくなるのかなと考えているところで、そういった効果はあると考えております。

- 議長（高橋利勝） ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。  
これから討論を行いません。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。  
これで、討論を終わります。  
これから、議案第19号十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更についてを採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第19号十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第20号

- 議長（高橋利勝） 日程第10 議案第20号令和2年度本別町一般会計予算についてを議題とします。

はじめに、令和2年度各会計予算の提案理由の大綱についての説明を受けます。

大和田副町長。

○副町長（大和田収） それでは、私から令和2年度本別町各会計の予算の編成の考え方及び大綱について御説明を申し上げます。

まず先に国の財政運営について申し上げます。

国は令和元年6月に閣議決定の経済財政運営と改革の基本方針2019において、我が国が直面する様々な課題を克服し、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させていくことが我が国経済が目指すべき最重要目標であり、経済再生なくして財政健全化なしとの基本方針のもと、引き続き地方で基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組もうとする厳しい内容となっております。

中でも地方に対し、財政の体質改善として地方交付税につきましては極めて厳しい財政状況を踏まえ、本来の役割であります財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとしております。これを受けまして、今年2月に閣議決定されました、令和2年度地方財政計画は通常収支分で9兆7,397億円。前年度に比較しますと1.3パーセントの増。別枠の東日本大震災分は8,984億円で18.2パーセントの減となりました。

地方税や地方交付税などの地方一般財源は、総額で6兆4,318億円、対前年比1.2パーセントの増で前年度を上回る額が確保されました。歳入中、地方税は全体で1.9パーセントの増と見込んでおります。自治体の主要財源となります地方交付税は、総額で1兆6,882億円。対前年度4,073億円、2.5パーセントの増となりました。

歳出では、まち・ひと・しごと創生事業費として昨年同額の1兆円が計上され、新規に地域社会の維持、再生に向けた幅広い施策に自主的、主体的に取り組むため、地域社会再生事業費4,200億円、河川などの浚渫推進のため、緊急浚渫推進事業900億円、森林環境譲与税を増額し400億円、会計年度任用職員制度の施行への対応として1,690億円などが計上されております。

地方財政の財源不足額は4兆5,285億円で前年度より1,183億円、2.7パーセントの増となりましたが、これは社会保障関係費の増加が見込まれることや交付税特別会計における前年度からの繰越金がないことによるものであります。

こうした状況を踏まえまして、本別町の令和2年度の予算編成にあたりましては新年度予算編成の重点といたしまして、第6次本別町総合計画及び本別町人口ビジョン総合戦略ならびに、町が制定しております各種計画を基軸に据え、補助、交付金などのハード事業に加え、優先度の高い子育て支援、地域包括ケアの推進の農福商連携、空き家対策など町民生活に密着したソフト事業も配慮し、合わせて予算の重点化、効率化などを図り、財政基盤の安定に努めたところであります。

それでは、各会計の概要について御説明を申し上げます。

一般会計予算書の200ページをお願いいたします。

本別町予算総括表、1番下の合計欄ですが一般会計と6特別会計、2企業会計の予算総額は117億240万5,000円で対前年比0.6パーセントの減となります。上段の一般会計は68億7,080万4,000円で、対前年度5,744万円、0.8パーセント減となります。

特別会計は、国民健康保険が主に保険加入者減少などに伴う保険給付にかかる交付金、拠出金などが減額となる見込みから3,760万2,000円、3.2パーセントの減。

後期高齢者医療は、ほぼ前年並みの計上、介護保険事業は介護サービス給付費が増額となることから3,009万2,000円、3.1パーセントの増。

介護サービス事業は、養護老人ホームの廃止に伴い、人件費及び施設維持管理経費を整理統合のため9,907万3,000円、33.8パーセントの増。

簡易水道は、勇足浄水場機器更新及び美里別川沿い道路排水管移設工事終了のため2100万9,000円、17.3パーセントの減。

公共下水道は、国道242号道路改良工事に伴う、污水管渠移設工事終了などにより5,533万3,000円、10.9パーセント減となります。

企業会計では、水道事業会計の資本的収支の減は、給水区域連絡管整備工事及び国道242号道路改良工事に伴う排水管移設工事の完了などによるものです。

病院事業の資本的収支の増は、電話交換機設備更新工事の実施によるものであります。

次に、予算書の9ページをお開きください。

1、総括、歳入でございますが、右端の比較欄の増減の大きいものについて御説明をいたします。

1款町税の総額は9億4,650万8,000円の計上で、対前年度1,964万1,000円、2.1パーセントの増となりますが、内容は町民税の個人所得割が対前年度1,264万4,000円、3.8パーセントの増によるものです。

その他の町税では、固定資産税が対前年度630万1,000円、1.5パーセントの増。軽自動車税は前年並み。町たばこ税は対前年112万7,000円、1.9パーセントの減を計上しております。

7款地方消費税交付金は、対前年度1,973万9,000円、13.1パーセントの増で消費税率引き上げによるものであります。

8款環境性能割交付金は1,587万9,000円、138.3パーセントの増で交付金が通年化となることによるものであります。

10款地方交付税は、対前年度5,902万6,000円、2.1パーセントの増を見込みましたが、総務省の地方財政対策では総額で2.5パーセントの増となっておりますが、本町の普通交付税の算定にあたっては基準財政需要額の個別算定経費及び包括算定経費の増減要因、公債費の算入額などを精査し、前年度決算比では0.2パーセントの増となります。

次に、12款分担金及び負担金、対前年度1,136万6,000円の増額は畜産担い手

総合事業及び道営畑地帯総合整備事業の受益者分担金の増額。

14款国庫支出金2,593万円の減は社会資本整備総合補助金、道路事業の減が主なものであります。

次に、17款寄付金2,000万円の増額は、個性あるふるさとづくり寄付金増によるものであります。

次に、18款繰入金1億6,807万2,000円の減は、財政調整基金、対前年1億5,000万円減が主なものであります。

21款町債431万7,000円の減は、防災行政無線更新工事2,540万円の増。除雪機更新事業800万円の増。地方道路整備事業1,770万円の減。消防施設整備事業債2,360万円の減によるものですが、今後とも計画的な起債の発行に努めてまいりたいと考えております。

次に、10ページ、11ページの歳出をお開きください。

これにつきましても、比較欄の増減の大きいものを説明させていただきます。

2款総務費、対前年度1,615万2,000円、1.4パーセントの減は2年目となります防災行政無線のデジタル化更新事業2,532万2,000円の増。ふるさと納税増額による2,000万円と関連経費1,123万6,000円の増となりますが、退職手当組合精算納付金5,994万7,000円の減。参議院議員通常選挙選挙費908万3,000円の減。北海道知事及び道議会議員選挙費420万円の減によります。

3款民生費、対前年度1,558万8,000円、1.2パーセントの減は社会福祉協議会の補助金として、一般分934万9,000円の増。介護サービス事業特別会計繰出金、介護老人福祉施設事業費8,929万円増となりますが、介護給付、訓練等給付969万9,000円の減。令和2年3月末で養護老人ホーム閉所に伴います、養護老人福祉施設費9,904万2,000円の減によるものであります。

4款衛生費、対前年度1,643万円、1.8パーセントの増は病院事業会計におきまして、電話交換機設備更新工事の実施などにより、負担金、補助金及び出資金4,484万7,000円が増となることによります。

6款農林水産業費、対前年度5,935万7,000円の増は、道営美蘭別地区営農用水事業3,625万9,000円の増。道営西足寄地区営農用水事業1,152万6,000円の増によるものです。

8款土木費8,498万9,000円の減は、栄町公営住宅建設事業6,634万5,000円の減。地方道路整備事業7,208万3,000円の減。橋梁長寿命化事業4,108万円の減が主な要因であります。

次に、9款消防費2,120万2,000円の減は、水槽付消防ポンプ自動車購入事業の完了などの減によるものです。

次に、10款教育費2,087万8,000円の減は、スクールバス購入事業の完了などによるものであります。

次に、投資的経費であります。一般会計では11億1,811万7,000円、対前年度1億203万7,000円、8.4パーセントの減。うち補助事業分は5億2,974万5,000円、前年度比19.8パーセントの減となります。

これに前年度からの繰越明許分1,254万2,000円を合わせると、総額では11億3,065万9,000円となり、対前年度1億349万6,000円の減となります。

当初分の特別会計、企業会計を含めました投資的経費の総額は12億8,172万4,000円となります。

基金の繰入額は4億2,951万9,000円で、対前年度1億6,807万4,000円、28.1パーセントの減となります。内容は新規就農者など支援事業。地域農業支援事業。農業振興基金利子補給、営農指導対策協議会への補助金に農業振興基金から2,758万9,000円。保育料軽減事業、学校給食費多子世帯軽減事業、きらめきタウンフェスティバル補助金、介護人材確保事業、福祉車両購入事業などへ充当して、個性あるふるさとづくり基金から7,000万円をそれぞれ運用を図ってまいります。

基金の令和元年度の見込みにつきましては、当初の取り崩し額に対し、全額積戻しができる状況とはなっておりません。なお、予算書の事項別明細書の変更及び会計年度任用職員制度動員に伴う人件費の計上に変更がありますが、総務課長の提案説明において説明をさせていただきます。

以上が、令和2年度予算の概要であります。本町の将来見据えた事業や緊急の諸課題に積極的に取り組み、町民生活に密着した事業の推進と町民生活の安定に全力を傾注した予算編成となりました。一方、町財政は令和2年度におきまして普通交付税、臨時財政対策債、合わせると令和元年度並みとなったところですが、歳入に占める割合が1.2ポイント増加の傾向にあり、本町の財政環境は厳しさを増しており、さらなる財政運営の効率化が求められておりますが、職員一丸となって努力してまいりたいと考えております。

以上、大綱の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午前11時54分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、一般会計予算について提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第20号令和2年度本別町一般会計予算について提案内容の御説明を申し上げます。

先ほど副町長より予算の大綱につきまして、御説明を申し上げましたので、私からは事項別明細書により、新規事業を中心に主な事務事業に絞って御説明をいたしますのでご了承願いたいと存じます。

また、令和2年4月1日の地方自治法等の改正により、会計年度任用職員制度が導入さ

れることに伴い、予算書の事項別明細書の内容に変更がございます。

令和2年4月1日より、地方自治法施行規則が改正されることにより、歳出科目の28ある節のうち7節賃金が廃止となり、8節以降の節はその番号を繰り上げることとなっております。

それでは、予算書の1ページをお開き下さい。括弧書きの朗読は省略させていただきます。

令和2年度本別町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68億7,380万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

それでは次に、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

各科目にわたります、1節の報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費のPersonnel費については、添付資料の給与費明細書で説明させていただきます。

201ページをお開き下さい。

1、特別職に係る給与であります。本年度の欄をご覧ください。

長等は3人。町長、副町長及び教育長であります。

議員は12人で、その他の特別職は397人、計が412人で、報酬から共済費までの総額は1億860万7,000円で、対前年77万2,000円の増となっておりますが、その他特別職報酬が143万1,000円の増となっております。

202ページをご覧ください。

2、一般職であります但職員数は、前年度より5名増の132人で、括弧内の職員数は会計年度任用職員のうちパートタイム職員の人数を外書きしたものであります。

報酬1億4,929万4,000円、給料4億7,382万5,000円、職員手当3億9,772万円、共済費1億6,957万5,000円で、合計は11億9,041万4,000円となり、対前年1億475万3,000円、9.6パーセントの増となっております。

増減の主なものとしましては、会計年度任用職員制度導入に伴いますパートタイム職員の報酬が1億4,929万4,000円増。

203ページをお願いします。

給料では、一般職員の人事異動等による2,308万2,000円の減、会計年度任用職員の給料1,782万8,000円増、職員手当では、会計年度任用職員の期末手当が3,142万2,000円増。204ページの一番下段にあります、退職手当組合負担金精算納付金5,994万7,000円の減が主なものであります。

以下、職員手当の内訳及び次ページ以降の給料及び職員手当の増減額の明細等については、説明を省略させていただきます。

戻りまして、事項別明細書の48ページ、49ページをお開き下さい。

歳出であります但、各科目の給与費等の説明は省略をしましてまいりますので御了承願います。

50ページ、51ページをお開きください。

会計年度任用職員制度の導入による予算計上について、1目の一般管理費により御説明いたします。

予算については、会計年度任用職員のフルタイムは月額給料を、2節給料に、パートタイムは勤務時間に応じた時間給料を、1節報酬に計上することとなります。

また、フルタイムの期末手当、超過勤務手当、通勤手当等は、3節職員手当等で計上し、パートタイムの期末手当は、3節職員手当等に計上いたしますが、通勤手当は8節旅費の費用弁償に、超過勤務手当等の諸手当は、1節報酬に計上することとなっております。

それでは、説明を続けさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、7節報償費中、一番下段のふるさと納税記念品代2,400万円は、返礼品代として寄付金見込み額8,000万円の30パーセントを計上しております。

54ページ、55ページをお開きください。

前のページ、11節役務費の続きであります但、手数料の下から2段目にあります、ふるさと寄付金業務1,493万3,000円は、クレジット決済手数料及びポータルサイトの利用料として701万3,000円、返礼品の配送料として792万円を計上しております。

次の12節委託料中、業務委託料、ふるさと寄付金事業1,093万4,000円は、総合支援業務319万円及び返礼品配送管理業務440万円等であります。



飛びまして62ページ、63ページをお開きください。

7目交通防災対策費、14節工事請負費1億8,150万円は、防災行政無線整備事業として、今年度は屋外拡声子局16箇所、戸別受信機2,200台を整備するものであります。

64ページ、65ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金中、北海道総合行政情報ネットワーク負担金346万5,000円は、衛星無線回線の更新整備に係る市町村負担金であります。

下段の8目企画費、1節報酬中、会計年度任用職員1,545万7,000円は、7名分を計上しておりますが、地域おこし協力隊として移住促進、観光振興、有害鳥獣捕獲推進分野のほか、新たに農林業振興及び健康スポーツに関する活動に従事する隊員3名を増員するものであります。

飛びまして、76ページ、77ページをお願いします。

2項徴税費、2目賦課徴収費、12節委託料中、固定資産路線価評価業務委託料492万9,000円は、3年毎の固定資産税の評価替えを行なうものであります。

飛びまして、82ページ、83ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、84ページ、85ページをお願いします。一番下にあります12節委託料中、地域福祉計画策定121万円は、第4期地域福祉計画の策定を行なうもので、次の障がい福祉総合計画策定支援94万6,000円は、第2次障がい福祉総合計画の策定を行なうものであります。

86ページ、87ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金中、補助金、社会福祉協議会、一般分6,536万6,000円、対前年934万9,000円の増額は、地域密着型特別養護老人ホーム開設に向けた人件費を計上したことによるものであります。

飛びまして、92ページ、93ページをお願いします。

2項老人福祉費、2目介護保険費、27節繰出金中、介護サービス事業特別会計繰出金介護老人福祉施設事業1億2,636万9,000円、前年度比8,929万円の増額は、養護老人ホームの閉所に伴います職員の異動による人件費の増などによるものであります。

飛びまして、96ページ、97ページをお願いします。

3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、12節委託料中、講師派遣業務委託料590万7,000円は、就学前教育保育施設に、英語を母国語とする外国人講師を派遣し、楽しみながら英語に触れ国際感覚を育むことを目的に、子ども英語チャレンジ事業を実施するものであります。

飛びまして、110ページ、111ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目医療給付費、19節扶助費中、乳幼児等医療扶助費1,811万8,000円につきましては、令和2年8月1日から乳幼児等医療費助成にかかる所得制限を撤廃し、全ての高校卒業までの子どもに医療費助成を行なうものであります。

116ページ、117ページをお開きください。

4項病院費、1目病院公営企業費、23節投資及び出資金中、建設改良費、病院施設設備等改修事業1,390万円は、電話交換設備更新事業に伴うものであります。

下段の5款労働費、1項1目労働諸費、12節委託料中、季節労働者雇用対策業務委託料333万円は、冬季間の雇用対策として、旧美里別町営住宅及び第1キャンプ場トイレの解体業務を行なうもので、延べ84名の雇用創出を見込んでおります。

120ページ、121ページをお願いします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金中、下から7行目になります、新規就農者等支援事業、農業振興基金事業2,578万円の主な事業内容としては、新規就農予定者及び受入農家に対する支援策として、営農実習補助3名分、営農指導費2名分を計上しております。

122ページ、123ページをお願いします。

一番下段、5目農地費ですが125ページをお願いします。

12節委託料中、調査設計委託料、明渠排水1,000万円は、農地耕作条件改善事業として、西仙美里地区明渠排水延長600メートルの調査設計を行なうもので、14節工事請負費、農地耕作条件改善事業3,200万円は、共栄地区明渠排水延長210メートルを改修するもので、財源内訳は道補助金2,898万円、地方債1,300万円、一般財源2万円となっております。

2つ下の18節負担金補助及び交付金中、道営畑地帯総合整備事業5,005万円は、本別2地区の暗渠排水100ヘクタールの整備及び本別3地区の新規計画を行なうものであります。

下段にあります、6目営農用水管理費、127ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金、道営美蘭別地区営農用水事業1億5,803万6,000円は、事業期間平成25年度から令和4年度までとなっております。

本年度の事業は、道営事業費として管路工事延長5,000メートルで4億5,071万8,000円となっております。

事業費は、町負担分1億5,803万6,000円で、地方債が1億5,800万円、一般財源が3万6,000円であります。

128ページ、129ページをお願いします。

2項林業費、2目林業振興費、12節委託料中、町民植樹祭事業業務委託料177万5,000円は、新生地区の町有林0.25ヘクタール程度の区域で、カラマツの苗木500本程度の植樹を実施するもので、森林環境譲与税基金を財源として充てるものであります。

一番下にあります、18節負担金補助及び交付金中、131ページをお願いします。

一番上にあります、未来につなぐ森づくり推進事業1,593万8,000円は、民有林の植栽68ヘクタール、準備地拵40ヘクタールを実施するものであります。

下段の7款1項商工費、2目商工業振興費、133ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金中、一番下にあります、ほんべつポイントカード協同組合先端機器導入事業補助金340万円は、キャッシュレス決済に対応した次世代型ポイントカードシステムを導入するものであります。

飛びまして、138ページ、139ページをお願いします。

一番下段にあります、8款土木費、1項土木管理費、2目地籍調査費70万3,000円は、令和3年度の事業着手に向けて、研修等のための旅費、141ページをお願いします。

地籍調査支援システムの借上料などを計上するものであります。

下段の2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、143ページ、17節備品購入費中、小型トラック5,000円は北海道備荒資金組合を通じ、道路維持車の更新を行なうものであります。

次の除雪タイヤショベル2,705万2,000円は、老朽化した車両の更新を行なうもので、事業費は2,705万2,000円、国庫補助金1,675万1,000円、地方債800万円、一般財源は230万1,000円となっております。

下段にあります、2目道路維持費、14節工事請負費中、145ページをお願いします。

町道補修工事1,800万円は、町内全域で2,000平方メートルを見込んでおります。

下段の3目道路新設改良費1億6,819万円は、対前年6,867万9,000円の減額となっております。

別冊の予算説明資料をお願いします。

予算説明資料の7ページをお開きください。

右側中段にございます、事業説明の欄にございますが、事業路線は町道美蘭別活込横断道路改良延長260メートル、町道東中西中間道路暫定土工延長170メートル補償、町道美里別川沿道路舗装延長440メートル、町道負籓西4線道路改良延長155メートル、舗装延長240メートル補償、町道山手町通り舗装延長53メートル。

事務費を含めた総事業費1億3,386万7,000円の5事業であります。

左側の財源内訳ですが、事業費1億3,386万7,000円、国庫支出金8,163万円、地方債5,030万円、一般財源193万7,000円となっております。

以下、この表での説明は省略させていただきます。

予算書に戻りまして、145ページをお願いします。

4目橋りょう維持費、12節委託料4,000万円、14節工事請負費1億9,300万円は、別冊の予算説明資料の13ページをお開きください。

右側中段、事業説明であります、令和2年度より道路メンテナンス事業補助の本別町管内橋りょう長寿命化事業として、中央橋など5橋の橋りょう補修、架換工事1億9,300万円、帯栄橋など3橋の橋梁補修調査設計委託2,400万円、義経橋ほか23橋橋梁点検1,500万円、中央橋物価調査100万円、事務費を含めた総事業費2億3,351万6,000円となります。

左側の財源内訳ですが、事業費2億3,351万6,000円、国庫支出金1億4,352万

8,000円、地方債7,840万円、一般財源1,158万8,000円となっております。

予算書に戻りまして、146ページ、147ページをお開きください。

4項都市計画費、2目公園費、149ページをお願いします。

12節委託料中、都市公園安全・安心対策事業調査設計委託料100万円、14節工事請負費、都市公園安全・安心対策事業4,900万円は、義経公園の遊戯施設について物価調査及び遊具の更新を行なうものであります。

150ページ、151ページをお願いいたします。

5項住宅費、1目住宅管理費、14節工事請負費、153ページをお願いします。

一番上にございます、北8丁目団地公営住宅改善事業、個別改善1,245万2,000円は、屋根改善工事2棟12戸を行なうもので、その下、向陽町団地公営住宅改善事業、個別改善455万4,000円は、身障者住宅1棟2戸の外壁塗装等を行なうものであります。

その下、新町団地公営住宅改善事業、個別改善1,192万4,000円は、屋根改善工事3棟12戸を行ない、長寿命化を図るものであります。

下段の9款1項消防費、1目常備消防費、18節負担金補助及び交付金、とちぎ広域消防事務組合本別分2億2,013万3,000円は、対前年2,611万8,000円の増額であります。高規格救急自動車更新に係る負担金3,087万9,000円を計上しております。

飛びまして、160ページ、161ページをお開きください。

下段の10款教育費、1項教育総務費、4目諸費、18節負担金補助及び交付金中、下から2つ目、本別高校の教育を考える会3,985万6,000円は、対前年1,249万5,000円の増額ですが、本町における国際理解教育・英語教育の集大成として、本別高校生の姉妹都市オーストラリア・ミッチェルへの海外研修派遣事業として1,249万2,000円を計上しております。

飛びまして、166ページ、167ページをお開きください。

2項小学校費、2目教育振興費、10節需用費中、教師用指導書401万3,000円は、4年に1度の小学校用教科用図書の改訂に合わせ、適切な学習指導と学習活動の充実を図るため整備するものであります。

同じく10節需用費中、教育機器17万8,000円、11節役務費、教育教材ソフトウェアアップ239万円、13節使用料及び賃借料、教育機器借上料、人体型ロボット1台28万4,000円は、小学校の新学習指導要領が全面実施されたことに伴い、新たにプログラミング教育が必修化され、学習への関心や意欲を高めつつ、子どもたちのプログラミング的思考を育成するために教材の整備を行なうものであります。

飛びまして、178ページ、179ページをお開きください。

4項社会教育費、3目図書館費、183ページをお願いします。

上段にあります、17節備品購入費中、館内図書306万6,000円のうち、昨年度の

本のまち夢づくり講演会の講師で本町出身の絵本作家きくちちきさんの著作を貸し出しセットにし、各小学校や保育所、子ども園に常設するため13万1,000円を計上しております。

飛びまして、186ページ、187ページをお開きください。

5項保健体育費、2目スポーツ振興費、191ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金中、一番下にございますスポーツイベント実行委員会190万円は、スポーツでまちを元気にを合言葉に、令和3年度の開町120年に向けたイベントも含め、今年度は2つのスポーツイベントを開催するものであります。

以上で歳出を終わりました、12ページ、13ページをお開き下さい。

歳入につきましても、主なもののみ説明させていただきますので御了承下さい。

1款町税につきましては副町長から説明がありましたので、省略をさせていただきます。

14ページ、15ページをお開きください。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税から16ページの中ほどにあります、9款1項地方特例交付金までは、令和元年度実績見込み及び地方財政対策を参考に、それぞれ計上しております。

次の10款1項1目の地方交付税につきましても、副町長から説明を申し上げましたので説明を省略させていただきます。

24ページ、25ページをお願いします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金中、社会保障・税番号制度システム整備費補助金418万3,000円は、電算事務処理費で計上しております、中間サーバー・プラットフォーム利用負担金418万3,000円に対する補助金であります。

一番下段にあります、4目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金中、道路メンテナンス事業補助金1億4,352万8,000円は、橋梁長寿命化事業に対する補助金であります。

飛びまして、36ページから39ページにかけてでございますが、18款繰入金、2項基金繰入金は、17基金で、総額4億2,952万9,000円の繰り入れを計上いたしましたが、前年度と比較し1億6,807万2,000円の減額となっております。

主なものでありますが、36ページ、37ページの1目財政調整基金は、財源調整として対前年1億5,000万円減の2億5,000万円。

2目減債基金は、公債費償還一般財源として前年度同額の7,000万円。

5目の農業振興基金は、新規就農者等支援事業に2,578万円、地域農業支援事業に50万円、農業振興基金貸付金利子補給に18万1,000円、営農指導対策協議会補助、新規就農雇用就労対策に97万2,000円、鳥獣被害防止総合対策事業に15万6,000円の合計2,758万9,000円を充てるものです。

7目の町有林振興基金は、町有林造林事業に550万円。

38ページ、39ページをお願いします。

13目の個性あるふるさとづくり基金は、保育料軽減事業に550万円、就学前教育・保育施設給食費助成事業に500万円、学校給食費多子世帯軽減事業に193万円、介護人材確保対策事業に900万円、特別養護老人ホームの車両購入に400万円、国際理解教育の充実に2,300万円など、合計7,000万円を充てるものでございます。

15目のふるさと銀河線跡地活用等振興基金は、地方バス路線運行維持対策費補助に380万円、ふるさと銀河線代替バス振興会議に48万円の合計428万円、17目の森林環境譲与税基金は、町民植樹祭に199万5,000円、営農対策指導協議会、森林整備促進研究対策補助に15万5,000円の合計215万円を充てるため繰り入れております。

飛びまして、46ページ、47ページをお開きください。

21款町債でございますが、計の欄、総額7億8,447万2,000円で、対前年431万7,000円、0.5パーセントの減となっております。

なお、臨時財政対策債などを除く普通建設事業分でも5億4,770万円で対前年3,910万円、6.7パーセントの減となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただき、次に、6ページをお開き下さい。

6ページでございますが、第2表債務負担行為。

事項、財務会計システム更新事業。

期間、令和2年度から令和6年度。

限度額1,447万円。

事項、本別町水道施設維持整備業務委託。

期間、令和2年度から令和4年度。

限度額、2,186万1,000円。

事項、地籍調査支援システム導入事業。

期間、令和2年度から令和7年度。

限度額、854万5,000円。

事項、北海道市町村備荒資金組合車両購入、小型トラック。

期間、令和2年度から令和8年度。

限度額、595万4,000円。

次の7ページですが、第3表地方債。

起債の目的、公共事業等、限度額8,310万円。

一般補助施設整備等事業、限度額1,200万円。

緊急防災・減災事業、限度額1億8,490万円。

辺地対策事業、限度額5,140万円。

8ページをお願いします。

過疎対策事業、限度額3億2,410万円。

臨時財政対策債、限度額1億2,897万2,000円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、令和2年度一般会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

---

◎日程第11 議案第21号ないし日程第12 議案第22号

○議長（高橋利勝） 次に、日程第11 議案第21号令和2年度本別町国民健康保険特別会計予算について、ないし日程第12 議案第22号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

以上、2点について提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 議案第21号令和2年度本別町国民健康保険特別会計予算について、提案内容の御説明をさせていただきます。

予算書に入る前に、令和2年度における国保運営の概要について説明をいたします。

予算編成上の国保の加入状況見込みにつきましては、被保険者数1,876人、世帯数を1,000世帯と見込んでおります。

前年度当初予算時における被保険者数と比較しますと5.1パーセント、100人の減となっています。

なお、加入割合は2月末現在の人口、世帯数で申しますと、被保険者数で27.4パーセント、世帯数で27.9パーセントの加入割合となっております。

それでは予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億2,680万3,000円と定めるものでございます。

第2条の一時借入金につきましては、借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

5ページ、6ページをお願いします。

歳出の合計の欄ですが、予算総額は前年度当初予算総額に対しまして3,760万2,000円、3.2パーセントの減となっております。

次に、歳入歳出予算事項別明細書により、主なものについて、歳出から説明させていただきます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金の北海道クラウド1,631万1,000円は、市町村事務処理標準システム稼働に伴い北海道クラウド参加のための負担金です。

次に、下段の1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴収費、16ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金60万8,000円につきましては、十勝滞納整理機構へ1

0件の依頼分を計上したものであります。

下段の2款保険給付費、1項療養諸費から次ページの2項高額療養費、3項移送費、4項出産育児諸費、次ページの5項葬祭費については、全額北海道からの交付金で賄われるもので、北海道が過去3年間の実績から示した額をもとに計上しております。

19ページ、20ページの3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付費分、前年比1.4パーセント、334万7,000円減の2億3,298万5,000円、2項後期高齢者支援金等分 前年比2.5パーセント、175万6,000円減の6,838万6,000円、3項介護納付金分前年比15.1パーセント、387万4,000円減の2,174万7,000円は、本町が北海道へ納める納付金でございます。

21ページ、22ページをお願いします。

下段の6款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、12節委託料中、5行目の特定健康診査332万3,000円、特定保健指導23万8,000円、特定健診未受診者対策387万3,000円は、国民健康保険被保険者の疾病の早期発見早期治療により医療費適正化を図るもので、未受診者対策についてはハガキの送付などにより健診の勧奨を図ってまいります。

戻りまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入ですが1款1項国民健康保険税につきましては、前年比1.5パーセント、423万円減の2億7,616万9,000円となっております。このうち2億5,736万5,000円と9ページ中段の5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分2,584万2,000円の合計額2億8,320万7,000円が納付金の保険税分に充てられる財源となります。

1ページ戻りまして、下段の3款道支出金、1項道補助金、1目1節保険給付費等交付金、普通交付金6億9,906万円は、広域化により北海道から全額交付される保険給付費等で、療養給付費、高額療養費、出産育児諸費などの費用に充てられます。

なお、29ページ以降の添付資料、給与費明細書等につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第21号令和2年度本別町国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第22号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、提案内容の御説明をさせていただきます。

本予算に入る前に、本特別会計の概要について説明いたします。

本医療制度は、全道の市町村で構成される北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定や医療給付の審査、支払いなどを行ない、広域連合の特別会計で医療給付に関する経費が予算化されております。

一方、市町村では保険料の徴収業務や各種申請、届け出など窓口取次ぎ業務を行ない、本特別会計では被保険者から徴収した保険料と保険料軽減に係る公費補助分である保険基



盤安定分及び広域連合事務費などを広域連合へ支出する予算内容となっております。

本町の後期高齢者医療における年間平均被保険者見込数につきましては、1,612人としております。前年度当初は1,608人で4人の増を見込んでおります。

それでは予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,185万7,000円と定めるものであります。

次に、歳入歳出予算事項別明細書により主なものについて、歳出から説明させていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

下段の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年比6.5パーセント、844万1,000円増の1億3,846万円を北海道後期高齢者医療広域連合への納付金として計上し、このうち広域連合の事務費負担金として391万7,000円、保険料等が1億3,454万3,000円で、保険料の内訳として保険料分が9,771万円、保険基盤安定制度の軽減分が3,683万3,000円となっております。

戻りまして、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款1項1目後期高齢者医療保険料は前年比9.4パーセント、836万3,000円増の9,771万円を計上しております。本町における後期高齢者医療の年間平均被保険者見込数1,612人分の保険料は、一人当たり平均6万613円の収納を見込んでおり、全道平均の一人当たり保険料6万6,262円の91.5パーセント程度となっております。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては対前年比1.6パーセント、67万5,000円の増、4,379万4,000円で、歳出で説明いたしました保険基盤安定繰入金3,683万3,000円とその他一般会計繰入金696万1,000円の合計であります。

以上で、議案第22号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（高橋利勝） お諮りします。

議案第20号令和2年度本別町一般会計予算について、ないし議案第22号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計予算については、明日12日議事予定の議案第23号から議案第28号まで説明を受けてから、令和2年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号令和2年度本別町一般会計予算について、ないし議案第22

号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計予算については、明日12日議事予定の議案第23号から議案第28号まで説明を受けてから、令和2年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしました。

ここで、東日本大震災の発生から14時46分で丸9年が経過します。

東日本大震災の犠牲となられた方々に追悼の意を表するとともに、心からご冥福をお祈りするため、1分間の黙とうをささげます。御起立ください。

庁舎内の職員及び御来庁の皆さまも合わせて黙祷をお願いします。

黙祷。

(1分間黙祷)

○議長（高橋利勝） 黙祷を終了します。

御着席ください。

---

#### ◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後2時29分）

# 令和2年本別町議会第1回定例会会議録（第4号）

令和2年3月12日（木曜日） 午前10時00分開議

## ○議事日程

|       |         |                            |
|-------|---------|----------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 23号 | 令和2年度本別町介護保険事業特別会計予算について   |
| 日程第 2 | 議案第 24号 | 令和2年度本別町介護サービス事業特別会計予算について |
| 日程第 3 | 議案第 25号 | 令和2年度本別町簡易水道特別会計予算について     |
| 日程第 4 | 議案第 26号 | 令和2年度本別町公共下水道特別会計予算について    |
| 日程第 5 | 議案第 27号 | 令和2年度本別町水道事業会計予算について       |
| 日程第 6 | 議案第 28号 | 令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について |

## ○会議に付した事件

|       |         |                            |
|-------|---------|----------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 23号 | 令和2年度本別町介護保険事業特別会計予算について   |
| 日程第 2 | 議案第 24号 | 令和2年度本別町介護サービス事業特別会計予算について |
| 日程第 3 | 議案第 25号 | 令和2年度本別町簡易水道特別会計予算について     |
| 日程第 4 | 議案第 26号 | 令和2年度本別町公共下水道特別会計予算について    |
| 日程第 5 | 議案第 27号 | 令和2年度本別町水道事業会計予算について       |
| 日程第 6 | 議案第 28号 | 令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について |

## ○出席議員（12名）

|    |     |       |     |     |      |
|----|-----|-------|-----|-----|------|
| 議長 | 12番 | 高橋利勝  | 副議長 | 11番 | 藤田直美 |
|    | 1番  | 水谷令子  |     | 2番  | 柏崎秀行 |
|    | 3番  | 梅村智秀  |     | 4番  | 石山憲司 |
|    | 5番  | 篠原義彦  |     | 6番  | 大住啓一 |
|    | 7番  | 山西二三夫 |     | 8番  | 黒山久男 |
|    | 9番  | 方川一郎  |     | 10番 | 阿保静夫 |

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のため出席した者の職氏名

|        |      |         |       |
|--------|------|---------|-------|
| 町長     | 高橋正夫 | 副町長     | 大和田収  |
| 会計管理者  | 花房永実 | 総務課長    | 村本信幸  |
| 農林課長   | 菊地敦  | 保健福祉課長  | 飯山明美  |
| 住民課長   | 田西敏重 | 建設水道課長  | 大槻康有  |
| 企画振興課長 | 高橋哲也 | 老人ホーム所長 | 井戸川一美 |

国保病院事務長 藤野和幸  
住民課主幹 小坂祐司  
総務課長補佐 三品正哉  
建設水道課長補佐 小出勝栄  
教育次長 阿部秀幸  
学校給食共同調理場所長 高橋優  
代表監査委員 畑山一洋

総務課主幹 上原章司  
住民課主幹 久司広志  
子ども未来課長補佐 岡崎修子  
教 育 長 佐々木基裕  
社会教育課長 坪 忠男  
農委事務局長 倉崎景一  
選管事務局長 村本信幸

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 鷺巢正樹

総務担当主査 越後 忠

## 開議宣告（午前10時00分）

### ◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

### ◎日程第1 議案第23号ないし日程第6 議案第28号

○議長（高橋利勝） 日程第1 議案第23号令和2年度本別町介護保険事業特別会計予算について、ないし、日程第6 議案第28号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上、6件についてを一括議題とします。

これより、各会計について、順次提案理由の説明を求めます。

議案第23号令和2年度本別町介護保険事業特別会計予算について。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 議案第23号令和2年度本別町介護保険事業特別会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億1,193万6,000円と定めるもので、対前年度比3.1パーセント増となったところであります。

令和2年度の介護保険事業特別会計は、第7期介護保険事業計画の最終年度として、令和元年度の給付見込みを勘案しつつ、おおむね計画に基づき執行することとなります。

第1号被保険者につきましては、前年度より32人少ない2,837人を見込み、高齢化率は41.4パーセントと推計しております。

それでは、事項別明細書により、歳出から主な内容につきまして御説明申し上げます。

13ページ、14ページをお開きください。

3、歳出ですが1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金中、下から2つ目の、本別町介護従事者就業支援等補助金829万円は、介護の有資格者が、継続して1年以上就業した場合に支払われる就業支援金の該当者が増えるため、前年度より105万円増額しての計上となっております。

15ページ、16ページをお開きください。

中段の2款保険給付費、1項介護サービス諸費は、介護保険事業計画に基づくもので、1目介護サービス給付費は、居宅及び施設介護サービス給付費の合計ですが、令和元年度の給付見込みを勘案し、前年度比2,166万7,000円増の8億2,396万2,000円を計上しております。

下段の3款地域支援事業費、1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費、ページをめくっていただき、18ページの12節委託料中、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援87万円は、計画の基礎データとして実施するアンケート調査のうち、介護予防・

日常生活圏域ニーズ調査に係る調査票の設計及び集計等に係る費用です。

次の通所型介護予防事業1,173万2,000円は前年度比311万1,000円の増となっており、これは業務担当者を1名増員したことによるものです。

下段の3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、ページをめくっていただき20ページ、12節委託料中、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援は、高齢者に対して行なうアンケート調査のうち、高齢者実態調査に係るニーズ分析、計画策定支援業務として507万円を計上しております。

次の生活支援体制整備事業ですが、前年度比450万円増の850万円となっているのは、高齢者の社会参加の促進に向け、介護予防に資する地域資源の発掘、コーディネート業務を担う専任担当職員を1名増やし、2名体制にしたことによるものです。

以上で歳出を終わりました、7ページ、8ページをお開きください

2、歳入であります、1款1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料、1節現年度分は2,837人、1億7,707万9,000円を見込んでおります。

9ページ、10ページをお開きください

下段の7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の総額は1億8,439万7,000円で、前年度と比較し547万円、3.1パーセントとなっております。

その理由といたしましては、2節地域支援事業繰入金において、第8期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定に係る業務委託料が増えたこと、及びページをめくっていただき12ページ一段目、4節低所得者保険料軽減繰入金が前年度比360万6,000円増の1,236万円となったことが主な理由であります。

なお、消費税増税に伴う介護保険料軽減は、令和元年度は10月からの6カ月分でしたが、令和2年度から完全実施となっております。

次の段の2項基金繰入金、1目介護保険基金繰入金ですが、介護給付費の増により前年度比998万1,000円増の1,061万1,000円を基金より充当いたします。

なお、23ページからの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。

**○議長（高橋利勝）** 次に、議案第24号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計予算について。

井戸川老人ホーム所長。

**○老人ホーム所長（井戸川一美）** 議案第24号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計予算につきまして、提案内容の御説明を申し上げます。

先日、総務課長より説明ありました、会計年度任用職員制度の導入によりまして事項別明細書の内容変更、節番号の繰り上げ及び会計年度任用職員のフルタイムとパートタイムごとの予算計上となっております。

また、養護老人ホーム閉所に伴います施設の維持管理経費としまして、電気系統、ボイ

ラー系統、夜間警備業務、防災機器等保守点検等も算定しておりますことを申し添えさせていただきます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。なお、括弧書き等の朗読は省略させていただきます。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,233万円と定めるもので、前年度と比較しまして9,907万3,000円、率にして33.8%の増になったところでございます。

それでは、事項別明細書により新たなもの、増減の大きい部分につきまして歳出から御説明させていただきます。

11ページ、12ページをお開き願います。

3、歳出ですが1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費3億5,297万3,000円は、前年度と比較しまして9,896万7,000円。率にしまして39.0%の増となっております。

増額の主なものは、12ページの上段、1節報酬、会計年度任用職員パートタイム19人分1,830万4,000円の皆増、2節給料1億2,803万3,000円は、職員35人、会計年度任用職員フルタイム1人の計36人分で対前年7,418万7,000円の増、3節職員手当等1億599万1,000円は、パートタイムの費用弁償を除きまして、全職員55人分の手当となりまして、対前年5,812万3,000円の増。4節共済費4,066万3,000円は対前年1,374万9,000円の増。8節の旅費中、費用弁償につきましては、会計年度任用職員パートタイムの費用弁償ということで通勤手当の部分でございますけれども7万5,000円を計上するものでございます。これにつきましては、会計年度任用職員制度の導入ならびに養護老人ホームの閉所に伴う職員の異動等によるものでございます。

中段、10節需用費、燃料費中A重油48万5,000円の増、光熱水費159万4,000円の増及び、飛びまして14ページをお開き願います。

14ページの中段、12節委託料、業務委託料中、夜間警備316万円の増につきましては、養護老人ホームの維持管理経費によるものでございます。

12ページにお戻り願います。

10節需用費、修繕料中、施設52万円の増はパンジー浴槽の修理、パンジー浴槽につきましては移動式の昇降できる浴槽でございまして、これの修理ならびにグリストラップ、これにつきましては調理室の油脂分離阻集器、油と水を分ける機械でございまして、これらの交換によるものでございます。

下段、11節役務費、手数料中、14ページお開き願います。

上から6行目、貯湯槽清掃、これにつきましては感染症予防のために清掃をするものでございます。

中段、12節委託料、業務委託料の最下段、污水管清掃30万6,000円は調理室から下水道本管までの配管延長60メートルを食物残渣物等洗浄吸引清掃するための増でございます。

その下、13節使用料及び賃借料、通信機器借上料8万6,000円は利用者の楽しみの一つでもございます、カラオケの借り上げによる増でございます。

その2段下、17節備品購入費、福祉車両502万8,000円は、平成9年度購入走行距離18万キロメートルのリフト車が経年劣化とリフト部分の昇降性能低下による更新するものでございます。

減額の主なものにつきましては、科目廃止になりましたけれども、賃金の7,622万円、これにつきましては、会計年度任用職員制度の導入によるもの、12節委託料の機能回復訓練業務委託料、予算書に載ってはいませんが、21万円の減につきましては、専任の機能訓練指導員配置によるもので全て減となっております。

15、16ページをお開き願います。

中段、2項居宅介護サービス事業費、1目居宅介護支援事業費3,684万9,000円は、総合ケアセンターの居宅介護支援事業所の運営経費で、増額の主なものにつきましては、17節備品購入費、居宅介護支援システム3,000円につきましては機器の更新のため備荒資金により購入するものでございます。

その下、2目介護予防支援事業費250万8,000円は、地域包括支援センターの介護予防支援事業所の運営経費で、前年同様の予算計上となっております。

次に、歳入にまいります。7ページ、8ページにお戻り願います。

2、歳入ですが上段、1款サービス収入、1項1目介護給付費収入2億998万5,000円は、対前年876万9,000円、率にしまして4.4%の増は施設サービスの新規の加算、介護保険制度改正による介護職員等処遇改善加算と消費税増税分の介護職員等特定処遇改善加算、ならびに専任職員配置によります個別機能訓練加算等、これらを取得するための増でございます。

その下、2目自己負担金収入144万4,000円の増につきましても、上記理由による増となっております。

続きまして、9ページ、10ページをお開き願います。

上段、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1億4,243万8,000円は、前年度より8,890万3,000円、率にしまして166.1%の増となっておりますが、先ほど歳出で述べました、施設介護サービス事業費の養護老人ホーム閉所に伴う職員の異動等による人件費の増が主な要因でございます。

これで、歳入の説明を終わらせていただきます。

次に、3ページにお戻り願います。

第2表、債務負担行為ですが、事項、居宅介護支援システム機器更新。

期間、令和2年度から令和6年度。



限度額、258万5,000円でございます。

なお、19ページからの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、令和2年度本別町介護サービス事業特別会計の予算説明とさせていただきます。  
よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） 次に、議案第25号令和2年度本別町簡易水道特別会計予算について。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第25号令和2年度本別町簡易水道特別会計予算について、提案内容の説明を申し上げます。

簡易水道の本年度の給水計画であります。給水戸数、給水人口は、勇足、仙美里、美里別3カ所の簡易水道を合わせて464戸、1,220人、年間総配水量23万立方メートルを計画しております。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億35万2,000円と定めるもので、前年度より2,100万9,000円の減となったところでございます。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものであります。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものでございます。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000万円と定めるものでございます。

それでは、歳出から事項別明細書により、御説明をいたします。

12ページ、13ページをお開きください。

3、歳出ですが、1款1項簡易水道費、1目一般管理費、12節委託料中、次のページの上段になります。保守点検等委託料、計装設備は3年から5年おきに行なっている保守点検対象機器が減ったことによる対前年比171万5,000円減の105万4,000円となっております。

2目維持修繕費、14節工事請負費496万3,000円の工事内容は、計量法による8年ごとの量水器更新工事61カ所、対前年41カ所の減であります。

勇足の簡易水道では、勇足浄水場の第1取水ポンプの機器更新工事を実施するものでございます。

美里別簡易水道では、町道東中西中間道路の改良工事に伴う仕切弁移設工事を実施するものでございます。工事請負費の合計は、対前年1,582万円の減になっております。

15節原材料費101万5,000円は、量水器更新工事の量水器61基分の購入費で対前年70万7,000円の減となっております。

16ページ、17ページをお開きください。

3款1項公債費、1目元金では対前年225万円増の3,853万5,000円となっており、2目利子では対前年81万6,000円減の972万4,000円となっております。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

2、歳入ですが、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目簡易水道費負担金101万7,000円は町道東中西中間道路の道路改良工事に伴う補償費であります。100%の補償率となっております。

2款1項使用料及び手数料、1目水道使用料、1節現年度分は、対前年319万円増の4,369万7,000円を見込んでおります。

下段の4款1項繰入金、1目一般会計繰入金は、対前年1,263万6,000円減の5,229万7,000円となっております。

10ページ、11ページをお開きください。

中段の、7款1項町債、1目簡易水道事業債は、前年度より870万円減の240万円となっております。

次に、4ページをお開き下さい。

第2表債務負担行為であります。本別町水道施設維持整備業務委託については、期間を令和2年度から令和4年度までと定め、限度額を1,575万円とするものでございます。

これは、水道施設維持整備業務を3年契約とするもので、3カ年分として、額を大きくし、設計することで経費率が下がり、単年の業務価格が軽減されます。また、今後3年間の労務単価の上昇に左右されないなど、経常経費の削減として今年度から提案させていただきました。

第3表地方債であります。起債の目的は簡易水道事業で、限度額を240万円とするものであり、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、令和2年度本別町簡易水道特別会計予算の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、議案第26号令和2年度本別町公共下水道特別会計予算について。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第26号令和2年度本別町公共下水道特別会計予算について、提案内容の説明申し上げます。

平成30年度末における下水道の普及状況ですが、公共下水道区域内の下水道普及率は、

99. 16%、水洗化率は92.06%、浄化槽の普及率は49.8%、両方合わせた汚水処理人口普及率は83.27%となっております。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5,265万4,000円を定めるもので、前年より5,533万3,000円の減となったところでございます。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為によるものであります。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものであります。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものであります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明をいたします。

13ページ、14ページをお開きください。

3、歳出ですが、下段の1款総務費、2項施設管理費、1目管渠管理費、10節需用費中修繕料、管渠・ポンプ所汚水ポンプ91万円の対前年362万8,000円の減は3年に1回、実施しているマンホールポンプ所のポンプ修繕が今年度はなかったため、減額となっております。

2目処理場管理費、10節需用費、消耗品費中、15ページ16ページをお開きください。

令和元年度は車両用の下に処理場用として薬品費233万9,000円を計上しておりましたが、令和2年度は薬品費を下水道管理センター維持整備業務委託費に含めて委託するため、対前年233万9,000円の減額となっております。

同じく需用費、消耗品費中修繕料、機械器具311万7,000円、対前年271万7,000円の増は処理場に設置してあります、非常用発電機の自動運転装置の修繕によるものでございます。

12節委託料中、業務委託料中の下水道管理センター対前年421万4,000円の増は、下水道管理センター維持整備業務委託に薬品費を含めたことと、労務単価の値上がりと消費税増税によるものでございます。

3目個別排水処理施設管理費の、対前年137万2,000円の増額は、浄化槽の管理基数の増加および薬品費の値上がりによるものでございます。

2款土木費、1項下水道費、1目下水道新設費、17ページ、18ページをお開きくだ

さい。

1 2 節委託料 1, 1 7 0 万円、対前年 1, 0 6 2 万円の増は令和 3 年度更新予定機器の処理場汚水ポンプ 3 基及び北部マンホールポンプ所の調査設計を行なうものでございます。

1 4 節工事請負費中、公共下水道污水管渠新設工事 4 4 5 万円は国道 2 4 2 号歩道拡幅工事に伴うマンホール施設改修工事及びそのほかのマンホール施設の改修工事でございます。

その下段、公共下水道終末処理場機器更新工事 4, 6 0 0 万円は 2 号最終沈殿池汚泥掻寄機、3 号 4 号送風機 V V V F 盤、外 2 機種の新設工事を実施するものであります。

2 目個別排水処理施設新設費、1 4 節工事請負費 2, 2 9 8 万 7, 0 0 0 円、対前年 7 7 3 万 7, 0 0 0 円の減は、前年度施工に 4 0 人槽が 1 基あったため、令和 2 年度は例年どおり、5 人槽から 1 0 人槽の 8 基の整備を予定しております。

1 9 ページ、2 0 ページをお開きください。

3 款 1 項公債費、1 目元金は、対前年 8 3 万 5, 0 0 0 円減の 2 億 2, 7 8 9 万 5, 0 0 0 円。2 目利子は、対前年 5 4 0 万 7, 0 0 0 円減の 3, 3 6 8 万 1, 0 0 0 円となっております。いずれも既往債の支払い完了によるものでございます。

次に、9 ページ、1 0 ページにお戻りください。

2 の歳入ですが、2 段目の、1 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目公共下水道費負担金、3 節公共下水道事業工事負担金 1 6 0 万円は、歳出で説明いたしました国道 2 4 2 号歩道拡幅工事に伴う改修工事の補償費によるものでございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目公共下水道使用料は 7, 0 2 0 万 8, 0 0 0 円、2 目個別排水処理施設使用料は 1, 4 1 5 万 5, 0 0 0 円、対前年 6 0 5 万 6, 0 0 0 円増で見込んでいます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目土木費国庫補助金 3, 1 1 5 万円に対前年 3 0 5 万円の減は社会資本整備総合交付金事業量の減によるものでございます。

4 款、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金は対前年 9 3 4 万円減の 2 億 1, 9 3 7 万 8, 0 0 0 円となっており、主に公共下水道事業の収支補てんが対前年 8 3 5 万 2, 0 0 0 円の減となっております。

1 1 ページ、1 2 ページをお開きください。

上から 4 段目の 6 款諸収入、2 項 1 目雑入、対前年 1 7 7 万 1, 0 0 0 円の増は主に消費税還付金 1 7 0 万円を見込んだことによるものでございます。

7 款 1 項町債、1 目土木債は、前年度より 3, 0 0 0 万円減の 1 億 1, 1 6 0 万円となっております。

次に、4 ページにお戻りください。

第 2 表債務負担行為であります、令和 2 年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係る利子相当分負担については、期間を令和 2 年度から令和 7 年度までと定め、限度額を貸付残額に対する利子相当額として、中段の令和 2 年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係

る債務負担の損失補償については、期間を令和2年度から令和7年度までと定め、限度額を貸付元金と遅延に係る延滞利子相当額とするものであります。

下段の本別町下水道管理センター維持整備業務委託については、期間を令和2年度から令和4年度までと定め、限度額を1億1,022万円とするものでございます。これは、維持整備業務を3年契約とするもので、3カ年分として、額を大きくし設計することで経費率が下がり、単年の業務価格が軽減されます。また、今後3年間の労務単価上昇に左右されないなど、経常経費の削減として今年度から提案をさせていただきました。

次に、5ページの、第3表地方債であります。起債の目的は公共下水道整備事業で、限度額を2,770万円に、個別排水処理施設整備事業の限度額を1,850万円に、下水道事業資本費平準化債の限度額を6,540万円にするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、令和2年度本別町公共下水道特別会計予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、議案第27号令和2年度本別町水道事業会計予算について。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第27号令和2年度本別町水道事業会計予算について、提案内容を説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第2条の業務の予定量は、給水戸数を2,600戸、年間総給水量を51万6,396立方メートル、1日の平均給水量を1,414立方メートルで、主要な建設改良工事につきましては、配水施設整備改良事業費1,052万4,000円、営業設備整備事業費1,165万4,000円、固定資産購入事業費220万6,000円を予定しているところでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の第1款水道事業収益と、支出の第1款水道事業費は、それぞれ対前年96万7,000円増の1億5,382万6,000円と定めるものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,416万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,224万3,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額192万円を補てんするものでございます。

収入の第1款資本的収入では、対前年4,655万1,000円減の1,083万6,000円、支出の第1款資本的支出は、対前年4,800万円減の7,499万9,000円と定めるものであります。

2ページをお開きください。

第6条の債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める

もので、事項、本別町水道施設維持整備業務委託の期間は令和2年度から令和4年度までとして、限度額を5,318万7,000円とするものであります。これは、水道施設維持整備業務を3年契約とし、経常経費の削減になることから今年度から提案させていただきました。

第7条の企業債であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるもので、起債の目的、配水施設整備改良事業の限度額は720万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第8条の一時借入金については、限度額を1億円と定めるものでございます。

第10条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与で、対前年173万円減の3,263万2,000円であります。

第11条の一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、高料金対策として対前年196万4,000円減の2,431万4,000円であります。

第13条のたな卸資産の購入限度額は554万6,000円と定めるものでございます。それでは、予算説明書により、主な事業内容について御説明いたします。

19ページ、20ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入ですが、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益は、対前年367万3,000円増の1億2,082万2,000円を見込んだところでございます。主な増減は、家事用が対前年589万9,000円の増、業務用が対前年251万5,000円の減を見込んでおり、いずれも料金改定によるものでございます。

2項営業外収益、対前年273万1,000円の減は、一般会計補助金の減額が主な要因でございます。

21ページ、22ページをお開きください。

支出であります。1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、委託料、保守点検等委託料、水道施設管理計器、対前年29万2,000円の増は浄水場管理計器を2年から5年ごとに保守点検しているため、令和2年度は点検対象機器が増えたことによるものでございます。

23ページ、24ページをお開きください。

2目配水及び給水費、対前年584万1,000円の増は、主に人件費の増によるものと、一番下の段になります。委託料、対前年196万1,000円の増は、主に4年ごとに行なっている配水管の洗浄作業を行なうもので、前回は28年度に行なっています。

25ページ、26ページをお開きください。

4目総係費、対前年413万5,000円の減は、主に人件費の減によるものでございます。

27、28ページをお開きください。

中段、5目減価償却費43万8,000円の減額は主に構築物の減価償却費の減によるものでございます。

続きまして29ページ、30ページをお開きください。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費31万1,000円の減額は企業債利息の償還額の減によるものでございます。

続きまして31ページ、32ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入であります。1款資本的収入、1項1目企業債、対前年3,980万円の減は、支出の配水施設整備改良費の工事請負費等の減額によるものでございます。

2項出資金、1目他会計出資金、対前年158万7,000円の増は、平成29年度発生の災害復旧事業債の元金償還によるものでございます。

下段、工事負担金、対前年833万8,000円の減は、令和2年度は補償対象工事がなくなったことによるものでございます。

支出であります。1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水施設整備改良費、委託料546万7,000円は、町道モップ沢の道路に新たに架かる水道橋に配水管を添架するための調査設計でございます。

工事請負費180万円は、山手町ポンプ場の配水池水位計更新を行なうものでございます。

2目営業設備費1,165万4,000円は、計量法により8年で更新する量水器更新工事と量水器購入費で、本年度は304台の更新を行ないます。

3目固定資産購入費220万6,000円は水道維持管理に使用していた公用車両の入れ替えのためのものでございます。

この公用車両は平成6年度登録で26年経過車でございます。毎年4月に車検を受けておりましたが、今年の1月、走行中にエンジンからの異音、水温計の異常があり、帰庁後確認したところエンジンからのオイル漏れ、冷却水がなくなっているのを確認しており、町内業者による見識しており、ウォーターポンプ故障によるエンジンの焼付きの可能性が大きく、エンジン載せ換えなどの修繕が必要になるとの返答をいただき、検討した結果、新品の部品がなく、中古部品での修繕となる、調達や品質の確保が難しい点や修繕費として70万程度掛かる見込みであることを鑑みまして、公用車の入れ替えを計上させていただいております。

次に、2項企業債償還金につきましては、5,061万5,000円であり、年度末の未償還元金は8億8,874万7,000円となる見込みでございます。

以上、令和2年度 本別町水道事業会計予算の説明とさせていただきます。どうぞ、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、議案第28号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 議案第28号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計予

算について、提案内容の御説明を申し上げます。

最初に、令和2年度は10月を目標として、60床の一般病床を一部地域包括ケア病床に変更し、入院単価の上昇による収支の改善を図っていくこととしております。

また、病院会計も、一般会計と同様に会計年度任用職員制度が導入されており、1目給与費の3節賃金が廃止され、3節は報酬へと変わっております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

業務の予定量、第2条であります。病床数は60床、年間入院患者数16,790人、年間外来患者数40,506人を予定いたしました。1日平均患者数では、入院患者で46人、外来患者で167人となり、前年と比較しますと入院は4人減少、外来で1人減少としておりますが、前年度実績等を勘案しながら見込んだところであります。

新年度の診療体制は、当面、内科医師2名、外科2名、耳鼻咽喉科1名の常勤医師5名体制で運営をしていく予定であります。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の第1款、病院事業収益は11億1,510万5,000円で、前年度当初比2,582万2,000円、2.4%の増、支出の第1款病院事業費用は12億4,354万5,000円で、前年度当初比1,570万9,000円、1.2%減の予算といたしました。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、収入の第1款資本的収入は9,053万1,000円で、前年度当初比2,821万2,000円、45.3%の増、次の2ページになりますが、支出の第1款、資本的支出は1億3,029万9,000円で、前年度当初比3,088万7,000円、31.1%増の予算といたしました。

企業債、第7条であります。起債の目的、病院施設設備等改修事業、限度額1,400万円、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでありますので省略させていただきます。

一時借入金、第8条、一時借入金の限度額は3億円と定めるものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第10条は、職員給与費8億1,133万5,000円、交際費40万円とするものであります。

他会計からの補助金、第11条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、一時借入金支払利息20万8,000円、医師看護師等研究研修経費230万円、退職手当組合事前納付金617万9,000円、基礎年金拠出金公的負担経費1,634万5,000円であります。

棚卸し資産の購入限度額、第13条は1億7,790万3,000円と定めるものであります。

重要な資産の取得及び処分、第14条、700万円以上の重要な資産の取得は、電話交換機設備一式を予定するものでございます。

次に、予算説明書により主な項目について説明させていただきます。

22、23ページをお開きください。



収益的収入及び支出の収入であります。1 款病院事業収益、1 項医業収益、1 目入院収益は3 億8,356 万1,000 円で、前年度比9.1%減、1 日平均単価を上期は一般病床22,500 円、下期一般病床22,600 円、地域包括ケア病床26,000 円で見込んだところであります。2 目外来収益は、3 億3,079 万4,000 円で、前年度比12.5%増、1 日平均単価は一般外来5,600 円、透析外来29,000 円で見込んだところであります。

3 目その他医業収益、3 節一般会計負担金1 億7,342 万5,000 円、下段の2 項医業外収益、2 目他会計補助金、1 節一般会計補助金2,503 万2,000 円及び次の24、25 ページ、上段の3 目負担金交付金、1 節一般会計負担金1 億1,894 万5,000 円を合わせた3 億1,740 万2,000 円は、一般会計からの繰入金で、前年度より2,940 万2,000 円増額となっております。

引続き24、25 ページ、7 目繰入金、1 節国民健康保険特別会計繰入金1,031 万7,000 円は、国保特別会計から繰入れを受けるもので、内訳は健康管理センター事業に係る医師人件費分600 万円及び国保調整交付金431 万7,000 円を当初予算で見込むものであります。

次に、26、27 ページ、支出であります。1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費は8 億1,133 万5,000 円、前年度比3,568 万8,000 円、4.6%増の計上といたしました。給与費の内訳は、正職員が66 名、会計年度任用職員が40 名で、総数106 名の予算計上となります。

増の要因としましては、病棟の看護助手4 名を含みます。正職員が7 名増及び令和元年度まで、3 目経費の2 節報償費で予算計上しておりました出張医謝礼金を1 目給与費の3 節報酬に3,515 万8,000 円予算計上したことによるものです。

2 目材料費、1 節薬品費5,844 万8,000 円、前年度比445 万5,000 円、7.1%減及び2 節診療材料費6,674 万2,000 円、前年度比535 万1,000 円、7.4%減は、前年度実績を勘案したものです。

28、29 ページをお開きください。

3 目経費ですが、2 節報償費120 万3,000 円は、前年度比4,106 万円の減であります。先ほど説明しましたとおり、出張医の謝礼金を、1 目給与費の3 節報酬に予算計上したことなどによる減です。

30、31 ページ、15 節委託料は対前年1,212 万6,000 円の増ですが、33 ページをお開きください。

下から7 行目、短期看護師派遣796 万7,000 円、その下、データ提出加算導入サポート業務203 万5,000 円が主たる要因でございます。

以上で収益的収入及び支出の説明を終わらせていただき、40、41 ページをお開きください。

資本的収入及び支出の、支出であります。1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目病

院施設改修工事費 2,796万2,000円は病院電話交換機設備の更新工事を行なうものです。

病院電話交換機設備につきましては、別添の予算説明資料、27ページをお開きください。

右側上段の全体事業説明ですが、病院内の内線電話及びナースコール設備を一体的に更新するもので、本設備は当院が開設されました平成12年に設置し、本年度で20年目を迎え、設備全体が老朽化し、一部不具合が発生し、交換部品の供給も終了しているため更新するものです。左の事業費ですが、2,796万2,000円で、財源内訳は地方債が2,790万円、一般財源が6万2,000円であります。

予算書に戻りまして41ページ、お開きください。

41ページの3目固定資産購入費617万4,000円は、医事システム端末1台購入34万4,000円、電子カルテ追加システム一式購入583万円で、共に地域包括ケア病床導入に対応するため購入するものです。

次に、予算書の38、39ページに戻っていただきまして、収入であります、1款資本的収入、1項1目企業債1,400万円は、病院施設設備等改修事業に係る病院債。2項出資金、1目他会計出資金7,141万8,000円は、企業債償還元金の3分の2、及び一般会計が借り入れる過疎債分を一般会計から出資を受けるものであります、次の3項負担金、1目他会計負担金510万8,000円を合わせました7,652万6,000円が、資本的収支に係る一般会計からの繰入額となり、収益的収支と合わせた一般会計繰入金総額は、前年度比4,484万7,000円、12.9%増の3億9,392万8,000円となります。

なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 以上で、各会計予算の提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております、議案第23号令和2年度本別町介護保険事業特別会計予算について、ないし、議案第28号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、及び昨日11日議事とした、議案第20号令和2年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第22号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について以上9件については、議長を除く11名の委員をもって構成する、令和2年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号令和2年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第2

8号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件については、議長を除く11名の委員をもって構成する、令和2年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時 6分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました、令和2年度各会計予算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に篠原義彦委員、副委員長に阿保静夫委員と決定いたしました。

以上、報告といたします

---

#### ◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、通知済みとします。

本日は、これで散会いたします。

御苦勞様でした。

散会宣告（午前11時17分）

# 令和2年本別町議会第1回定例会会議録（第5号）

令和2年3月19日（木曜日） 午前10時開議

## ○議事日程

- 日程第 1 (令和2年度各会計予算審査特別委員会委員長報告)  
議案第20号 令和2年度本別町一般会計予算について  
議案第21号 令和2年度本別町国民健康保険特別会計予算について  
議案第22号 令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第23号 令和2年度本別町介護保険事業特別会計予算について  
議案第24号 令和2年度本別町介護サービス事業特別会計予算について  
議案第25号 令和2年度本別町簡易水道特別会計予算について  
議案第26号 令和2年度本別町公共下水道特別会計予算について  
議案第27号 令和2年度本別町水道事業会計予算について  
議案第28号 令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について
- 日程第 2 意見書案第1号 公立・公的病院の「再編、統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書
- 日程第 3 決議案第1号 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し民族共生の未来を切り開く決議
- 日程第 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件  
(産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会)
- 日程第 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件  
(閉会中の継続調査申出書)
- 日程第 6 議員派遣の件

## ○会議に付した事件

- 日程第 1 (令和2年度各会計予算審査特別委員会委員長報告)  
議案第20号 令和2年度本別町一般会計予算について

|       |           |   |
|-------|-----------|---|
|       | 議案第 2 1 号 | 令和 2 年度本別町国民健康保険特別会計予算について                  |
|       | 議案第 2 2 号 | 令和 2 年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について                 |
|       | 議案第 2 3 号 | 令和 2 年度本別町介護保険事業特別会計予算について                  |
|       | 議案第 2 4 号 | 令和 2 年度本別町介護サービス事業特別会計予算について                |
|       | 議案第 2 5 号 | 令和 2 年度本別町簡易水道特別会計予算について                    |
|       | 議案第 2 6 号 | 令和 2 年度本別町公共下水道特別会計予算について                   |
|       | 議案第 2 7 号 | 令和 2 年度本別町水道事業会計予算について                      |
|       | 議案第 2 8 号 | 令和 2 年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について                |
| 日程第 2 | 意見書案第 1 号 | 公立・公的病院の「再編、統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書          |
| 日程第 3 | 決議案第 1 号  | アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し民族共生の未来を切り開く決議         |
| 日程第 4 |           | 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件<br>(産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会) |
| 日程第 5 |           | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件<br>(閉会中の継続調査申出書)       |
| 日程第 6 |           | 議員派遣の件                                      |

---

○出席議員 (12名)

|    |     |       |     |     |      |
|----|-----|-------|-----|-----|------|
| 議長 | 12番 | 高橋利勝  | 副議長 | 11番 | 藤田直美 |
|    | 1番  | 水谷令子  |     | 2番  | 柏崎秀行 |
|    | 3番  | 梅村智秀  |     | 4番  | 石山憲司 |
|    | 5番  | 篠原義彦  |     | 6番  | 大住啓一 |
|    | 7番  | 山西二三夫 |     | 8番  | 黒山久男 |
|    | 9番  | 方川一郎  |     | 10番 | 阿保静夫 |

---

○欠席議員 (0名)

---

○説明のため出席した者の職氏名

|             |      |           |       |      |
|-------------|------|-----------|-------|------|
| 町           | 長    | 高橋正夫      | 副町長   | 大和田収 |
| 会計管理者       | 花房永実 | 総務課長      | 村本信幸  |      |
| 農林課長        | 菊地敦  | 保健福祉課長    | 飯山明美  |      |
| 住民課長        | 田西敏重 | 建設水道課長    | 大槻康有  |      |
| 企画振興課長      | 高橋哲也 | 老人ホーム所長   | 井戸川一美 |      |
| 国保病院事務長     | 藤野和幸 | 総務課主幹     | 上原章司  |      |
| 住民課主幹       | 小坂祐司 | 住民課主幹     | 久司広志  |      |
| 総務課長補佐      | 三品正哉 | 子ども未来課長補佐 | 岡崎修子  |      |
| 建設水道課長補佐    | 小出勝栄 | 教育長       | 佐々木基裕 |      |
| 教育次長        | 阿部秀幸 | 社会教育課長    | 坪忠男   |      |
| 学校給食共同調理場所長 | 高橋優  | 農委事務局長    | 倉崎景一  |      |
| 選管事務局長      | 村本信幸 |           |       |      |

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

|      |      |        |     |
|------|------|--------|-----|
| 事務局長 | 鷺巣正樹 | 総務担当主査 | 越後忠 |
|------|------|--------|-----|

開議宣告（午前10時00分）

---

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 議案第20号ないし議案第28号

○議長（高橋利勝） 日程第1 議案第20号令和2年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第28号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件を一括議題とします。

以上、9件について委員長の報告を求めます。

令和2年度各会計予算審査特別委員会篠原義彦委員長、御登壇ください。

○各会計予算審査特別委員長（篠原義彦）〔登壇〕 報告します。

委員会審査結果報告。

本委員会は、令和2年3月12日第1回定例会において付託を受けた下記事件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、事件。

議案第20号令和2年度本別町一般会計予算について。

議案第21号令和2年度本別町国民健康保険特別会計予算について。

議案第22号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について。

議案第23号令和2年度本別町介護保険事業特別会計予算について。

議案第24号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計予算について。

議案第25号令和2年度本別町簡易水道特別会計予算について。

議案第26号令和2年度本別町公共下水道特別会計予算について。

議案第27号令和2年度本別町水道事業会計予算について。

議案第28号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について。

委員会の開催日。

令和2年3月16日、17日、18日。

審査の結果。

議案第20号令和2年度本別町一般会計予算修正議案について、否決。

令和2年度本別町一般会計予算について、原案可決。

議案第21号令和2年度本別町国民健康保険特別会計予算について、原案可決。

議案第22号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決。

議案第23号令和2年度本別町介護保険事業特別会計予算について、原案可決。

議案第24号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計予算について、原案

可決。

議案第 25 号令和 2 年度本別町簡易水道特別会計予算について、原案可決。

議案第 26 号令和 2 年度本別町公共下水道特別会計予算について、原案可決。

議案第 27 号令和 2 年度本別町水道事業会計予算について、原案可決。

議案第 28 号令和 2 年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、原案可決であります。

以上、報告いたします。

○議長（高橋利勝） お諮りします。

本案 9 件の委員長報告に対する質疑は、議会運営基準 103 により省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑は省略することに決定いたしました。

これから、議案第 20 号令和 2 年度本別町一般会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3 番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、議案第 20 号令和 2 年度本別町一般会計予算について、反対の立場で討論を行ないます。

本町は、財政調整基金残高への不安や町立病院運営が一般会計に重い負担を与え、合わせて地方交付税の減などにより財政難と言えることはことさら述べるまでもありません。合わせて人口減が進む現実に対し、本提案は町政執行方針で述べられた歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しによる予算提案とまでは認めることができません。

まず、議会費について具体的には研修や視察時の移動手段としてバスの借上ではなく、議員みずからレンタカー等を利用し、経費削減に努めること、効果が曖昧な儀礼的な出費には特にも厳正に、新聞への年賀広告をやめ、町広報議会だよりなどでも町民の皆様に対し行なっている新年のご挨拶で十分だと考えるところでございます。

この 2 点だけでも少なく見積もって約 25 万円の削減が可能です。令和 2 年度は、毎年実施の全道研修会に合わせ視察旅行へ赴く委員会が総務常任委員会のみで、それにおいても約 23 万円の削減ですから、その余の議会運営委員会、広報広聴常任委員会、産業厚生常任委員会、これらが複数視察旅行を実施する可能性は今後も十分にあり、その際の費用削減効果はさらに大きくなるものでありますので、この考え方を常とし、予算提案がなされるべきです。



次に、土木費について、令和元年平成31年事業年度における町道補修工事予算2,000万円での事業執行時においても、いまだ70カ所以上の未整備箇所があることが明らかであるところ。

令和2年度予算提案においては200万円減額の1,800万円での予算提案でありました。同額の平成30年事業年度予算1,800万円の事業執行時には少なくとも2件、町道維持管理の不適を起因とする車両損壊事故が発生しており、一件は白のオーディ、町道の凹凸によるタイヤ及びアルミホイールの損傷。二件目は黒のホンダステップワゴン、町道に設置されたグレーディング跳ね上げによる車体下回りの損傷。これら個人の政治活動において、被害者、被害車両、修理先、事故現場の特定もできておりますが、予算審査特別委員会質疑における答弁より、地方自治法にのっとり適正な報告、処理がなされていないとの判断ができ、これら町道の維持管理の実態、事故発生状況等を十分に把握できていない中での予算提案に至っていることが伺え、予算減額により現在よりもさらに不十分な町道の維持管理となり、ともすれば新たな事故の発生により、町道利用者の財産や生命を侵すことにもなりかねず、よって適切な予算提案と認めることができません。

理事者におかれましては、予算提案の判断材料としても重要なことでありますので、十分に事実の確認調査を行なうことを求めるものであります。

次に、予備費についてです。過去予算を超える充用した事実はなく、不測の事態により支出を余儀なくされた場合は、法に基づき、補正予算で対応することが原則であること、そして予備費の充用は首長の裁量でできるため、そもそも多額に計上すべき性質ではありません。

次に、その余、予算提案に伴う事業の内容ですが、直近の調査では高ストレスを抱える職員が70人、18.7パーセントにも及び人数自体も増加傾向にあることが判明しております。

原因としては、人間関係によるもの、役場の風通しの悪さによるものも少なくないと思われ、自死が疑われるような職員などをこれ以上出さぬためにも、早急にその対応が求められるところであり、従前から実施されている医師や健康管理センター、心のホット相談でのカウンセリング等に留まらず、根本的な原因の解決に向け、予算措置による効果的な事業運営となるよう再検討を強く求めるものであります。

以上、適切な予算措置を講じた上での再提案を求めるもので、本予算案には反対をいたします。

議員諸兄姉の御賢察を賜りますようお願い申し上げ、反対討論を閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

大住議員、御登壇ください。

○6番（大住啓一）〔登壇〕 議案第20号令和2年度本別町一般会計予算について、賛成の立場での討論をいたします。

この予算につきましては、先の予算特別委員会での質疑、また総括質疑の中であっても行政改革の考え方、定数外職員と称していた人員配置の考え方、今後の財政、特に基金の再構築など、また新型コロナウイルスに対する対策についても、町民の皆さんの生活に寄与できる予算内容と判断できることから、本予算に賛成するものでございます。

議員各位の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫） 原案の本別町一般会計予算に賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

予算質疑の中でも、様々な角度からそれぞれの議員が質疑をされたと思っております。私自身もとりわけ農業関係で言えば、新規就農者対策で前回の新規就農者2名、そして今回またさらに3名ということで、連続的に新規就農者対策が町の予算の中で執行されていくということで、農業分野においては新しい力がほかの地域から入ってくるということに非常に私は感銘を受けております。

人口減対策という意味でも、農業分野でのそういう努力は非常に重要だというふうにかねてから思っておりますので、新規就農者対策あるいは新技術、新作物対策ということに、この予算の中でも今後力を入れていくものというふうに思われます。

また、福祉分野でも町民の命と暮らしを守るといふ分野で言いましても、非常に厳しい予算の中でそれぞれの対策、あるいは継続的な対策が図られているというふうに思っております。一般会計の中でも、そのようなことが十分図られているというふうに考える次第です。

以上の理由から、令和2年度の一般会計予算に賛成の立場の討論といたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで、討論を終わります。

これから、議案第20号令和2年度本別町一般会計予算についてを採決します。この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第20号令和2年度本別町一般会計予算については委員長報告のとおり、可決されました。

これから、議案第21号令和2年度本別町国民健康保険特別会計予算についての討論を行ないます。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第21号令和2年度本別町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者11人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第21号令和2年度本別町国民健康保険特別会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第22号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 議案第22号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論を行ないます。

本町の後期高齢者医療対象者数は、令和2年度は1,612人、昨年比4人増と予定されているとのこと。

昨日の予算特別委員会では、令和元年度では現在20万円余り、6件の保険料の滞納繰越があることが明らかにされていますが、本会計予算では滞納繰越予算は1,000円となっております。高齢者の暮らしが厳しい反映ではないかというふうに考えます。高齢者の負担は多くなってきたと思います。

昨年2019年12月、政府は窓口負担を現在の1割から2割負担への導入を打ち出しています。

私は高齢者が安心して、医療にかかれるように制度の改善、または元の老人保険制度に戻し、際限なき保険料アップの仕組みをなくしていくことだというふうに思います。

以上の理由により、本会計予算に反対の討論といたします。

議員諸氏の御賛同のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 議案第22号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論を行ないます。

まずもって、本制度についてでございますが、運営の主体は本町ではありません。制度に対する疑義を唱えられていても、本町ではこの制度から抜けて単独で運営をしていく、そういったことにはなりません。

また、高齢者への負担が膨らむ、その辺の懸念については一部賛同いたすところがございますが、伴って医療費等の増加、高齢者の増加に伴う医療費の増加というものを鑑みていかなければなりません。

必ず、どこかで誰かが負担をしなくてはならず、この子育て現役世代への負担が大きくなる、こうした懸念もあるためバランスが重要であります。

また、予算審査におきましても、何ら不備等が見当たるものではなく、本提案については賛成をするところがございます。

議員諸兄姉の御賢察を賜りたくお願い申し上げ、討論を閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで、討論を終わります。

これから、議案第22号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第22号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第 2 3 号令和 2 年度本別町介護保険事業特別会計予算についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 2 3 号令和 2 年度本別町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者 1 1 人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第 2 3 号令和 2 年度本別町介護保険事業特別会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第 2 4 号令和 2 年度本別町介護サービス事業特別会計予算についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 2 4 号令和 2 年度本別町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者 1 1 人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第 2 4 号令和 2 年度本別町介護サービス事業特別会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第 2 5 号令和 2 年度本別町簡易水道特別会計予算についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 25 号令和 2 年度本別町簡易水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者 11 人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第 25 号令和 2 年度本別町簡易水道特別会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第 26 号令和 2 年度本別町公共下水道特別会計予算についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 26 号令和 2 年度本別町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者 11 人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第 26 号令和 2 年度本別町公共下水道特別会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第 27 号令和 2 年度本別町水道事業会計予算についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 27 号令和 2 年度本別町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋利勝） 起立者 11人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第27号令和2年度本別町水道事業会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第28号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計予算についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、議案第28号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、反対の立場で討論を行ないます。

令和元年6月より、検討委員会が立ち上がり、まもなく9月には一般会計に重い負担をかけた3億円の補正予算を提案。議長と私を除くすべての議員が賛成をし、可決がなされました。

その中身たるや、一時借入金2億円の返済と当座の運転資金1億円が使途でございませぬ。借金を返済するために、さらに借金をすること、世にこれを自転車操業と言ひ、民間では経営が成立するものではございませぬ。

公的病院として、不採算部門を担うことも理解してございませぬが、独立採算が原則であります。これらの経緯を経ても、今なお、本提案において一時借入金の最高限度額を3億円とし、平成29年度の1億円、平成30年度の2億円との提案もできない、そもそも検討委員会でも議論にすらならず、事務的にはじき出されたなど極めて甘いお役所的な認識である。

一部の収支については、取り組みによって経営改善の兆しも見え始めているが焼け石に水。病院の抜本的な改革にはつながらないと考えるところでございます。

すでに地域連携の観点においても、評価はあるものの町内医療機関との関係構築がなされておらず、見通しは明るいととは言える状況にもない。

もはや、広尾町のように運営の主体を変え、民間の経営感覚を導入する、抜本的な改革しか本別町に、町内にこの病院を残し、従事する関係者の雇用と家族の暮らし、地域の医療と町民の命と暮らしを守る方法は残されていないと断じざるをえませぬ。

若干でも、余力のある、今がその舵を切る時であり、将来にわたって本別町に病院を存続させるために、本予算案に反対をいたします。

地域医療、病院運営に影響を与えぬよう、可及的速やかに運営方針を改め、再

提案を求めるものであり、本予算案には反対をいたします。

議員諸兄姉の御賢察を賜りますようお願い申し上げ、討論を閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

大住議員、御登壇ください。

○6番（大住啓一）〔登壇〕 議案第28号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

本予算においては、昨年9月補正予算の質疑以来、多額の一般会計からの補充等々の中身でございました。

そののち、特別委員会立ち上げに伴います、病院経営の指針を示すという観点から、今後においても特別委員会での白熱した議論がなされるものと考えております。

本予算においての質疑の中でも、これからの示されるであろう体制が垣間見える答弁もございます。したがって、この本別町の国民健康保険病院の令和2年度の予算案については、賛成するものでございます。

議員各位におかれましては、特段の御配慮をお願い申し上げまして、私からの賛成討論とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

柏崎議員、御登壇ください。

○2番（柏崎秀行）〔登壇〕 議案第28号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどの反対討論にありました、民間に任せるしかないという断言は、なんの根拠もないものでございます。先ほどの賛成議員の討論にもありましたように、現在特別委員会を設置し、病院の改革に向けて取り組んでいるところでございます。

予算を見ましても、そういった事情を考慮したものであると思いますので、原案に賛成いたします。

議員各位の賛同をよろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） 同じく原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 議案第28号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、賛成の立場で討論に参加したいと思います。

先ほどの賛成者の意見もありましたとおり、公的病院の果たすべき役割というのは非常に重要だというふうに思います。



かなり以前になります。民間であれば当に経営を変えなきゃならないという議論をやった時期がありました。その時にも同じような議論の中で公的病院が果たすべき役割が何かというところで、やはりその採算はもちろん重要視しながらも住民の命と健康を守るという大きな使命を果たしていかなければならないというような議論の経過が過去にもありました。

まさに、今公的病院の役割が改めて問われているというふうに思います。一部には新自由主義的な発想で経営、数字ばかりが先歩きするような風潮がありますが、最大の重要な公的病院が果たすべき役割をこの本別町立国保病院にもしっかりと果たしていただきたい、そういう意味での予算だというふうに理解しております。そういう点からも原案に賛成の立場の討論といたします。

○議長（高橋利勝） 同じく、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで、討論を終わります。

これから、議案第28号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第28号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計予算については委員長報告のとおり、可決されました。

---

## ◎日程第2 意見書案第1号

○議長（高橋利勝） 日程第2 意見書案第1号公立・公的病院の「再編、統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 意見書案第1号公立・公的病院の「再編、統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、提案説明は案文の朗読をもって代えさせていただきます。

公立・公的病院の「再編、統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書案。

昨年9月26日厚労省は、自治体が運営する公立病院と日本赤十字など公的機関が運営する公的病院の4分の1超にあたる全国424の病院をリストアップし、「再編統合について特に議論が必要」とする分析結果とともに対象となる病院名の公表を行ないました。

これは2017年度の報告データを基に、①「診療実績が少ない」②「他の医療機関と競合している」などの分析を行ない2020年までに統廃合・再編・ベッド縮小などの計画を具体化することを求めたものです。このリストには道内54、十勝管内6の病院も含まれています。

今回の厚労省の公表と要請は、「地域医療構想」の進捗のみを目途に、地域や病院の実情や現状を一切勘案することなく、画一的な基準で「再検討」を求めるものです。これは道知事の権限に対する越権行為であり、地方自治に対する侵害です。

厚労省の「要請」に基いて再編・統合が進められれば、地域での医療を必要とする患者・住民が、安全で質の高い医療を受けることができなくなります。また、医師や看護師などの医療労働者の不安を増大させ、離職・退職の加速や新規採用をいっそう困難にすることは明らかです。厚労省の公表と要請に対して関係医療機関や首長、地域住民などから怒りの声が上がっています。

今回公表された公立・公的病院は、住民が安心して地域で住み続けるために必要な医療機関であり、必要な病床です。厚労省が求める「再検証」は、安倍政権が掲げる「地方創生」にも逆行する「地方切り捨て」であり、地方自治の本旨にも反するもので容認できません。

道内54病院を含む424病院のリストと「再検証」の要請を白紙撤回し、地域医療を守る観点からよりいっそうの対策を図ることが求められています。安全、安心の医療を実現するためにも下記について国に要望します。

記

1、道内54病院を含む424病院のリストと「再検証」については白紙撤回すること。

2、国の責任で医師・看護師などの確保を進め、地域住民が医療を受ける権利を保障する施策を強めること。そのための財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上です。議員各位の賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それではお伺いをいたします。

まず1番目にお伺いをいたします。上段にございます、①診療実績が少ないという記載がございしますが、こちらは誤りであって正しくは、がんなどの高度医療の実績の部分だと思っておりますが、この辺の御標記についての御見解はいかがかというのが、まず1点目でございます。

2番目でございますが、表題にもございますし、統廃合、再編、ベッドの縮小などということでの記載がございます。ここで言われる統廃合、再編、ベッドの縮小などの定義についてどのような御見解をお持ちなのか。また、この計画を具体化することについては何か問題だとお考えなのか、こちらについても伺いをいたします。

3番目でございます。道知事の権限に対する越権行為であり、地方自治に対する侵害ですという記載がございますが、知事におかれましては2月13日、道庁の知事会議室において北海道町村議会理事との懇談会において、この公表についてですけれども対象となった医療機関が将来に向けて担うべき役割や再編統合等の方向性を機械的に決定するものではないという認識をしているというような議事がございます。この辺について知事の御見解とは異なるのかなと私自身は認識をしたのですが、その辺についての御認識について伺いいたします。

次、4番目のお伺いでございますが、2番目にお伺いした点にもかかってはくるのですが、なぜ再編統合が進められれば地域での医療を必要とする患者、住民が安全で質の高い医療を受けることができなくなるとございますが、なぜ受けられなくなるとするのか、その具体的な理由について伺いをいたします。

5番目のお伺いでございます。医師や看護師など医療労働者の不安を増大させ、離職、退職の加速や新規採用を一層困難にすることは明らかですというように記載がございますが、いわゆる公表から6カ月以上が経過している現在ですけれども、本町や管内またその他全国的に見て、そういった実態はあるのか事実について確認をいたします。

続きまして、必要な医療機関だということの続きで、必要な病床ですというような記載がございますが、この必要な病床というのはどういう御見解なのか、この詳細をお伺いいたします。

その続き、厚労省が求める再検証はということでございますが、再検証というものはすでに進んでいるのかなと私自身は認識するのですが、その辺についてはどのように御認識なされているのか。この再検証するということ自体について何か問題だとお考えなのかという点ですね。

8番目のお伺いでございますけれども、そもそも部分で言うと、この意見書の案の提出については、十勝の勤医協労働組合のほうから出されてきたものが素案となっているのかなというふうに察するところがございますけれども、そういったものを見られてご自身のお言葉にということであれば、そういうような解釈もできるのかもしれないけれども、そもそもご自身で作られたものというふうな御認識なのかどうかというところなのです。というのも、その辺の認識がどうかというところ、まず伺いいたします。

あと最後のお伺いになります、9番目のお伺いですが、今特別委員会でいわゆる審査や調査が始まったばかりでございます。意見書というものの性質で言うと対外的に議会の意思として表明するものでありますが、再編統合等についてあたかもやはりそうすべきじゃないというような趣旨とも受け取れるのですが、そういったまだ審議や調査が未了の状態

でそうした対外的に、結論付けるような意思表示というものを行なうことについてはどのように御見解をお持ちなのか、以上9点お伺いをいたすものでございます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 9点とおっしゃいましたけども、私のメモでは10点になります。

それと3番目のことが書き取れませんでしたので、答弁漏れになろうかと思っておりますので、その点は再度質疑のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

まず1番目ですが、診療実績が少ないというような趣旨で、これはがんとかそういう中身ではないでしょうかということなのですが、そういうことも含めて地方病院の状況を示されたのが、各地の地方公聴会でもそれぞれの実績が示された中でこのようなことが挙げられてきているというふうに思っております。

それから2番目が、統廃合の定義についてどう考えるのかということですが、今回9月26日に出された厚生労働省の案なのですが、なぜこれが出されたかという背景は、実は財界の意向が十分反映されているということなのですね。これについては、例えば日経新聞などもその点について触れられておりますが、経済財政諮問会議の中の4名の委員さんが先ほど来申し上げているような趣旨で統廃合を進めるべきだという趣旨の意見書が出されました。経済財政諮問会議ですね。そして、この意見書の中身がそっくり2019年の骨太方針の中に書かれました。その医療分野が先ほど来申し上げているような中身です。

ですから、もともとは経済諮問会議の中で簡単に言うと、地方の病院は数が多すぎるから距離的にも近いところもあるので、統廃合すべきだという趣旨の意見書だったというふうに捉えておりますけども、そこら辺をそのことによって例えば近いもの同士は統廃合してはというような趣旨の意見が出されたということが統廃合の案というか、そういう言葉になっているというふうに理解をしているところです。基本的にはA病院とB病院がそれぞれの町にあるとしたら、C病院という形で新たに統廃合するか、AかBのほうにその機能を移すというような、そういうような趣旨を統廃合というふうに捉えていると思います。

その後の質疑が私、書ききれませんでした。あとで再度お願ひしたいと思います。

道知事の関係ですけども、まず基本的には国民健康保険の制度が北海道に移行されたというのは御承知の通りだと思います。とりわけ地方自治体の国保病院はその範疇に入るわけで、当然道知事の権限というふうに捉えているところです。ですから、そのことを踏まえて道知事が色々今後の方針ということで、機械的に国の言う通りにやるわけじゃないよという話をされたとしても、それはあくまでも道知事として当然のことであって、道知事の権限に対して、国がどうこうということを言っているのは今回の統廃合の案ではないかということで、それは違うのではないかという趣旨で述べたつもりです。

私のほうでは5番目になっていきますけども、地域の住民が公立病院だとなぜ安心、安全なのかということですが、これはもう極めて一般的には先ほど賛成討論の中に申し上げましたけども、やはり民間ではすでに経営的にはもう大変だという状況が続いていた年もあ

ったし、それを改善しようとしてきた本町と言え、そういうこともある。当然公的病院というのは、そういうことも踏まえた上で一般会計からの繰り入れ等も含めて、病院の運営を守ると、それが基本的な使命の一つだという捉え方で、そういう意味ですれば地域住民からとっては、もちろん技術的なことも含めてですが、安全安心ということに繋がるというふうに考えております。

医療労働者、医療関係の従事者の不安を煽ることになるのではないかということなのですが、先ほど申し上げましたが、国は何カ所かでこのことの説明会を開いておりまして、そのうち仙台での例が私のほうにはあるのですけども、仙台の例では関係医療の方から、簡単に言うとすでに公的病院の医療労働者に対する看護師さんやなんかに対するほかの医療機関からの声掛けが始まっているという事例が仙台の国の説明会の中で報告されています。そういう報道があります。ということであれば、国が出す方向性というのはあらゆる分野で影響があるというのは、その情報の捉え方にも当然よるのですけども、先ほどの質疑の例で言うと、すでに医療労働者の中での不安は逆にこのことによって、不安が出ていて、実際にそういう、俗に言う引き抜きのことも始まっているということは本当に由々しき問題だというふうに私は思っておりますので、仙台の例は御紹介させていただきました。

次も十分書き取れませんでした。必要な病床等の記述があるけど、それはどういうことかというふうに捉えたのですけども、先ほどお話の中にもあったとおり、本町で言えばこれから病院の会計についての議論というか、調査検証が始まるということで、今回の本町の予算であれば10月からのケア病床も含めて病床を整備していくということで、国のこういう方針が出されるかどうかは別として、多分それぞれの自治体病院あるいは公的病院、日赤なんかも含めて経営がやはり過疎化によって非常に進んでいると、経営の悪化が進んでいるというのは、これはどこの病院もほとんど似た状況だというふうに思います。そういった中で必要な病床数は、一番大きいのはその町の人口だとは思いますが、その他の医療機関との関係、あと十勝で言えば帯広との距離、そういったことも含めた中で色々な要素が絡んだ中で病床というのは年々動いていくかというふうに思います。

そういう面では、このことがあろうがなかろうが、それぞれの公的病院として、それぞれが検討をしていかななくてはならない課題だというふうに捉えていますので、意見書と直接その部分に関わりあるというふうな意味ではないというふうに思います。

同じように再検証は、当然取り組まなきゃいけないという意味で今と同じ意味で、本町も同じように再検証を取り組んでいる段階ですが、国のほうとしてははっきり申し上げて、この国が出した方針は撤回されておりません。撤回していないということは本当にやるということですね。先ほどの経済財政諮問会議の関係で言うと、日にちも実は出ているのですね。2020年の9月までに一定の結論を出せと、各病院が出せと、そういうことが諮問会議で言われているのですよ。国は言っていないけど。だから、これは勘繰りになってしまうので説明としては捉えないでほしいのですけど、そういうことも影響している

のかなって私個人は思っているところです。

私のほうでは9番目になっていますけども、十勝勤労者医療協会、略称勤医協病院の労働組合が私の聞いたところでは管内6町村を、なぜ6町村というのはわかると思うのですが、リストアップされた病院のある6町村を回って色々意見を聞いたということは私も聞いております。そこで、勤医協の労働組合としてこのような案ということが示された経過はありますが、もちろんそのことを参考にはもちろんしていますが、私の中ではやはり本町の病院の状況も考えながら、言葉も付け加えながら私たちの実態を意見書として国に届けるにふさわしいと思われる文面を考えたつもりです。その意味で、そのことを丸写しという意味ではなくて、やはり参考にはもちろん専門の方々の書いたことですから、大いに参考にしたところですが、やはり本町としてこれからの状況も踏まえたうえで、十勝の管内のことも含めて新たに入れたというつもりでありますので、参考にはしておりますけれども、丸投げ的な考えではありません。

私のほうでは10番目になっていますが、意見書として出す以上はこれは議会の意思だということだというふうに捉えているのですかということ、意見書は当然そういうことです。それで、なぜ特別委員会をやるのだということ、冒頭に全議員が、皆さんが見たとおりです、町国保病院を守るという立場で今までの色々な検証をするのだということが明確に謳われていますので、なんらこの意見書の、議会の意思という意味では国保病院を守るという趣旨の特別委員会の趣旨にそぐわないものではないというふうに思います。

答弁いたしましたけど、私のほうでは3番目になっています。もう一度答弁漏れがあると思いますので、質疑のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午前11時 5分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、阿保議員より答弁漏れの申出がありましたので許可いたします。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 休憩中に色々伺って答弁漏れの箇所を補強したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

私のほうでは3番目と想っていたのですが、2番目の質疑の中身です。統廃合の定義について、この計画を具体化することについてどう考えているかという趣旨の質疑だったというふうに捉えております。

この計画が出されたということ自体が、先ほども申し上げたと思いますけども、地域の公的病院の果たしている役割、それから本町もそうですが経営の厳しい実態、そういったものが理解されているものと思われぬという意味で強く抗議の念を持っている次第です。それで、今回リストアップされた病院は、患者の状況で言えば急性期の患者を主に扱う病院、本町もそうですが安定期を扱っている病院がリストアップされているという形ではな

いというふうに思います。そういう意味では住民の命と健康を守るという意味では、非常に重要な役割を果たしている病院だと、その病院の急性期という特性もあるということが今回のリストアップの中には考えられていないのではないかとこのように思っている次第です。

それから道知事が機械的に決定するものではないという方向性を、道知事としておっしゃったということですが、先ほども言ったと思うのですが、極めてそれは道知事としては権限上の当たり前のことだというふうに思っております。しかしながら、国としてはそういった権限者である知事がそういうことを言っているにも関わらず、この計画そのものを打ち消しはしていないという点でも問題があるというふうに思っております。

それから6番目だと思いますが、医療労働者の不安を煽るものであるという趣旨の話をさせていただきました。仙台で国が設けた説明会、意見を聞くという会の中で実際に出されたことを先ほどいくつか紹介したのですが、このことが進めば新卒看護師と言うのですか、新たに看護師を募集した際にそういう不安な自治体病院には来ませんよというようなことが広がるのではないかと、仙台の中ではそういう事例が生まれ始めているという趣旨の話があったというふうに報道されております。そういう点からも、やはり医療労働者の不安を煽っているものだと判断しているところです。

以上、補足の答弁といたします。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたします。

まず1番最初にお伺いいたしました件でございます。診療実績が少ないという記載についてでございます。御答弁の中では、がんなども含めてというような御答弁だったのですが、含めてというか、この診療実績が少ないというすべての診療実績というものの御認識なのですか。これは実際9領域、例えばがんとか心疾患とかそういったものだけですから、そういう意味ではこの記載は失当だというふうに私は考えるところなのですが、その辺の御認識を改めてお伺いいたします。

続きまして、いわゆる統廃合再編、ベッド縮小の定義ということでお伺いしました。特にも統廃合については御答弁いただきましたが、再編の定義はどう考えているかということなのです。俗に言う、この厚労省が言っている再編統合という部分についてで言うと、いわゆるダウンサイジングとか機能分化、連携等も含むという定義で厚労省は見解として持っているのですが、同じ見解をお持ちだという認識でよろしいのでしょうか。というのも、この再編統合、厚労省と同じ見解ということであれば、例えば今ある病床の用途を変える、病床の数は変えないけれども目的を変えるよとか使い方をえますよということも、この再編に含まれるというふうに厚労省自体は定義づけをしていると思っはいるのですが、その辺は阿保議員についてはどうお考えなのかという点ですね。

あとは、それ自体にその抗議をするということなのですか。この再編統合するということが自体について、そもそもそれ自体を許さないぞというような御趣旨も含まれていらっし

やるのかどうかというところについて、特に御答弁を求めるものでございます。

3番目にお伺いしました、道知事の越権行為ということでございますが、そもそもいわゆる厚労省の様々なこういう地域医療構想等に基づいて道としても平成28年の12月22日に地域の医療構想というものを策定してございますし、その辺についても越権というところまで知事自身が考えているとは考えにくいところがあるのですが、その辺どういうふうな御理解でいらっしゃるのかですね。

また、この統廃合や再編が進めばなぜ地域での高い医療というものを住民たちが受け取れなくなるのかという点でございますけれども、これは好事例としてたくさんあるのですが、それが必ずしも印象的、イメージ的なもので病院をなくなってしまうとかということではなくて、使い方を変えましょうとか、運営を継続できるようにダウンサイジングしましょうとかそういったものまで含まれていて、それによって経営の規模を縮小したり、やり方を変える、運営の方法を変えたりすることによって継続していくというような御趣旨のお考えというのはお持ちじゃないのかなのです。その辺についてはどういうふうにお考えでこの意見書案を出されているのかお伺いをいたします。

この再検証の部分でございますけれども、すでにもう進んでおりますし、もう6カ月以上が経過して進んでおりますし、そもそもこれ厚労省としても2040年を見据えて提出がされております。地域医療構想というものについてでございます。25年度を一つの区切りとして高齢化が進み、医療費がかさんでいくよと、それを削減していきましようというところから地域できちんと病床の削減が進んでいないので見直してくださいねと、ただ、御趣旨というか背景として伺えるのは出し方が強引だぞと、乱暴だぞと、唐突だぞとということについては私も理解できるところがあるのですが、言っている内容とかについては従前より地方公共団体についても出されていたもので、いきなり突きつけたものとは違うと思うのです。いわゆる出し方というものについては、一部そういった批判というのがあるのは十分理解しております。ただ、その辺きちんと考えなさいと言うことについては至極当然のことだと思っております。続けれるように考えなさいということですから、その辺をどういう御認識でいらっしゃるというのが、この意見書案から伺えずに、この辺のお考えについて改めて伺えたらなというところでございます。

また、特別委員会での審査の部分でございますが、この定義がどういうふうにお考えなのかというところについて、すごく関わってくるのですが、このそもそもの再編統合自体に抗議をして撤回せよというようなお考えであれば、そもそも本町でも色々考えられている計画というもの自体ができ得なくなりますし、これを対外的に議会として表明するのであれば、今考えられている病床の利用の方法とかについても反対ということになってくると思います。この再編というものの定義、これはやっぱり特にダウンサイジング、機能分化連携、いわゆる福祉関係の施設との連携とかっていうものを含んででございますから、これ内容的には全く問題がないというふうにと考えると、単に出し方だけが問題だったのじゃないかなというところなのなのですが、その辺この意見書の性質の部分ですか、



どのような御認識なのかという点についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 質疑に答弁をしたいと思います。

まず1番目が診療実績が少ないの認識ですが、先ほど補足で申し上げましたけれども急性期と安定期ということで大きく言うと二つに分かれます。急性期ということの事例の多さ、その他で扱う病院としての診療実績は少ないという病院が今回リストアップされているというふうに認識をしております。現場の状況をちゃんとわかっているのかということで、非常に憤りを感じている次第です。

再編の定義ですけれども、連携等も含めて再編ということを行っているのではないかとありますが、少なくとも出された文章あるいは説明会の中で厚労省自身が批判を受けている見解とは、そういう中身は見えないというふうに思っております。

ただし、本町病院でも行なってますけども、薬剤の共同購入などは連携という意味では非常に重要なことを取り組んでいるというふうに思っています。それぞれの地域の公的病院が連携をしながら、その公的病院としての役割をきちんと果たしていく、その町の病院としての役割を果たしていくという意味での連携、共同、協力というのは当然あって然るべきですし、そういうことも含めて結論的に言えば地域の公的病院を守るということについて、努力をしていただきたいという趣旨ですし、今回の厚労省の見解は全くそのことに反対をしている中身だというふうに理解をしていることですし、強要することには全く反対です。

3つ目ですが、道知事に対する越権行為だという表現ですが、知事はそう捉えていないのではということですが、知事がどう捉えるかどうかは私はわかりません。知事は国の言うとおりがもつともですと言うかもしれません。それはわかりません。ただ少なくとも出されている中身は、地方の公的病院について色々国として言うということ自体が、これは越権行為ということになるかと思えます。それは当初説明したとおり、本別で言えば町国保病院の関わる国民健康保険の関係は道に移管しているということです。そういう意味から言っても、国が越権行為を犯しているというふうに私は思って、そういうように表現をさせていただきました。再編統合したらなぜ地域での高い医療が受けられないようになるのかという趣旨の質疑だというふうに思いますが、それで運営の形を変えてもそのことをきちんと守るような運営がいいのではないかとというような趣旨の質疑だったというふうに受け止めました。繰り返し言いますが、国の言っている方針はそういうことについては少なくとも違うことを言っているというふうに思っております。

先ほど申し上げたように経済財政会議の中で、その基調になっているのは民間による経営ということが、公的なものすべてにおいて指摘をされてきているのがこの経済財政諮問会議の基本路線だというふうに思っています。先ほど質疑の中でもおっしゃったとおりですが、今回の公的医療病院の統合再編の検討の結論は、その諮問会議の中では本年の9月ということの期限目標が示されています。私もまだ2045年に向けてという部分までは

捉えておりませんでした。いずれにしてもそのような非常に厳しい中身と、それから繰り返になります。経済への計算を主としたような公的な病院の役割、公の役割というものを私は今回この病院のことで言いましたけれども、あらゆる分野にそういう風潮があるのではないかとということも頭に置きながら、今回病院についてはこうだという趣旨で話をしたつもりです。

それから見直し期間は出し方が乱暴だというふうに質疑者の方もおっしゃっていますが、まさにそのとおりです。今回特別審査委員会をやるということで先ほど申し上げたように審査特別委員会の目的を掲げられているとおりです。本町の国保病院を守るということが掲げられておりますので、この意見書の求めている趣旨となんら違うものではないというふうに思っております。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたすところでございますが、まずこの再編統合に抗議という部分です。タイトルにもございますけども、これは厚労省がこのように去年の9月に公表したということに対しての抗議、その手法等についての抗議というところにとどまらず、内容についても抗議というような理解でよろしいのでしょうか。

内容についても抗議だということであれば、それは9月にいきなり内容を公表したのではなくて、従前からそれは地方公共団体等とやり取りというのはしていたのですよという事実がありますけれども、それでも遡及しておかしいと言うのですか。その辺についてまずお伺いをしたいのと、今特別委員会でも審査調査が始まったところですし、病院のほうでも今病床の利用の方法ですとか、そういったものを検討してこれから変えていきたいというところがございます。厚労省が指し示す地域医療構想というものですが、この意見書案の提出に際して、厚労省の持っている地域医療構想ってお読みになられたうえで出されていますか。100ページくらいに及ぶものなのですけど、それにちゃんと書いてあるのですけどね。再編統合の定義というもの、それをわかった上で再編統合に抗議ということなのか。だから僕、手法についての抗議なのか、出し方についての抗議なのか、再編統合の中身自体に抗議なのかと聞いているのがそこなのです。再編統合の定義はダウンサイジング、機能分化連携等を含むというふうに定義づけされていますから、ということであれば、これから本町行なおうとしている病床の利用方向の変更についても抗議することになりますので、これはこれから特別委員会で病院を残すために、これは目的が一緒でございます。ただし、そこに至るまでの手法が色々ありますよね。その手法について、すごく制限がかかってしまいます。これを議会として対外的に意思表示をしてしまうと非常にこれからの病院運営というものについて、議会としての意思表示というのはとても難しくなるというふうに私自身は思ったのですが、その辺についての御見解、どういうふうにお考えなのかと、賛同委員の皆さんもいらっしゃると思いますので、賛同委員の皆さんもどのようにお考えの上で御署名なされたのかという点についても、ここの部分ですね、一番大切なのは、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） まず最初にタイトルの内容についてですけれども、私は基本的には仙台でのやり取りが報道の範囲です。仙台の国の地域説明会、全体で確か4カ所か5カ所、九州のほうも確かやっております。そういった中ででのやり取りの中で、3カ所の中から中身そのものがおかしいんじゃないかという意見が出されていたということを受けて、私は内容についておかしいというふうに感じてこの意見書を作った次第です。

それから、特別委員会の方向性と今後の手法や内容について、対外的に問題が起こってくるのではないかと、不安が生じないのかという見解です。

それから、国の政策について全文読んでいるのかどうかということです。まず全文は読んでおりません。あくまでも様々な報道の中での話という意味では、そういう中で今回の意見書を提案した次第です。ただ、それぞれの説明会の中でどういう意見が出され、地域の声として届けられたのかということは十分にチェックをしたつもりです。

それから、ダウンサイジングを踏むというようなことを国のほうが言っている、私自身は国が横文字使いだしたら危ないと思っております。やはり中身がよくわからんと、やはりこれから私たちが考える、私たちがこれから取り組む病院の特別委員会の中で今質疑者のほうから出された様々なことも含めて議論しながら、でも目的に掲げた本町の国保病院をどうやって守るかということのを皆で議論をしていく、ですから当然批判的に見れば、この部分は無駄なのじゃないかという意見も当然出てくるでしょう。そういうことも含めながら、担当者あるいは理事者と協議をしながら、やはり目的に、繰り返しになりますから言いませんけれども、国保病院を守るということに向かって、委員会が進められるものというふうに思っています。

そういうものに水を差したのが今回の国の方針だと私は思っておりますので、非常に怒りを持ってこの意見書を提案した次第です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは意見書案第1号、公立・公的病院の「再編、統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書について反対の立場で討論を行ないます。

まず提案者でございますけれども、怒りを持ってということでございますが、少しお水でも飲んで落ち着いていただけたらと思うところでございます。

まず手法についての部分について、色々な御見解をお持ちだということについては一部理解できるところがございますが、そもそもこれは公表された手法についてというところの部分でございます。その部分の抗議に留まらず、従前より厚労省より示されていた

地域医療構想というものについては何ら変更がない。一部部分的な改正というのは今も重ねられてはおりますけども、根本的なものは変わっていない、地域に病院を残せるように、また2025年をまず一つの境として、医療費がかさんでいきますよと、それについては医療費を削減していくというようなビジョンもあるというところで、にも関わらず地域の公的公立病院の病床の削減というのは進んでいないという現状があると、だからそれを改めて考えてくださいねと、考えてくださいねということも従前より地方公共団体にも伝えられていたという事実があります。なので、ただ手法があまりにも乱暴で、いきなりメディアによって報道されたというところがございますので、そこについての部分だけじゃなくて、中身にもというところがございますら、先ほど質疑でも述べたとおり、これから本町の病院についても再編というものの言葉に含まれる、先ほどダウンサイジング、横文字使いだしたら危ないというような御見解も示されましたが、きちんとダウンサイジングのほかにも機能分化、連携等ということできちんと日本語も使われてございます。そういう意味で言いますと、ただ病院をなくすか残すかというようなものでもございませぬし、機能について分けていこう、機能分化でございませぬ。これについても本町でも今考えているところがございますから、これを議会として可決して対外的に意思表示をしてしまえば、今後本町においていわゆる厚労省の言っている再編という部分を行ないたいと言ったときに、認めないということになってくると思います。その辺について、この意見書を提出するという意味で言うと、提案者のお怒りというものと御見解というものについては、わかりますけども、今特別委員会の審議というものも始まっている中でこの時期に、この意見書というものを出して議会の意思として対外的に表明するということは甚だ時期的にも合わないことだなというふうにと考えるとございませぬし、私自身はこの再編と統合ということをして、地域に今なかなか経営が厳しいという中でどうやって残れるような形に変えていくかというところだと考えてございませぬので、再編統合というもの、あと従前より厚労省が指し示していた再編統合という部分については、私自身は十分に地域で検討していく必要があるというふうにと考える立場でございませぬので、この意見書案については反対というところで討論を閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

石山議員、御登壇ください。

○4番（石山憲司）〔登壇〕 それでは、この意見書に対する提出に賛成の立場で討論させていただきます。

これは昨年の9月26日、ここに書いてあるとおり厚労省が全国424、十勝でも6病院指定したものでございませぬ。ただ、これは皆さんご存知かと思いますが今年の1月の17日に修正されております。その時に修正内容は発表した424のうち7病院を削除し、約20病院を追加し、全体で440病院ということになります。この時に厚労省は病院名や所在地を公表しておりませぬ。理由は混乱を招くからであるという理由で厚労省はみずから昨年の9月に公表したのを混乱を招くからと言って、修正段階では公表できなかった。

これはみずから混乱を招くということを認めている厚労省の立場ではないかと思えます。

この辺に対しまして、修正に至った理由を一言申し上げれば、データの入力ミスだそうでございます。このようなずさんな方法で、このような各地域に多大な影響を及ぼすリストアップがされていいのでしょうか。私は速やかに厚労省みずからが認める混乱を招くならば、速やかに撤回すべきであると私は考えます。

もう1点、質疑の中に出てきました医師や看護師等に不安を増大させているのではないかとこのところで質疑がございました。これも昨年11月に全国の自治体病院協議会の会長が新聞上に公表しておりますけども、そのリストアップされていた病院に内定していたお医者さんが辞退している、また医局がリストアップされていた病院への医師の派遣を見送っている等々の記事もございます。明らかにこれは今問題なっています、医師偏在を助長するものであると私は思います。私は、日本の宝と言ってもいい医療保険制度、国民皆保険制度を断固守る立場と、本別町が安心して住めるまちづくりに必要不可欠な本別町町立病院を存続させ、さらに安定経営に向かうためにこのようなリストアップをし、公表するというのは速やかに撤回していただきたい。

議員各位の賛同を求めまして、賛成討論といたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案の賛成者の発言を許します。

柏崎議員、御登壇ください。

○2番（柏崎秀行）〔登壇〕 意見書案第1号に賛成の立場で討論させていただきます。

まず反対議員の質疑を聞いた中で、再編の定義は何なのか、いやいや知っているじゃないですか。聞く必要はあるのですかということです。勤医協のものを真似たのか、あんたが作ったのかなどと言う悪質な質疑をされていたものだと感じるところでございます。

私自身この意見書案に署名しているところですが、意見書の文中にもあるように地域や病院の実情や現状を一切考慮せずに責任を持たず自治体名を挙げました。

町民が安心して暮らせる病院を維持するためにも国が責任を負わない以上、撤回を求めるところでございます。我が町の病院は我々で守っていく必要があると痛感し、討論とさせていただきます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 同じく原案に賛成者の発言を許します。

水谷議員、御登壇ください。

○1番（水谷令子）〔登壇〕 意見書に賛成する立場から意見を述べます。厚生省の公表は全国の関係医療機関の組長、地域住民などから怒りの声と不安の声が上がったことから地域や病院の実情や現状を考えていない、これまでの地域医療関係者の努力を見ているのかとも疑問に思うところです。ただ、不安を煽ったものだと思います。住民の安全安心の医療を実現するためにもこの意見書に賛成します。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 同じく原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで、討論を終わります。

これから、意見書案第1号公立・公的病院の「再編、統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、意見書案第1号公立・公的病院の「再編、統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎日程第3 決議案第1号

○議長（高橋利勝） 日程第3 決議案第1号アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し民族共生の未来を切り開く決議を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

議会運営委員会方川委員長、御登壇ください。

○議会運営委員長（方川一郎）〔登壇〕 決議案第1号アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し民族共生の未来を切り開く決議。

この議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由であります。道議長会より発議要請がありまして、議運で取り扱いを協議いたしました。

その結果、決議案として本会議で取り扱うこととなった次第であります。

内容は、案文を朗読し提案説明とさせていただきます。なお、括弧書きは朗読を省略させていただきます。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し民族共生の未来を切り開く決議案。

アイヌ文化の復興、発展の拠点としてウポポイ、民族共生象徴空間が北海道白老町ポロト湖畔に、4月24日誕生する。

先住民族アイヌを主題とした、日本初の国立アイヌ民族博物館と国立民族共生公園等か

らなるこの施設は、国では年間来場者100万人の目標を掲げ、道内においては官民一体となって誘客活動に取り組んでおり、道内各地のアイヌ文化振興の取り組みや食、観光等の地域の多様な魅力とつなげることにより、国内外への総合的な情報発信の強化となり、国民理解の促進が大きく期待される。

また、北海道を訪れる観光客のさらなる増加は、新たな産業の創出、既存産業の活性化など相乗効果も期待されるところである。

十勝総合振興局管内においては、帯広市、上士幌町、芽室町、幕別町、本別町及び浦幌町のアイヌ協会支部や自治体、関係団体が中心となって、アイヌの伝統的生活空間、イオルの再生事業に取り組んできているところである。

ウポポイ開設を機に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が図られ、北海道が魅力ある大地であり続けるため、道民が協力して民族共生の未来を切り開いていかなければならないものである。

以上、決議する。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） お伺いをいたします。

決議案ということでございまして、議会という機関の意思を広く内外に表明するものの御提案だというふうに御見受けするところでございますが、今ここにこの決議をして、具体的には町議会として何をしたいとか何かそういう背景というか、目的というか、そういったものがあるのか否かというところでございます。これがまず1点でございます。

2点目でございますが、ウポポイについても記載がございます。北海道知事におかれましても、こちらの誘客というものに非常に熱意を注いでいらっしゃる、PRにも熱心なというところでございますが、本町においてもウポポイを中心といたしまして、北海道の観光に寄与するというような具体的な考え方とか、そういったものがあるうえでの御提案なのかという点が2点目でございます。

3点目でございますが、記載のあります、アイヌの伝統的生活空間、イオルの再生事業というところにつきまして、十勝の総合振興局管内において帯広市、上士幌町、芽室町、幕別町、本別町及び浦幌町のアイヌ協会支部や自治体関係団体が中心となってという記載がございますが、特に本町における具体的な取り組みの内容等については、どのようになっているのか、以上3点お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 方川委員長。

○議会運営委員長（方川一郎） 3点ありますけども、本議会として何ができるかということではありますが、そういったことで特に議会として、このことについて議論しているわけではありませんけども、当然、道が取り組んでいる中身であります。そういう意味では各自治体はもとよりであります、議会もそういった意味で今後そういう形で新たにウポ

ポイ等の開設が予定されているということでありまして、そういったことに対して情報をやはり発信できるように我々もそういった施設を見るなり、それなりのことをこれからそれぞれ議員の立場で研修できればというふうに思っていますし、もう1点は北海道知事もそういったことで当然取り組んでいるわけでありまして、北海道自体として案文の中にもありますけど100万人の観光客を、そのことによって北海道に来ていただけるということ、今の時期の情勢ではなかなか4月どうなるのかわかりませんが、長い目で見ればそういったことが誘客できるのかなというふうに思っています。

そういうことで、やはり北海道全体として取り組んでいただきたいということの中身もありまして、本別町の議会としても、これに当然賛同できる部分が多くあるわけですので、そういった面で協力できるのかなというふうに思っています。

本別町のアイヌ協会として、どういうことの活動かということは、私もその中身のところまでは調査は十分できていないわけですし、そういう意味では予算審査の中でも色々ありましたけれども、そういったことでは活動を行政としてチェックし、それによって補助金等々も協議させて、そういう支出させていただいているというようなお話もありましたので、そういうことも私も含めて詳しく、これから調査できる部分があるのかなと思っていますので、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1点目にお伺いした点でございますが、施設等の見学というようなことがございました。議員の立場でということでございますので、それは改めて本別町議会としてもそういうところの実施かどうかということは別といたしましても、この決議に基づいて、アイヌの、現場の方々の文化の振興と申しますか、そういったところに理解を示し、町議会としてできることを考えていこうというようなお考えのものと御提案ということで理解してよろしいかというのが、まず1点目、改めてのお伺いです。

2点目でございますが、記載のあるとおり、北海道知事の旗振りによって大々的にぜひ北海道へということでございます。北海道全体としてのということでございますので、当然本別町議会としても、北海道全体の一員として知事のお考えを支えていくというような理解でよろしいかというのが2点目でございます。

3点目でございますが、イオルの再生事業について本町がどのように取り組んでいるかという点については、御存じないというような御趣旨の御答弁かなと思いますが、知らないけれど記載をしていると、なので今後その辺も調査していく契機にしようというような理解でよろしいのか、以上3点改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 方川委員長。

○議会運営委員長（方川一郎） 本別町の議会としてこうしていくのだということを、私代表して結論じみたことは、中々発言はしづらいところがありますが、議員それぞれの全体で取り組む活動内容の一つとして挙がってくれば、当然議会として、他委員会活動として、それぞれ取り組む方法があるのかなというふうに思っていますし、そういう意味では



今後個人的に云々ではなくて、議会としてということであれば、やはりそういった議論も必要になってくるのかなというふうに思っています。

それと、北海道で取り組んでいる云々の知事代表にしてのお話ですけども、当然そういったことを尊重して本別町でも協力できる部分はしっかり本別の議会、あるいは行政もそうであろうと思いますけども、協力できる部分はしっかり協力できるように活動していくものだというふうに理解しているところであります。

もう一つ、協会の関係でありますけれども、その件につきましては最初の質問と同じになるわけですけども、やはり議会議員として、あるいはまたそういった意味で中身を調査研修するということは当然至極当たり前のことでありますので、そういった意味では議会としても取り組めるものだというふうにも思っていますし、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、本提案に際しまして議会運営委員会という協議がなされたというところでございますが、当然議会という機関の意思を決議するわけですから、議会議員個人の人ということではないというふうに理解するところでございます。

それは、あえて個人に周知をしようとかってということではなくて、議会として町議会として決議をして、広く内外に表明するということが決議だというふうに理解してございますので、当然アイヌの文化の振興というもの等については、やはり議会として話があればやるということなのか、この提案の前に当然それは改めて別の場を設けて町議会としてできることを考えていこう、学べることを学んでいこうというような議論があつての御提案が筋なのかなと考えるところなのですが、その辺の事実関係と提案者のお考えを改めて伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 方川委員長。

○議会運営委員長（方川一郎） この決議案を提出した経緯でありますけれども、これは北海道議長会から本町にもこういったことで決議をしてほしいということの要請があつたとおりでありまして、そういう意味では今までも従来やはり道議長会から来た部分については、議会運営委員会でその旨協議させていただいて、議運で意見書等々もありますけども、そういったことで議会運営委員会で発議をするということになっておりますので、そういったことを踏まえて今回もその手続きをとったところであります。

また、先ほどから議論になっております、議会として取り組むことは、やはりそれなりの議員全体での意見のまとまりも必要だというふうに思ってますし、個々で活動する部分については、それなりのやり方もあるかと思っておりますけれども、議会全体で行動するということは、やはりそれなりの委員会活動の延長であつたり、そういったことを踏まえてやる方法で議会全体として取り組むということは、そういうことになってくるのかなというふうに思っていますし、やはり情報収集等々についてもそういった議員間の意見をどこかで取りまとめてそういった活動につなげていくということも当然必要になってくるのかなと

理解しているところであります。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これから討論を行ないます。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、決議案第1号アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し民族共生の未来を切り開く決議を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し民族共生の未来を切り開く決議は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（高橋利勝） 日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

産業厚生、広報広聴の各常任委員会から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から申し出のあった所管事務について、閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

---

#### ◎日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（高橋利勝） 日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎日程第6 議員派遣の件

○議長（高橋利勝） 日程第6 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（高橋利勝） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第1回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

閉会宣告（午後1時48分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 3月19日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 山 西 二三夫

署名議員 大 住 啓 一